

人道的価値観をはぐくむ 国際人道法学習プログラム

誰もが人間らしく生きるために



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

人間を救うのは、人間だ。Our world. Your move.



はじめに ～ なぜ国際人道法を学ぶのか？ ～

東日本大震災が発生した2011年は、日本にとっても、また世界にとっても、忘れられない年になりました。この年、国連の統計によれば世界の人口が70億人を突破。さらに今世紀末までには100億人を超えることが予想され、世界的なエネルギーや食糧不足の問題が懸念されています。また、気候変動の影響により、大規模災害の数も年々増加。自然災害にかぎらず、世界の国々の紛争の惨劇がニュースで報道されない日はなく、私たちのいのちを脅かす出来事は、日々、絶えることはありません。

災害多発国に生きる私たちにとって、自然災害の脅威は常に私たちの生活と隣り合わせにあるものです。また、自然災害以外にも、高度な情報化社会に生きる私たちは、時にインターネットなどのメディアを通じた暴力にさらされています。とりわけ若い世代の子どもたちにとって、メディアが与える影響は計り知れないものがあります。このような時代に生きる私たちに必要な価値観とは、一体どんなものなのでしょうか？

1859年、一人のスイス人青年実業家、アンリー・デュナンが、北イタリア・ソルフェリーノで19世紀最大といわれたイタリア統一戦争の激戦に遭遇します。数万人の死傷者が打ち捨てられている悲惨な光景を前に、デュナンは、イタリア・カステリオーネで村人や通りがかりの旅人とともに、敵味方の区別なく負傷した兵士の救護活動にあたりました。このときの体験を記した“ソルフェリーノの思い出”という本の中で、彼は「平和なときから戦争で傷ついた人々を救護するための団体を組織しておくこと」また「国家間の神聖な協約として、一つの原則を定めること」を提案しました。この提案は多くの賛同を得ました。提案された救護団体は世界中の国々に設置されることになる赤十字・赤新月社へと発展し、後者の提案は今日、「ジュネーブ条約」とよばれる、世界の国々の間の共通の約束事となりました。

この教材でとりあげられる国際人道法とは、紛争の状況下において戦闘方法や武器の制限を規制し、文民、つまり軍人（戦闘員）ではない人を守るための国際的なルールです。国際人道法は紛争の状況下でも、人間の尊厳を守り、紛争のもたらす不必要な犠牲や損害を防止することを目的としています。いついかなる場合でも戦争という極限状態でさえも脅かされてはならない私たちのいのち、人間の尊厳を守るための基本的なアイデアが刻まれています。そしてこのルールは、世界中の国々がそれを認めているという点で、その人が属する国、人種、宗教に関係なく、人として誰もが守らなければならない性格を有しています。

人間のいのちと尊厳を脅かすものを敏感に感じとる力、そして、相手のことを思いやり、優しさやいのちの大切さを感じとる力。こうした「人道的な価値観」は、今まさにこの時代に生きている私たちこそ切実に必要とされるものです。人道法を学習することは、その価値観をはぐくむことにつながります。

今日、私たちにはいくつかの選択肢があります。戦争の惨状をただ静観することもできるでしょう。しかし、子どもたちが目にした戦争が、あってはならないことだということ、また、戦争のときであっても、人の心に深く根ざした“人間の尊厳”を守らなければならないということを、子どもたちに伝えることもできるのです。

赤十字国際委員会（ICRC）副総裁ジャック・フォースター

目次

教材のねらいと特徴	1
イントロダクション 世界の今	5
第1章「人道的な行動」を考える	9
第2章 人道法－人間の命と尊厳を守るためのルール	19
－ 1 子ども兵士の問題を通じて	20
－ 2 地雷・クラスター弾の問題を通じて	27
コラム 核兵器と人道法	39
第3章 ルールの違反に対処する	43
Q & A 戦争をなくす努力と戦争中のルール	55
第4章 人間の尊厳を取り戻す	57
－ 1 ベーシック・ヒューマン・ニーズ	58
－ 2 自由を奪われた人の保護	70
－ 3 離ればなれになった家族の支援	79
学習のまとめと評価	91
ことばの解説・リンク集	95

教材のねらいと特徴

- 簡単な答えはない ～ No Easy Answer ～
- 教材のかたち
- 教育手法の例

教材のねらいと特徴

■ 簡単な答えはない ～ No Easy Answer ～

この教材の使用にあたって国際人道法の専門的な知識は必要ありません。それはこの教材が、教師が一方的に生徒に答えを与えるのではなく、生徒と教師がともに答えを“探究する”という進め方を重視しているからです。（国際人道法については、「ことばの解説・リンク集」を参照してください。）

例えば子ども兵士に関する学習では、子ども兵士の徴兵に関する人道法のルールを学ぶだけではなく、「なぜ、子どもたちは兵士になったのか」、「兵士になった結果はどうだったのか」、といったルールが必要とされる背景、兵士となることの結果を生徒に問いかけ、追求していく「学びのプロセス」が指導案の多くを占めています。

このため、教材の中に常に明確な答えが用意されているわけではありません。このことで人道法に対する表面的な知識だけではなく、言葉を使って自分の考えを表現する力、社会のさまざまな出来事に対する想像力、人道的なものの見方、そして、結果的に人道法の根底に流れる「人間の尊厳とは何か？」ということに対する深い理解を養うことが期待できるからです。「簡単な答えはない（No Easy Answer）」このことがこの教材を貫く最大の特徴です。

教材の目的は次のとおりです。

- | |
|--|
| ・ いくつかなる場合でも、人のいのちや人間の尊厳を尊重する大切さを理解すること。 |
| ・ 時事問題への興味や国内外の紛争を人道的観点から見る能力を身につけること。 |
| ・ 他人のことを思いやる、優しさやいのちの大切さを考える人道的な感性をはぐくむこと。 |

各章の具体的な目的は次のとおりです。

各章の目的

イントロダクション では、地図を使って紛争、災害、貧困など、人間の尊厳を脅かすものに対するイメージを作ります。

第1章「人道的な行動」を考える

いくつかの事例を通じて「人道的な行動」とは何かを考え、人道的な観点から物事を見ることを学びます。

第2章 人道法 — 人間の命と尊厳を守るためのルール

子ども兵士と地雷などの兵器の事例を通じて、人道法の基本的ルールを学びます。

第3章 ルールの違反に対処する

ルールに違反した場合の対応として、裁判所による処罰、犠牲者の救済と平和な社会のための和解の大切さを学びます。

第4章 人間の尊厳を取り戻す

災害や紛争がどのように人のいのち、人間の尊厳を脅し、それを守るためにどのようなことが必要となるのかを学びます。

■ 教材のかたち

この教材は、赤十字国際委員会（ICRC）とボストンの教育研究所が共同作成した青少年向けの人道法教育のための指導者の手引き「人道法の探究（Exploring Humanitarian Law, EHL）」の要素¹を取り入れ、主に指導の骨子となる指導案と添付資料から構成されています。添付されるディスクにはEHLで用いられる映像が収録されており、本教材でもEHLの一部や、イギリス赤十字社が作成した教材が用いられています。EHLについては「ことばの解説・リンク集」も参照してください。EHLのテキスト、映像は、ICRC（英語）のホームページ²からもダウンロードが可能であり、その一部の章は日本語翻訳版³も刊行しています。

映像資料集（付録）	本教材での使用
紹介ビデオ	－
生徒向けビデオ	
クリップ1 戻りたくない	第2章-1で使用
クリップ2 人を殺し続ける地雷	第2章-2で使用
クリップ3 私たちがソンミ村でやったこと	－
クリップ4 家を追われて	－
クリップ5 闇の中の光	第4章-2で使用
クリップ6 被拘束者の回想	－
クリップ7 行方不明者 知る権利	第4章-3で使用
クリップ8 演劇を通じた戦争体験	学習のまとめと評価で使用

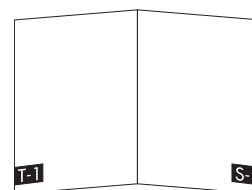
〔記号の意味〕

＞ … 生徒への問いかけを表します。

S-1 … 生徒用資料の No.1 を表します。

T-1 … 教師用資料の No.1 を表します。

※本教材では、本文中の左右下に明記しています。



■ 教育手法の例 ディスカッション

人の意見を聞き、自分の意見を他人に伝える能力を身につけます。よりよいディスカッションのためには、教師は聞き手となり、異なる生徒の意見をまとめ、ひとつの一貫した論理的道筋を見出すことが求められます。最終的には、生徒にもこうしたディスカッションのまとめ役になることが望まれます。ディスカッションを行うにあたっては、次のルールを生徒に説明しましょう。

- ・他の人の意見を注意深く聞き、発言が終わるまで待ちましょう。
- ・反対意見をもったとしても、ためらわずに積極的に発言しましょう。反対意見を受け取った人は、それに敬意をもって応じましょう。

もし生徒が発言に消極的であれば、“正しい答え”を出すことが目的ではないことを説明しましょう。

¹ モジュール 1A、1B、2A、2C、2D、4A、4B、4C、5B、5C、5D

² <http://www.ehl.icrc.org/>

³ http://www.jrc.or.jp/youth/l3/Vcms3_00002563.html

回答困難な質問への対応

生徒はえてして回答困難な質問を提起するものです。たとえば「ただ戦争に反対するルールをつくれればよいではないか?」「誰が人々に人道法を守らせるのか?」教室の中にそのような質問を書ける場所を設けておくといよいでしょう。このような質問の中には、回答が複雑になるものがあるかもしれません。しかし、質問はこの教材を学ぶ中でいずれ取り上げられることを生徒に説明します。質問のリストを掲示しておき、適宜追加していきます。

グループワーク

グループワークでは、どの生徒にもディスカッションと問題解決への積極的な参加、また、リーダーシップを発揮することが求められます。グループでの作業にあたっては次のことに注意しましょう。

- ・課題を出す際の明確な指示
- ・制限時間
- ・全体で発表することを視野に入れること

すべての生徒に発言させる場合の望ましい人数は、ひとつのグループあたり3人から5人です。目的によってグループの組み方も様々な方法があります。例えば、年齢、経験、性別、隣に座っている生徒同士など。生徒がグループワークに集中できないようであれば、指示の内容を繰り返し伝え、掲示などを活用しましょう。グループの発表は同じ内容のものが繰り返されることもあります。その際には、他のグループに付け加える意見がないかどうかを尋ねましょう。

身近な事例を探す

各章で用いられる事例、写真はあくまでひとつの教材例です。地域の中にも人間の尊厳を物語る事例は多くあるはずです。類似の事例を探してそれを活用し、発展的な学習として独自の授業案を展開してみましょう。そうした身近な事例だからこそ、高い学習効果が期待できます。

イントロダクション 世界の今

- 世界の紛争地帯
- 自然災害
- 貧困と世界の赤十字・赤新月社

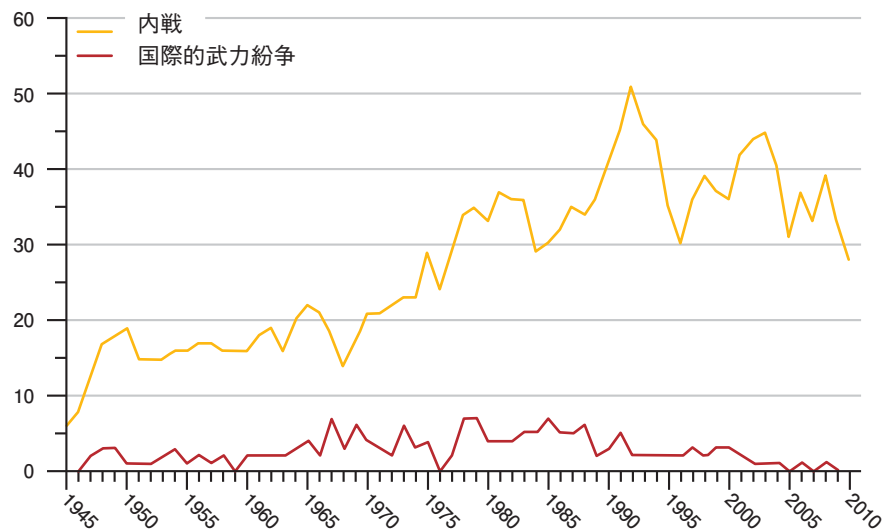
■ 世界の紛争地帯

主な紛争・対立地域（2009）



出典:平成21年版防衛白書 ※この地図は赤十字の立場を反映するものではありません。

主な紛争が起きた回数(1945～2010年)

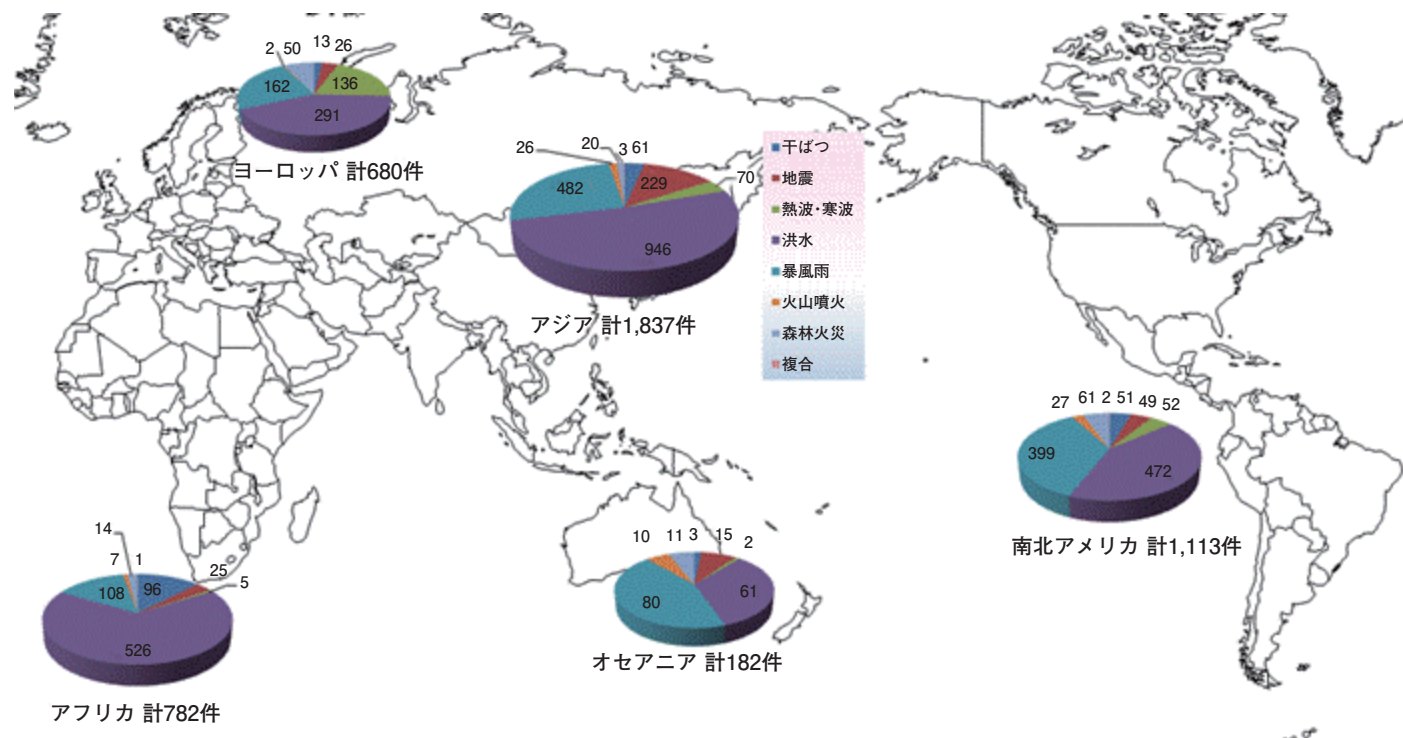


出典:Heidelberg Institute on International Conflict Research, *Conflict Barometer 2010*

「戦争(紛争)は人類の歴史とともに古い」といわれることがあります。そしてまた今日、日々のメディア報道の中で、紛争、戦争のニュースが報じられない日はありません。現代の紛争の形は様々で、民族、宗教、領土や資源争奪など様々な問題に起因して発生しています。上のグラフでは国と国との間の大規模な戦争よりも内戦が増加していることがわかります。また、2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ以降、紛争にまでは至らないテロリズム行為がメディアに取り上げられるようになっていきます。同時に都市での暴力や政治的な暴動行為も増加しています。

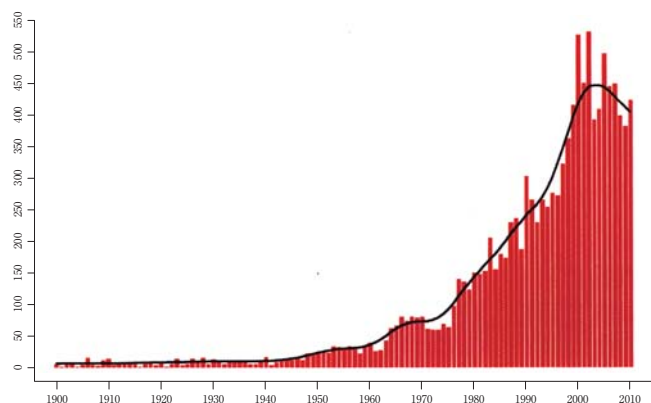
■ 自然災害

2000～2011年に発生した自然災害の件数



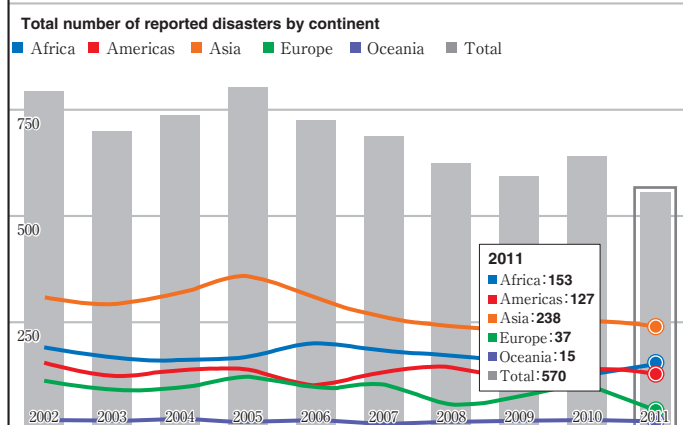
イントロダクション
世界の今

自然災害の発生件数の推移(1900～2010)



出典:ルーベンカトリック大学(ベルギー), CRED-EMDAT

自然災害の発生件数の推移(2002～2011)

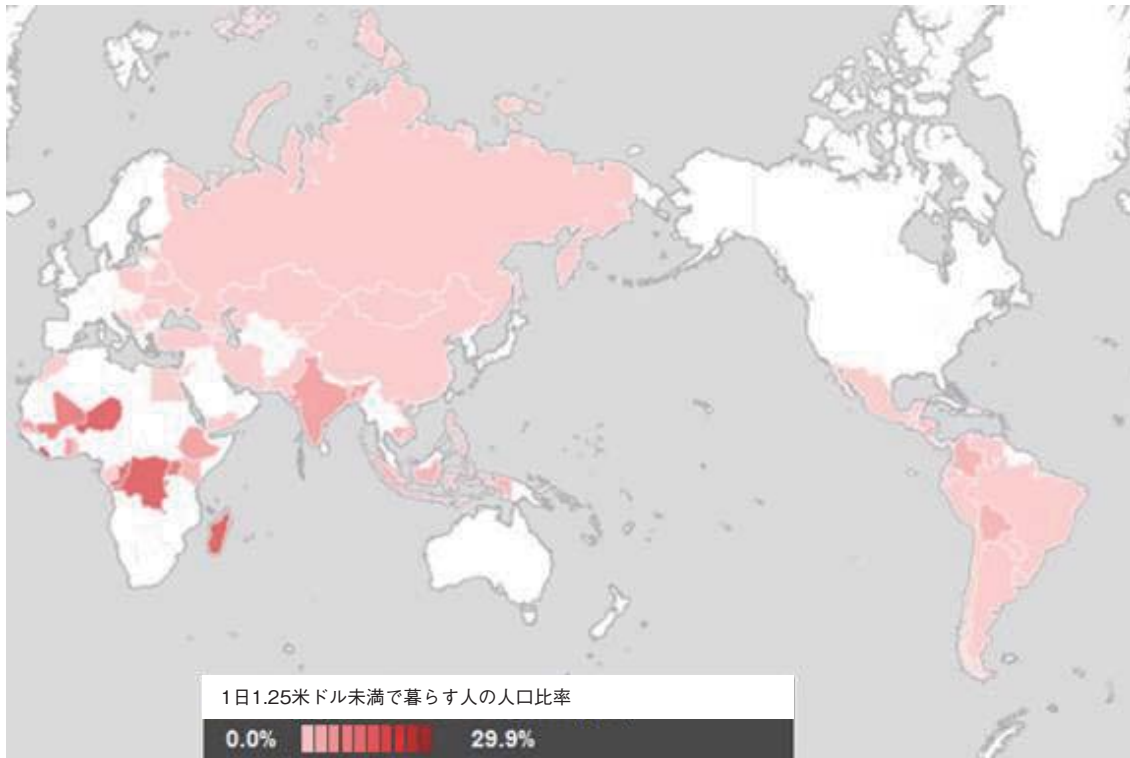


出典:国際赤十字社・赤新月社連盟(IFRC)2012年版「世界災害報告」

世界中で自然災害が発生していますが、アジアでの自然災害の発生件数が最も多く、その数は世界の3分の1程度を占めています。洪水や暴風雨などの気象災害が年々増加していることがわかります。とりわけ開発途上国では、経済的に貧しいため防災対策が進んでおらず、結果的に被害規模の拡大や被災者数が多くなります。

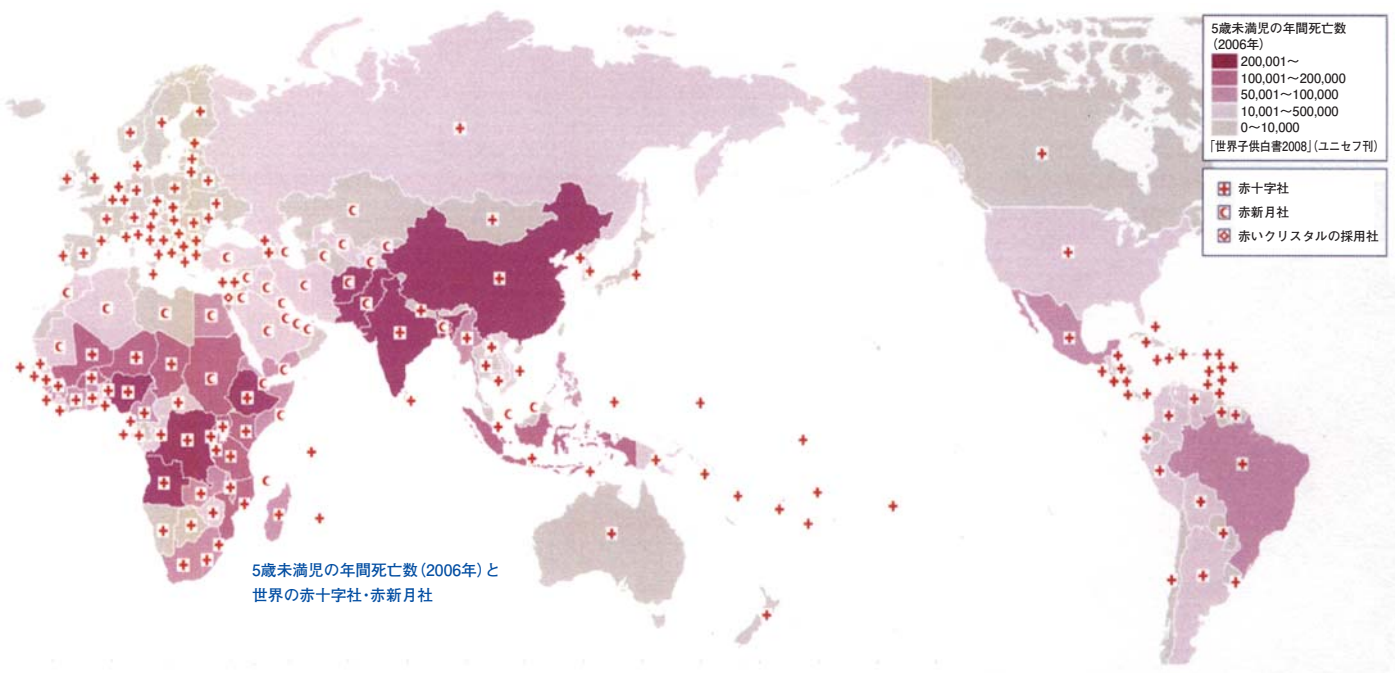
また、2011年3月11日に発生した東日本大震災については、国際赤十字・赤新月社連盟が発表した2012年版の「世界災害報告」によると、東日本大震災の損害額は推定2,100億ドル(約16兆5,600億円)で、2011年の世界全体の自然災害による損害額、3,655億8,300万ドルの6割弱を占めました。

■ 貧困と保健医療サービス



※2003年－2007年の国際価格のもと1日1.25米ドル未満で暮らす人の人口比率

出典：世界銀行(The World Bank) "Poverty gap at \$1.25 a day (PPP) (%)"



出典：日本赤十字社, 日本赤十字社の国際活動2010

日本などの先進国では、国内の保健医療サービスが行き届いている場合がほとんどです。しかし、政府の力が必ずしも十分ではない開発途上国では、基本的な保健サービスが受けられずに数多くの人々がいのちを落としています。また、気候変動や世界的な食糧価格の高騰を受けて、世界中の貧困層はより危機的な状況に置かれています。5歳の誕生日を迎えずにいのちを落とす子どもの数が世界全体ではじめて1,000万人を割り、970万人(2006年)に減少したものの、サハラ砂漠以南のアフリカ地域における「5歳未満児」の死亡は、新生児関連の疾病、肺炎、下痢、マラリア、はしかなど「栄養不良と関連する疾病」が主な原因です。



第1章 「人道的な行動」を考える

第1章 「人道的な行動」を考える

この章の目的

人のいのちと人間の尊厳を守るために行動した
人のことを知り、人道的な行動とは何か、とい
うことについて学びます。

S-1 事例「勇敢な店主」……………P11

S-2「戦闘の余波」……………P12

S-3 参考事例……………P13

T-1「背景説明」……………P16

1. 事例の中の「人道的な行動」を考える

事例を考える導入として、見知らぬ誰かの中
で行動するときの気持ち、行動を起こすには勇
気が必要になることを考えてみましょう。

日常生活の中で、たとえば、入学式の日や新
しい街に引っ越した日のこと、よく知らない人
の中で暮らす状況のことについて考えてみま
す。そのような状況で考え、感じたこと、また、
なぜそう感じたのか、その理由を書き出してみ
ます。

生徒をグループに分け、事例「勇敢な店主」
もしくは「戦闘の余波」のいずれかを使って、
そこに記載された質問についてグループで考え
させます。

グループで出された意見を発表させます。

添付資料「背景説明」を使って、事例の背景
を解説します。

2. 人道的な行動とは？

>ここでいう「人道的な行動」とはどんなもの
でしたか？その特徴は何ですか？

「人道的行動」とは、次のような性質をもつ
ものとして、ここでは仮に定義することができます。

個人的な危険または不利益が生じる恐れがあ
る中人のいのちと尊厳を守るために、見知らぬ
誰かのために行われます。

3. 身の回りの「人道的な行動」を探してみる

生徒をいくつかのグループに分け、S-3「参
考事例」の別々の事例を読みます。その後、グ
ループに事例の内容を発表させ、次のような質
問を投げかけます。

>事例の中ではどのようにして、人のいのち、
人間の尊厳が脅かされていましたか？

>助けようとした人が直面しそうな危険
は何でしたか？

>何が「人道的な行動」でしたか？その結果は
どうでしたか？

同じような事例を地域や家族など自分の身近
な例から探し、「人道的な行動」について考え
てみましょう。

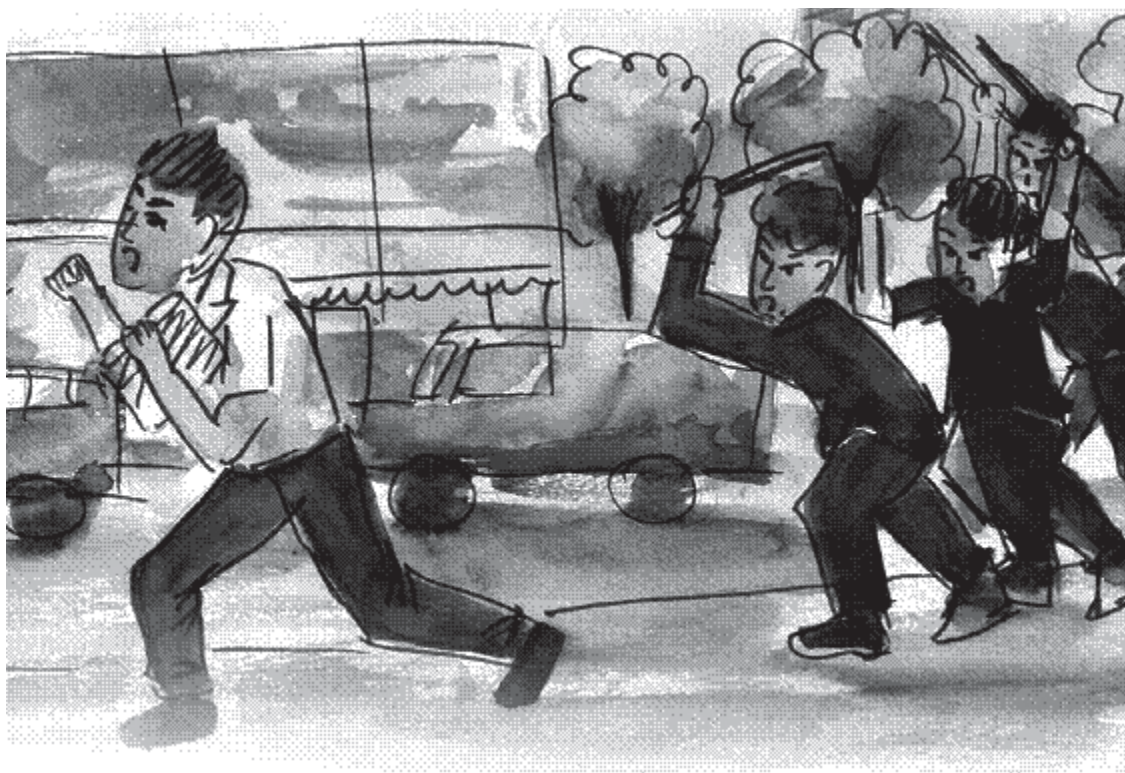
．．．．．

まとめ

人道的な行動とは、個人的な危険または不利益
が生じる恐れがある中、人のいのちと尊厳を守
るために、見知らぬ誰かのために行われる行動、
と定義することができます。

悪に無関心でいることは、悪にくみすることになる。
—エジル・アーヴィック、1986年ノーベル平和賞 授与にあたって

勇敢な店主



下の事例を声に出して読んで聞かせ、マーク（⇔）のついた決断の時点で音読を中断して、次のことについて考えさせましょう。

Q1 店主にはどんな選択肢が考えられますか？

Q2 その選択肢で店主に直面する危険は何ですか？

マークのあとを読みます。

Q3 なぜ店主はそうしたのですか？

バンコクに少年グループが時々争いを起こす街角がある。ある日、少年グループのひとつが別の学校の一人の少年をいじめ、通りを逃げるその子の後を追いかけた。身の危険を感じた少年は生き残るために走った。そしてその街角にある小さな店のところに来た。追いかけて来た少年グループはその店の常連客だった。店主は事態を察知した。少年が店のドアを叩いた。

⇔

店主はすぐさま店の裏口を開き、少年をこっそりと店内に入れ、少年をかくまった。この勇敢な店主は、もし襲ってくる少年グループが店に入り敵（少年）を見つけたらどうなるか、それを考えたにもかかわらずこのような行動を取った。また、もし店主が逃げてきた少年をかくまったら少年グループに知られたら将来商売がどうなるか考えたが、それでもこのような行動を取った。

戦闘の余波



(写真:映画"ヒトからヒトへ(d'Homme à Homme)"の一場面。アンリー・デュナン著「ソルフェリーノの思い出」にもとづく。)

事例を声に出して読んで聞かせ、マーク（⇔）のついた決断の時点で音読を中断して、次のことをについて考えましょう。

Q1 デュナンにはどんな選択肢が考えられますか？

Q2 その選択肢でデュナンに直面する危険は何ですか？

マークのあとを読みます。

Q3 なぜデュナンはそうしたのですか？

1859年6月24日、オーストリアとフランスの軍隊がイタリア北部の町ソルフェリーノで衝突しました。それから16時間後、3万6千人の死傷した兵士が地面をおおっていました。闘いが終わった日の夕方、一人のスイス人の青年、アンリー・デュナンが、戦闘とは無関係の用事でソルフェリーノにやってきました。彼の事業はつぶれかけており、デュナンはフランスの皇帝が事業を助けてくれると信じていました。戦争で皇帝がこの地に来ることを知り、デュナンは皇帝に会えると期待していました。しかし、彼が実際に会ったのは戦闘が終わったばかりの戦場の光景でした。デュナンは負傷した兵士たちの間をさまよい歩いた時、兵士たちが誰からも手を差し伸べられないまま、野ざらしにされていることに気づきます。

⇔

その後、彼は何人もの現地の村人を集めて、負傷した兵士に食糧と水を運ぶチームを編成し、救護に当たりました。ともに救助活動に参加した村人たちは、手当てを受ける兵士の国籍を問わず、懸命に働きました。この経験の後、デュナンは「ソルフェリーノの思い出」という小さな本を著し、そこで見たことを書いて簡潔な提案を行いました。「献身的で十分な資格のあるボランティアにより、戦時の負傷者を介護する目的で、救護団体を平和時に編成することはできないものであろうか？」この本をきっかけとして「国際負傷軍人救護常置委員会」(五人委員会)が結成されます。後にこの委員会は発展して赤十字国際委員会となり、さらに、世界中に赤十字・赤新月社をもたらすこととなりました。

参考事例 1

さ の つねたみ
佐野常民



(現在の日本赤十字社本社社屋・東京都港区芝大門)

佐賀藩士 佐野 常民が最初に赤十字に出会ったのは、1867年（慶応3年）、佐賀藩主・鍋島直正（なべしまなおまさ）の命で派遣されたパリ万国博覧会ででした。そこで佐野は赤十字の事業に感銘を受け、次のような言葉を残しています。「普通、人々は文明が進歩することを、法律が整備されることや科学技術が進化することをもって、そう言いますが、私は赤十字のような考えと活動が盛んになることをもってその証しとしたいと考えます（要旨）」

その後、1877年（明治10年）に発生した西南の役で、短時日のうちに官薩両軍に多くの負傷者が生じます。そこで佐野は「敵味方の区別なく負傷した兵士を助ける」という赤十字の思想を生かし、博愛社（日本赤十字社の前身）の設立のため行動を起こします。

佐野は博愛社設立の願書を政府に4月6日に提出しますが、不許可となります。それでもあきらめず、佐野は、4月10日、現地の総督 有栖川宮熾仁親王ありすがわのみやたるひとしんのう 殿下に許可を得るため、九州に向かい、1877年（明治10年）5月3日にその許可を得て、傷病者の救護活動にあたりました。

西南の役が終了し、「もう目的を達したのだから（博愛社は）必要ないのではないか。必要になったらまた作ればよい」という意見も当時ありました。それに対して「いざというときの救護活動を十分に、しかも完全に行うためには、平素から救護員や医薬品、資金を確保しておかなければならないという」意見が上がり、その後、佐野常民の赤十字思想から創立された博愛社は、1887年（明治20年）5月20日、社名を日本赤十字社とあらため、国際赤十字への加盟を承認されて、その一員となりました。

参考事例 2

マルセル・ジュノー



(広島平和記念公園 マルセル・ジュノー博士の顕彰碑)

1945年（昭和20年）8月6日、広島は一瞬のうちに原子爆弾によって灰燼^{かいじん}と帰してしまいました。爆心地から2キロの地点にあった赤十字病院も建物は残りましたが、医薬品や包帯材料を焼失して何万人もの負傷者を救うことは不可能でした。

ジュネーブの赤十字国際委員会から派遣され来日したマルセル・ジュノー博士は、広島の惨状を知り、「私は赤十字国際委員会駐日首席代表として、緊急に医薬品の援助をお願いしたい」と占領軍総司令部に強く働きかけて、15トンの医薬品を6機の飛行機でアメリカから岩国まで輸送してもらい、岩国から広島に運びました。ジュノー博士も自ら医師として被爆者の治療に当たりました。ジュノー博士は第二次世界大戦の最中に戦場をかけめぐって多くの人々の生命を救い、捕虜の待遇の改善に努めました。後に、赤十字国際委員会副総裁となり、1961年（昭和36年）に57歳でこの世を去りました。

広島の人たちはマルセル・ジュノー博士の功績を讃えて、広島平和記念公園の一角にある平和大橋の傍に顕彰碑を建てました。表にはジュノー博士の肖像が浮き彫りされ、「博士の尽力でもたらされた医薬品は市内各救護所へ配布 数知れぬ被爆者を救う 博士の人道的行為に感謝し 国際赤十字のヒューマニズムを讃え永く記念してこれを建てる」と記されており、裏には「無数の叫びが あなたたちの 助けを 求めている」と刻まれています。

参考事例 3

み かみごう た ろう
三上剛太郎

(手縫いの赤十字旗)

1904年（明治37年）に発生した日露戦争で、青森県佐井村出身の医師 三上 剛太郎 は、35歳のとき、中国（満州）に軍医として従軍しました。派遣された戦場の野戦病院は農家の家屋を利用した粗末なもので、激しい戦いのために薬品や食糧は次第に不足していきました。戦場からは負傷した兵士が次々と運び込まれてくる中、病院はやがてロシア軍の騎兵隊に包囲され、窮地に追いやられてしまいます。

その時、三上の脳裏にジュネーブ条約（人道法）のことが浮かびます。「病院や看護を行う人は中立であり、尊重される。“白地に赤十字を描いたもの”をその標識とする」三角巾2枚と赤い毛布を切り裂き、縫い合わせた手縫いの赤十字旗を作り、高々と掲げました。これを見たロシア軍は発砲攻撃を止め、去っていったといわれています。

医師になる前の新聞記者時代に、三上は「敵味方の区別なく傷ついた兵士を手当することや、手当をする人を攻撃しない」というジュネーブ条約（人道法）のことや、博愛社の運動を起源とした日本赤十字社のことを知るようになったといわれています。1915年（大正4年）、三上は青森県佐井村に帰村、医院を開業。1964年（昭和39年）に亡くなりました。

ロシア兵を含む74人の命を救ったこの手縫いの赤十字旗は、後に、スイスやイタリアの赤十字国際博覧会に展示紹介され、各国の赤十字関係者から“世界の宝”であるといわれました。現在、旗は三上家から日本赤十字社青森県支部に寄贈され、展示されています。

「勇敢な店主」の背景説明

タイは東南アジアの国で、北と西にミャンマー（旧ビルマ）、北と東にラオス、東にカンボジア、西にマレーシアとタイ湾に国境を接しています。バンコクがこの国の最大の都市で、首都でもあります。

第二次世界大戦前、タイの経済は農業を基礎としていました。最近になってタイ経済は工業化、都市化が進みました。このことにより国全体は裕福になりましたが、同時に新たな社会問題も生まれました。環境問題のため、また利用できる土地が十分なかったため、多くのタイの人々が農村地帯から都会への移住を余儀なくされました。一部の人々を除き多くの人は職が得られず、このため都市ではホームレスと犯罪が増加しました。タイではまた、バンコクやその他都市区域で青少年のギャング問題も増えています。



出典：

Thailand: A country study - edited by Barbara Leitch LePoer. Washington DC: Federal Research Division, Library of Congress, September 1987 Online edition: <http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/thtoc.html#th0046>

Infoplease.com (Almanac) <http://www.infoplease.com/index.html>

Funk and Wagnalls.com <http://www.funckandwagnalls.com/>

「戦闘の余波」の背景説明

ソルフェリーノは現在のイタリア北部にある小さな町です。イタリア半島の人々は共通の言語と文化を共有していますが、ローマ帝国の崩壊から1860年代までイタリアは統一国家ではありませんでした。半島には多数の公国があり、これらはしばしばさらに強力な隣国、主としてフランスとオーストリアに支配されていました。フランスとオーストリアはイタリア北部の支配を試みましたが、町や周辺の村々の住民はフランス系でもオーストリア系でもありませんでした。フランス革命とフランスによるイタリア北部の支配は、イタリア北部で外国の支配から自由になり統一イタリア国家を樹立する運動に火をつけました。運動は1848年の多くの革命で終わりました。革命はすべて失敗し、オーストリアの軍隊がイタリア北部と中部の大部分を占領しました。イタリア半島である程度の独立を保っていた一地域は国王ヴィクトル・エマヌアルⅡ世が統治するピエモンテ（サルディニア）王国でした。

事例をもたらした出来事：ピエモンテとフランスは1850年代に軍事同盟を結びました。両国の計画は、オーストリアにピエモンテへの宣戦布告を行わせ、フランスがピエモンテを支援する、ということでした。この計画は功を奏し、オーストリアは1859年に宣戦布告しました。ソルフェリーノでの闘いでフランスとサルディニアの軍隊はナポレオンⅢ世の下、皇帝フランシス・ヨゼフⅠ世のオーストリア軍と戦いました。1859年6月24日、何日もの行軍を強いられて疲れ果て飢えた約30万の兵士はソルフェリーノの町とその周辺で一日中戦闘を交わし、オーストリア側はちりじりになって敗退しました。戦場となった平原は豪雨のため泥の海と化して、人馬は足を取られ動くのに難渋しました。翌朝好奇心の強い人が惨状を見にきてみると、数千の死体と瀕死の兵士が横たわっていました。



出典：

<http://www.infoplease.com>

<http://www.funkandwagnalls.com>

Encyclopedia Britannica

Caroline Moorehead, Dunant's dream: War, Switzerland and the history of the Red Cross, Carrol & Graf Publishers, Inc., New York, 1998



第2章 人道法－人間の命と尊厳を守るためのルール

- 子ども兵士の問題を通じて
- 地雷・クラスター弾の問題を通じて

第2章ー1 子ども兵士の問題を通じて

この章の目的

子ども兵士の問題を知り、子ども達が兵士になる、または、利用される背景と、そのことが子どもに及ぼす影響を理解し、問題の解決策のひとつとして、子ども兵士の利用を禁止する人道法のルールを学びます。

S-1 写真	P21
S-2 世界の子ども兵士	P22
T-1 子ども兵士と国際法	P23
T-2 人道法の基本原則	P24
T-3 戻りたくない	P25
T-4 子どもが兵士になる理由	P26

1. 子ども兵士の写真を使つての導入

生徒に添付資料 S-1「写真」を見せます。

>写真には何が写っていますか？

2. 子ども兵士の現状を知る

生徒と同じ年齢層の子どもたちが兵士として利用されている問題について考えることを説明します。

>子ども兵士は世界にどれくらいいると思いますか？

添付資料 S-2「世界の子ども兵士」を見ながら子ども兵士の現状を確認します。

3. 人道法のルール

>軍隊に徴兵される年齢は設けられるべきでしょうか？ そうだとしたらそれは何歳からだと思いますか？

人道法で定められたルールと生徒から出された意見を比較します。

子ども兵士に関するルールをはじめ、紛争時に人のいのち、人間の尊厳を保護するための人道法と呼ばれるルールが存在することを解説します。

添付資料 T-1「子ども兵士と国際法」、添付資料 T-2「人道法の基本原則」参照

4. 子どもが兵士になる理由

クリップ 1

>こうしたルールが存在するにもかかわらず、子ども達はなぜ、兵士になるのでしょうか？

添付映像資料集（付録）クリップ 1「戻りたくない」を視聴し、なぜ子どもたちは兵士になるのか（兵士として利用されるのか）、子ども兵士、司令官（大人）それぞれの立場から、その理由を議論してみましょう。（添付資料 T-3「戻りたくない」台本。）

子ども兵士となることがその子どもの将来にどう影響するのも考えてみましょう。（添付資料 T-4「子どもが兵士になる理由」参照）

ルールが存在する意義については「Q&A 戦争をなくす努力と戦争の中のルール」も参考にしてください。

.....

まとめ

子どもたちが兵士になる（利用される）理由、その影響にはさまざまなものがあり、紛争は人間の尊厳を簡単に脅かしてしまいます。

紛争時の人間の尊厳を保護するために人道法のルールが存在しています。

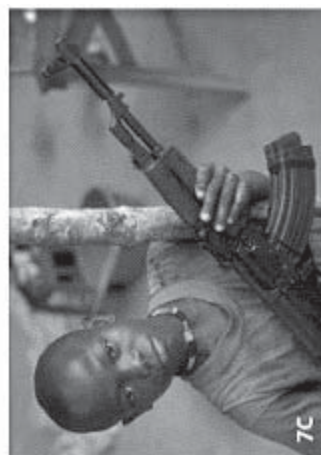
自分から志願して兵士になる子どもたちがいます。しかし、自発的に参加する大多数の子どもたちは必要に迫られ、犠牲になり、あるいは安全が失われる恐れからそうなるのです。その意味で子どもたちが自発的に兵士になるということはありません。保護してくれる親もいない孤児や、飢えのために死ぬことを恐れ、不十分な医療しか受けられない人なら軍隊に加わるかもしれません。

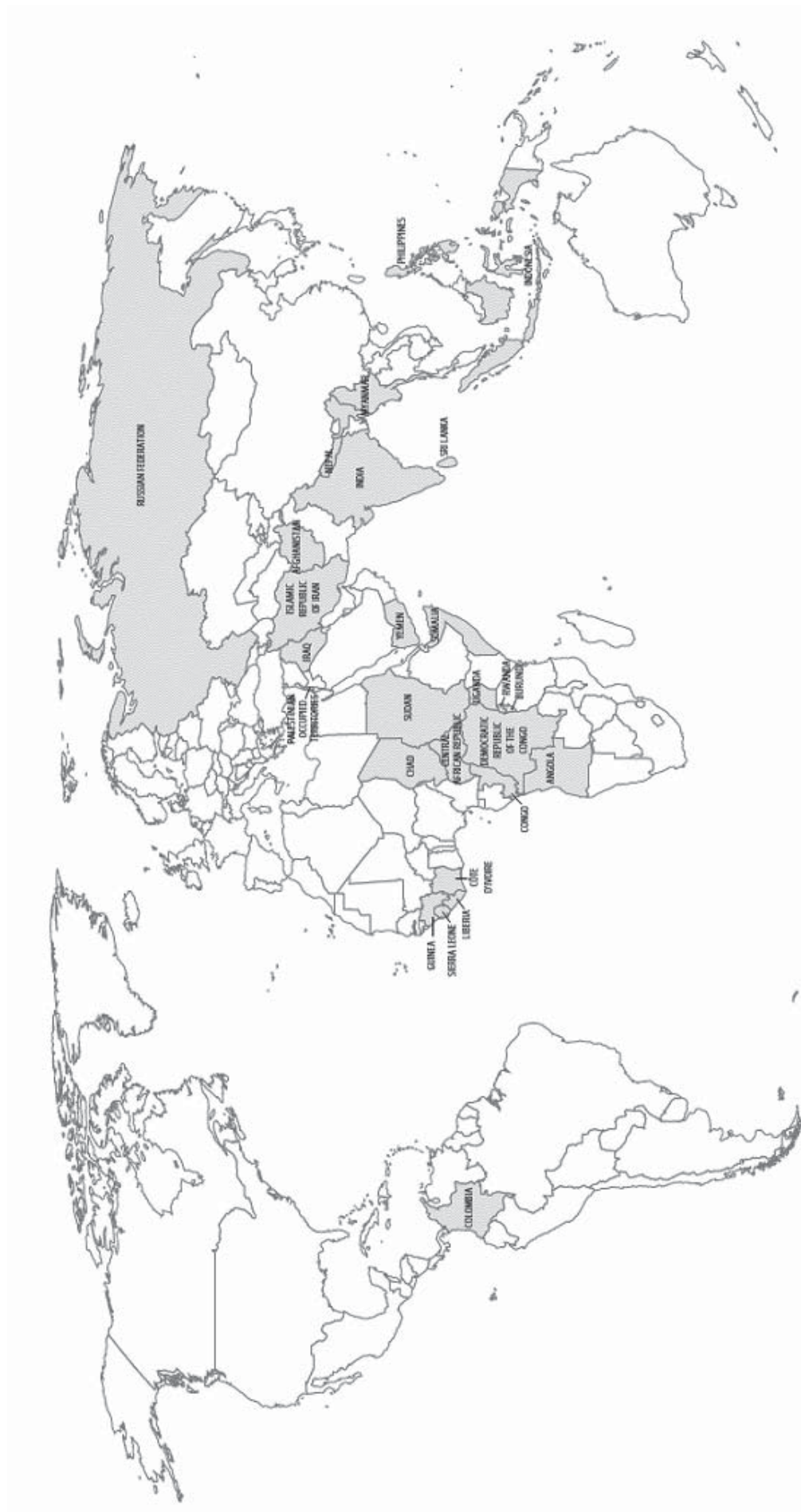
— Dr. Mike Wessells (マイク ヴェッセル博士)

写真



1C 子ども兵士、イエメン、1999. Giacomo Pirozzi/Panos Pictures. **2C** ムジャヒディンの子ども兵士、アフガニスタン、1990. Didier Bregnard/ICRC. **3C** 戦場に向かう10代のカレン族の兵士、ミャンマー、1999. Dean Chapman/Panos Pictures. **4C** 子ども兵士、カンボジア、1997. Ou Neakiry/AP. **5C** 兵士としての任務の休憩中にオウムと遊ぶ14歳の少女、コロンビア、1999. Ricardo Mazalan/AP. **6C** ザイールの反政府組織の子ども兵士、ザイール、1997. Remy de la Mauniere/AP. **7C** 12歳の子ども兵士、シエラレオネ、1998. Giacomo Pirozzi/Panos Pictures.





子ども兵士の徴用廃止を目指す連合 (The coalition to stop the use of child soldiers) は、武力紛争が存在するか否かに関わらず、子ども兵士を18歳以下で政府の軍隊もしくは他の正規、不正規の軍隊、武装集団のメンバーまたはそれに付随する者と定義しています。しかし、子ども兵士の正確な数を把握することはできません。子どもたちが軍に入隊する際に記録が取られることはほとんどありません。また、子どもたちは日々大人へと成長していきます。

出典：2004年、子ども兵士に関する世界報告子ども兵士の徴用廃止を目指す連合編集・発行。この地図は、情報目的のためのみであり、政治的意図は一切含まれていません。

世界の子ども兵士 — 関係する国／地域

子ども兵士と国際法

子どもが兵士として紛争に関与する形態には、戦闘員の支援（兵器の搬送、偵察任務の実施、通信連絡など）から実際の戦闘行為への参加といった様々なものがあります。

1949年のジュネーブ条約に対する1977年の二つの追加議定書（第一追加議定書、第二追加議定書）は子ども兵士の問題を扱った最初の国際条約でした。**国家間の武力紛争に対するルールを規定した第一追加議定書では、15歳未満の子どもを戦闘に参加させることを防ぐためのあらゆる可能な措置をとるよう政府に求められています。**また、15歳から18歳の者を徴兵する際には、年齢が高い順に徴兵することが政府に推奨されています。**内戦などの非国際的武力紛争に対するルールを規定した第二追加議定書では、15歳未満の子どもの徴兵、実際の戦闘への参加を禁止する**ことが定められています。

また国際人権法の分野では、**兵士とする最低年齢を15歳と定めた1989年の国連子どもの権利条約**でこの問題をはじめて取り扱いました。このため、第一追加議定書のように、政府には15歳以下の子どもを戦闘に参加させることを防ぐあらゆる可能な措置をとり、その徴兵を禁止することが義務付けられます。政府はまた、15歳から18歳の者を徴兵する際には、年齢が高い順に徴兵するよう求められます。

子どもの権利条約が発効してから数年後、紛争により影響を受ける子どもへの国際社会の関心と懸念の高まりに応じて、**徴兵の最低年齢を18歳に引き上げようという試みが見られるようになってきました。**

10年以上にわたる国際社会の取り組みの結果、2002年に武力紛争時における子どもの関与に関する子どもの権利条約選択議定書が発効しました。選択議定書の下、政府には、**18歳未満の者が戦闘に関与しないことを確保するためのあらゆる可能な措置をとることが求められます。**

選択議定書ではまた、軍隊への強制的徴兵の最低年齢を18歳にまで引き上げ、自発的徴兵（自らの意思での入隊）に関しても15歳という年齢から引き上げるよう政府に促しています。さらに、**選択議定書の下では、国の正規軍ではない武装集団に対しても、いかなる状況下でも18歳以下のものを兵士として利用するべきではない**ことを規定しています。

兵士の年齢制限が15歳から18歳までに引き上げられたことで、人道法がこれまで定めてきた規定が更に強化されています。紛争の恐怖からすべての子どもたちを守ること、特に戦闘への参加を防ぐことへの世界中の願いが、これらの条約に込められています。

人道法の基本原則

区別

攻撃を計画し実行する時は、一般市民と兵士を区別しなければなりません。また、民間の施設と軍事施設も区別しなければなりません。

1. 一般市民への攻撃は禁じられます。
2. 民間施設（家屋、病院、学校、宗教施設、文化的歴史的記念物など）への攻撃は禁じられます。
3. 攻撃開始前に、一般市民や民間施設への損害が最小となるべく、あらゆる予防措置がとられなければなりません。
4. 民間施設と軍事目標物の区別が出来ない種類の武器は使用してはなりません。

処遇

一般市民あるいは戦場以外のところにいる戦闘員は保護され、人道的に処遇されなくてはなりません。

1. 殺人、拷問、そして残酷、破壊的な処遇は禁じられます。
2. 性的暴力は禁じられます。
3. 強制的な退去は禁じられます。
4. 一般市民を飢えさせることは禁じられます。
5. 軍事施設の防御のために人を盾にすることは禁じられます。
6. 負傷者や病人、あるいは船の遭難者は、搜索し、収容し、そして手当てを施さなければなりません。医療的理由以外に、差別的・優先的な処置を講じてはなりません。
7. 自由を奪われた一般市民や兵士に対しては十分な食糧、衣類、宿泊所と医療を提供し、家族との連絡が許されなければなりません。
8. 全ての人に公平な裁判を受けさせなければなりません。

武器と戦術

戦争の唯一の正当な目的とは敵の戦う能力を弱めることです。

1. 不要な苦痛を与える武器の使用は禁じられます。
2. 人質をとることは禁じられます。
3. 降伏した敵を殺したり、負傷させたりすることは禁じられます。
4. 皆殺しの脅しや命令は禁じられます。
5. 戦闘時に一般市民を装うことは禁じられます。
6. 一般市民の生活上必要な施設（食糧庫、農地、水道施設など）の破壊行為は禁じられます。
7. 医療従事者、宗教者、また、合法的に赤十字、赤新月および赤のクリスタル（日本語仮訳）の標章をかかげた施設への攻撃は禁じられます。
8. 偽って赤十字、赤新月および赤のクリスタルの標章を使用することは禁じられます。

特別な保護

特定のカテゴリーに属する人や施設はさらなる保護が必要です。

1. 15歳未満の子どもを兵士として利用してはなりません。
2. 医療従事者や施設（病院、診療所、救急車など）は、宗教者同様、尊重され保護されます。
3. 人道的活動に従事する人、物資および活動は尊重され保護されます。
4. 文化的財産は尊重され保護されます。
5. 戦争による被害をこうむった女性への特別な保護や健康上の支援ニーズは尊重されます。

※「ことばの解説・リンク集」も参照してください。

注：この条文は普及目的のために記載されたものであり、条約の本文に代替するものではありません。



クリップ 1

戻りたくない
映像資料集（付録）クリップ1 台本

ナレーター：今日世界では25万以上の子どもたちが武力紛争に加わっています。中には7才の児童も含まれます。少年少女は、政府軍、反政府勢力、ゲリラの一員として大人といっしょに戦っています。

元子ども兵士 コンフォート・キャッセル：あの人たちはお兄ちゃんやおばあちゃん、そして幼い妹まで殺したの。それで、私はしてはいけないことをしてしまった。あなたにだって起こりうることよ。あなたの母親や父親を殺したのは奴らだと誰かが言っているのを聞いたら、復讐したくなるでしょう。自分の母親を取り戻すために。でも、それは不可能よね。私はおばあちゃんが大好きでした。お兄ちゃんと私の面倒をよく見てくれたおばあちゃんのために、私はあんなことをしてしまったの。本当はやりたくなかったのに。私は自由になりたいの。自分の良心を研ぎ澄ませたい。子どももほしいわ。自分の意思に反したことはもう絶対にやらない。

アブラハム：僕は「子どもヒトラー」と呼ばれているけど、でも本当の名前はアブラハムなんだ。

インタビュアー：なぜ「子どもヒトラー」？

アブラハム：森にいるときにつけてもらった僕のファイトイング・ネーム。

インタビュアー：誰から？

アブラハム：兵隊のボス。

インタビュアー：「ヒトラー」って誰？

アブラハム：知らない。森に行ったのは、やつらが父さんを殺したから。友達と一緒に兵隊に入ったんだ。

インタビュアー：お父さんを殺した犯人を見つけたかったから？

アブラハム：そう。

インタビュアー：誰だかわかった？

アブラハム：わかった。

インタビュアー：それで？

アブラハム：僕がそいつを見つけた時、そいつのほうが僕にとびかかってきたんだ。だから殺した。僕は森の中に入っていて、皆のために戦うことにしたんだ。そのうち銃を渡された。

インタビュアー：沢山の人が殺されるのを見た？

アブラハム：見た。

インタビュアー：どのくらい？

アブラハム：いっぱい。戦いに関係ない人や、反乱軍以外の人まで。ボスはみんな殺しちゃってた。

インタビュアー：君自身も？

アブラハム：はい。

インタビュアー：大勢？

アブラハム：うん。

インタビュアー：どのくらい？

アブラハム：10人、かな。

インタビュアー：どうやって？

アブラハム：攻撃してきたから受けて立っただけ。

やつらは僕を殺そうとしてた。

インタビュアー：どうやって殺したの？

アブラハム：むこうが武器を持っていたから、僕も前に出た。敵が全員出揃ったとき、ウルフが撃ってきたんだ。それで僕たちもウルフを撃った。やつらがお父さんを殺したから僕は兵士になろうと思った。だから僕は森に入ったんだ。

マザー・ブレッシング大佐：私はアブ・バカール・カマラ大佐、「母の恵み」大佐と呼ばれています。指揮下には978人の兵士がいて、そのうち「こどもヒトラー」が176人います。年齢は9才、10才、11才、最年長は12才です。彼らは先遣部隊です。つまり戦いの最前線に配置されます。兵士も20才を超えると、戦闘の際にしり込みしてしまうのが普通です。でもこどもヒトラーたちは恐れない。彼らはどんな命令だって聞きますよ。信頼できるし、最良の兵士たちです。「殺戮者ヒトラーよ、あの男を捕まえろ」と言えば捕まえて来るし、「あいつを処刑しろ」と言えば必ずやり遂げる。彼らは私の期待に応えてくれるし、頼もしい限りです。

アブラハム：戦争になる前はよかったけど、戦争に負けて、父さんも妹も殺された。母さんまでどっか行っちゃって。だから僕は兵隊に入ることを決めたんだ。

インタビュアー：家族がいたときは何をしていた？

アブラハム：一緒に生活して、学校に通っていた。

インタビュアー：今したいことは？何がしたい？

アブラハム：学校に行きたい。きちんと認められる人になるために。

インタビュアー：大人になったら何をしたい？

アブラハム：働きたい。オフィスの中で。

インタビュアー：また戦いたい？戦場に戻りたいと思う？

アブラハム：まさか。絶対に戻りたくない。

インタビュアー：でもボスのアブ・バカール大佐が戻ってこいと言ったら、戻らなきゃならないんだろ？

アブラハム：そうだけど、でも、大佐にそういわれたとしても、戻らないと思う。もうあそこは嫌だから。

インタビュアー：命令に従わないと、大佐は君を処刑するよ。

アブラハム：僕が拒否したとしても、もう、森の中にいるわけじゃないから、大佐は僕に何もできないよ。逆に大佐のほうが捕まるよ。

インタビュアー：これからどうするの？

アブラハム：何もしない。今は分からない。

悪事を起こすには2、3人の力では足りない。大勢の人の無関心さが必要なのだ。それは我々皆が難なくできることである。

ーフランス系ブルガリア人文学理論家 ツェヴェタン・トドロフ

子どもが兵士になる理由

子どもたちにとって兵士になることが戦争とのかかわりのすべてではありません。たとえば、調理師、通信連絡、スパイ、地雷原に立ち入らせてその有無を確認させること、性的奴隷、強制労働、自爆攻撃…。人道的団体の間ではこうした子どもたちを“軍隊、武装集団と協働する子どもたち”と呼ぶこともあります。しかし、どういう呼称であれ、子どもたちのいのちと人間の尊厳は危険にさらされています。負傷し、長期的な身体的、精神的な傷を負った子どもは、戦争が終わってもその未来は不安定な状態にあります。

子どもたちはさまざまな理由で軍隊に加わります。もちろん、強制的な徴兵や、明らかな誘拐による場合もあります。ウガンダ人の少女アヤの場合、彼女が8歳のときにいたウガンダの村で誘拐されました。「最初はベビーシッターとして使われました。12歳になったときですが、兵士としての訓練を受け始めました。13歳くらいだったと思いますが、初めて子どもを出産しました。その少し後、片足を2回撃たれました。体は弱りましたが、歩かなければならない、子どもを育てなければならぬし、武器も運ばなければならぬ。そして戦わなければなりません。」

しかし、現実では多くの子どもたちが自らの意思で兵士になっています。深刻な社会的格差、戦争による荒廃、養育者の不在、教育の欠如、こうした要素が入隊へと子どもたちを追い立てます。社会的な慣習も影響します。入隊することが名誉なこととして地域で熱心に奨励されることや、家族がすでに兵士であるときなどです。子どもたちもまた、武器をもつことで得られる力、地位にひきつけられるのかもしれませんが、親類が殺害されたことが兵士になる動機になったのかもしれませんが。こうした要素は互いに重なり合い、蓄積されて入隊に駆り立てる要因になります。

ネパール人の少年アカーシはネパールで10歳のときに軍隊に入隊したときのことを回想します。「お金をくれた、そして、自分が何者であるかを証明するための武器とチャンスを与えたんだ。」

少女たちも例外ではありません。コンゴ人の少女フルハがコンゴ民主共和国で軍隊への入隊を説得されたときもそうです。彼女の二人の友人はすでに兵士でした。彼女は15歳で、司令官に付き添うことが任務でした。「上官が戦場に行くときはいつも一緒に戦闘に加わりました。それはとてもつらいものでした。」

子どもは軍隊で非常に重宝されます。年齢にもよりますが、子ども達は大人よりも従順で操りやすく、自分たちが危険な状況にいることの意識がありません。ある事例で子どもたちは、自分の家族や故郷への攻撃を強制され、命令への服従と家族からの断絶を強いられました。こうして子どもたちは犯罪者にもなりうるのですが、子どもたちは第一に犠牲者であるということを忘れてはなりません。

緊迫した状況ではなくとも、兵士となった子どもたちが社会に復帰することは非常に困難です。家族や地域社会は、子どもたちを犠牲者というより犯罪者として考え、彼らが戻ってくることを恐れるからです。後に残るのは非難、差別、そして明らかな拒絶ですらありえます。子どもたちは教育的機会を奪われています。そしてまた、軍隊で子どもたちが培ったリーダーシップ、組織的な運営能力などを社会が評価することはありえないのです。

出典:ICRC「Children in War」(2009)

この章の目的

地雷・クラスター弾といった無差別な兵器の問題と、それに苦しむ人々の現実を知り、無差別で過度な苦痛をもたらす特定の兵器の使用は人道法のルールで禁止されていることを学びます。

S-1 写真	……P28
S-2 地図 地雷・クラスター弾とは	……P29
S-3 写真 地雷・クラスター弾とは	……P30
S-4 地雷・クラスター弾の影響を考える	……P31
S-5 地雷が残された村	……P32
S-6 メアリ・ウェアハムとのインタビュー	……P33
T-1 地雷・クラスター弾の影響	……P35
T-2 地雷・クラスター弾に関する人道法	……P36
T-3 兵器と人道法	……P37
T-4 人を殺し続ける地雷	……P38

1. 地雷・クラスター弾の現状を知る

クリップ2

映像資料集（付録）クリップ2「人を殺し続ける地雷」を視聴、もしくは、生徒に添付資料 S-1「写真」を見せます。（添付資料 T-4「人を殺し続ける地雷」台本。）

＞写真には何が写っていますか？

戦争が終わった後も多くの人が苦しむ地雷・クラスター弾という兵器の問題について考えることを説明します。

添付資料 S-1「写真」、添付資料 S-2「地図 地雷・クラスター弾とは」を使ってこの問題の概要を解説します。

2. 被害の範囲を知る

添付資料 S-4「地雷・クラスター弾の影響を考える」を使って、この兵器が家族、地域社会、そして世界にどのような影響を与えたのかを考えてみましょう。

3. 犠牲者の支援のために何ができるか

生徒をグループに分け、添付資料 S-5「地雷が残された村」を読み、この村がかかえる問題の対処のための計画を話し合しましょう。

計画には、医療支援、地雷除去、村人（学校、地域の人々）への危険の周知、犠牲者のリハビリ支援などが含まれます。

生徒たちから出された対策とこれまでに国際社会で発展してきたルール（添付資料 T-2「地雷・クラスター弾に関する人道法」）を参照し、比較します。

こうした地雷に関するルールも含め、紛争で使用される兵器の影響を制限するための多様なルールが存在することを解説します。（添付資料 T-3「兵器と人道法」「人道法の基本原則（第2章-1 添付）」参照）

4. 発展的な学習

対人地雷禁止条約やクラスター弾禁止条約は外交官などの政府関係者による交渉ではなく、地雷の非人道性を訴え続けた NGO や有志国の呼びかけにより締結されました。（カナダのオタワで交渉が行われたことから“オタワプロセス”と呼ばれます。）添付資料 S-6「メアリ・ウェアハムとのインタビュー」を使って、政府関係者ではない人が国際法（人道法）を作り出すことにどんな役割を果たすことができるか考えてみましょう。

また、国内で、地雷やクラスター弾に関して活動する団体を探してみましょう。その団体の活動を調べ、クラスで発表してみましょう。

まとめ

兵器の無差別で不必要な苦痛をもたらす性質は、紛争後も多くの人々を殺傷し、深刻な影響を与え続けています。そうした性質をもつ特定の兵器の使用は、人道法によって禁止されています。

‘無差別な兵器’とは、特定の軍事目標をターゲットにできず、また、その効果が限定されないため、一般市民と軍事目標を区別することができない兵器のことをいいます。また、‘不必要な苦痛’とは、戦闘をとめるために必要とされる以上の苦痛のことをいいます。

写真



©Australian Red Cross / Somira Sao



©IFRC



アフガニスタンのカブール。リハビリ中の男の子 © ICRC/Moeckli, Olivier

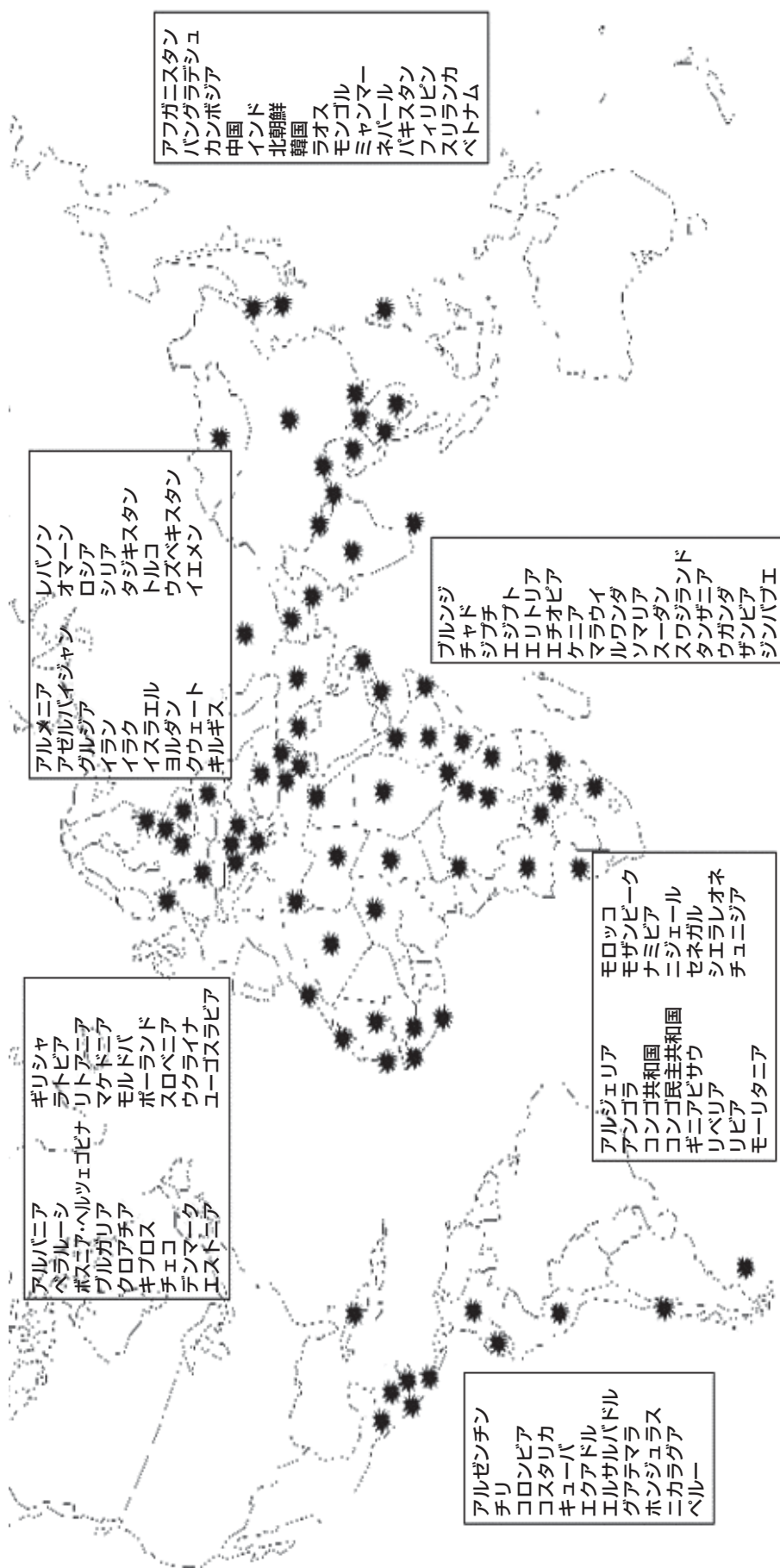
1	2
	3

1：カンボジアの家族。貧しい人々が生活（薪拾いや畑仕事）のために地雷原に立ち入ることはめずらしくありません。この家族も、息子（ピンク色のシャツ）と義理の妹（赤色のシャツ）が竹林に立ち入ったときに最初の爆発にあい、それを助けに行った父親 Chan Kriel（39歳、写真白シャツ）が二度目の爆発にあって、3人が負傷しました。

2：イラク、爆弾の残骸を抱える少年。誤って不発弾が子どもたちの遊び道具になることもあります。

3：アフガニスタンのヘラートにある ICRC リハビリテーションセンター

地図 地雷・クラスター弾とは



出典：Landmine MonitorおよびHuman Rights Watchにより編集・発行、2001年

今日（2008年4月現在）、数百万の地雷とクラスター弾（爆発性の不発弾）が80以上の世界の国々で人々の近くに眠っています。地雷が埋設された際、もしくは、戦闘の後に兵器が取り残された際に、記録がとられていることはほとんどなく、その数を見積もることは非常に困難です。※この資料は赤十字の立場を反映するものではありません。

写真 地雷・クラスター弾とは



クラスター弾のコンテナと小型爆弾 © AFP / M. Zaatari



地雷除去の演習 © FRC



病院から100メートルの地点で見つかった不発弾 © AP / M. Zaatari



航空機から投下されるクラスター弾 © Associated Press

対人地雷は人を殺傷または殺害するために作られた爆発性装置です。一度埋められれば人や動物がそれを起動させない限り数年から数十年も威力を保ち続けます。単純に上部からの圧力により起動するものもあれば、ワイヤが引っ張られて起動するものや近寄るだけで起動するものもあります。地雷の起爆はコントロールできず、兵士であろうと一般市民であろうと子どもであろうと女性であろうと地雷の犠牲者になりえます。

クラスター弾は、空中で展開するコンテナ（容器）に多数の起爆性の小型爆弾が入れた兵器です。種類によって数十から600個以上の小型爆弾が収納され、航空機やミサイルなどにより投下されます。この小型爆弾の不発率は10%から40%ほどといわれており、その範囲は数キロ平方メートルにわたります。多くのクラスター弾が正確に軍事目標に投下されることはなく、その犠牲者の多くが一般市民であるといわれています。

出典: Landmine monitor (<http://www.the-monitor.org/>)

地雷・クラスター弾の影響を考える

Q 地雷、クラスター弾がどのような影響を与えたのか、下表の視点をもとに分析し、議論してみましょう。

分析レベル	結果				
	身体的	心理的	教育的	社会的	経済的
個人					
家族					
地域社会					
世界					

地雷が残された村

かつてその村は戦場でした。村を占領していた軍隊は、反乱軍が食糧、物資をとりに戻ってくることを防ぐため、森の周りに地雷を埋設しました。今、戦争は終わりましたが、地雷は埋められたままの状態です。かつて戦闘地域だった場所にはいまだ不発弾が残されています。

村人たちは森に地雷が埋設されていることを知っていましたが、暖をとったり家事のための薪を必要としていました。結果として、村人たちは木を集めるために森に立ち入り、地雷の被害にあいました。何人かの子どもは金属破片を集めている最中に地雷の犠牲となりました。



© Reuters

地雷が残された村のための支援計画

なにを？	
なぜ？	
いつ？	
どうやって？	

メアリ・ウェアハム (Human Rights Watch) とのインタビュー

どんないきさつで地雷に関心を持つようになったのですか？

私たちはニュージーランドで1980年代に太平洋の核実験や、核兵器を搭載し原子力を動力とする船に大きな懸念を抱いていました。そしてそのような関心を持ちながら育ったのです。大学時代、アメリカの科学雑誌 "Bulletin of the Atomic Scientist" で地雷の記事を読み、この兵器についてほんとうに驚きました。そこでこの兵器についていろいろ情報を探しましたが、何も見つかりませんでした。この兵器は他の兵器すべてを合わせたよりも多くの人々を殺しています。にもかかわらず、これについて何も行われてはいませんでした。それで私は学問的な角度からこの問題に取り組んだのです。しかしそれで分かったことは、単に問題の中立的な観察者の立場に止まることは難しい、ということでした。

その時あなたは何歳でしたか？

その時私は政治学を学んで大学を卒業しようとしていました。私は地雷問題を研究するため奨学金を申請しました。同時に、政府が軍縮という感覚を抱く中でこの問題に対処するための政治的、国際的、外交的レベルで何をしているのか知りたいと思いました。私は奨学金の最初の支払い分を、当時この問題に取り組んでいた人々全員とのインタビューに使いました。まずインタビューしたのは地雷廃絶国際キャンペーン (ICBL) のジョディ・ウィリアムズ (Jody Williams) さんや他の創立者の方々です。またジュネーブの赤十字や UNICEF の方とも会いました。行く時はバッグは空でしたが、帰る時は本や報告書、切り抜き、内部文書でいっぱいになりました。このような資料が私の学位论文の基礎になりました。

それは運動として、あるいは情熱に動かされてというより、むしろ学究的な活動として取り組んだのですか？

はい。私はこの問題を中立的な観点から調べたいと思いました。そこでニュージーランド地雷廃絶キャンペーンの会議に出席し、ノートを持って後ろの方に座りました。その団体の人は私を見て、「会議の議事録を取ってくれませんか」と言いました。私はそれに応じました。次の時は、「報道発表文を書いてくれませんか」と頼まれました。私はそれに応じました。それと知らないうちに私はこの団体のために国会議員への書簡を書き、スポークスパーソンとなり、ジュネーブでの通常兵器条約の会議に派遣され

ていました。そこで私は、主義主張を唱えるこの役割は避けられないものだ、ということが分かりました。

そしてその頃には、この兵器が忌むべきものであり、無差別攻撃的であり、非人道的であり、自分は単に学問的な仕事に止まるべきではなく、もっと大きな変化を引き起こすことが現実に可能だ、という決断を下していました。

地雷廃絶運動の特徴はどんなところにありますか？

地雷廃絶運動で重要な点は、それが「専門家」の所有物ではない、ということです。われわれにとっての専門家は、地雷の研究を行ってきた私のような人々だけでなく、この兵器によって吹き飛ばされながら生き残って話をしてくれる人々であり、毎日地雷除去のために現地に出かけて行く人々です。この運動は普通でないことを引き起こす普通の人々のものです。もしこの問題を本当に心から気づかい、そして何かしたいと思う人々がいなかったなら、この運動は成り立たないでしょう。

なぜ外交官に任せてしまわないのですか？

外交官は本国の政治指導者の指示のもとづいて外国と交渉します。政治指導者は国民から行動するよう強いられて初めて外交官に指示を与えます。ですから外交官に行動させる唯一の方法は世論の力です。この運動は、膨大な量の請願を集め、人々に開かれた方法で提示することを目指した大きな草の根の運動です。運動家たちは政治家や国会議員を地雷被害国に連れて行き、メディアと協力して活動します。誰でもそのようなことを計画できるのです。

しかし、関心を持つ普通の人々が何をすべきかをどのようにして分かるのでしょうか？

そうですね、ニュージーランドではどうだったかを見てください。ある人が国際会議に出席し、戻ってから会議を開きます。これはだれでもできることです。ただ会議を開き、出席した人と会うのです。自分の地方の学校で、大学で、あるいは町で会議を開きます。そしてこの問題に関心を持っていそうな別の組織に出席してもらいます。ニュージーランドではそれは国連協会であり、一部の退役軍人会、グリーンピースのような環境保護団体、セーブ・ザ・チルドレン (Save the Children)、オクスファム (Oxfam) のような人道組織、そして現地の赤十字社でした。ただ会議を開き集まってもらうための場所を確保するだけです。

まず部屋に集まってもらい、検討の成果が得られたら、問題に対処する戦略をまとめることができます。戦略は多くのさまざまなレベルで作成されます。だからこそ、さまざまな支援者全部にテーブルを囲んでもらうことが大切なのです。こうすれば問題への対処に取り組むため、さまざまな支援者たちがそれぞれの最善の力で貢献できるのです。当時大変幸運だったのは、ジョディ・ウィリアムズさんが地雷廃絶国際キャンペーン(ICBL)のコーディネーターとして働いて下さったことです。ジョディさんは全世界の国々でどんな活動が行われているか、NGOや政府組織両方の活動について教えてくださいました。この運動に関わる人たちは他の人々が行っていることから沢山のことを学び、多くの新しいアイデアや支援を得て、協力活動を行うことができました。もちろん自発的に現地に行き活動したりもしました。

NGOは政府とどのように協力して作業しましたか？

この運動は最初から、メディアに報道してもらい一般の人々の意識を啓発することが重要でした。私たちの要求が明確、単純であることが大切でした。つまり対人地雷の使用、生産、移動、備蓄の全面的禁止ということです。後は各国の人々に任せて、その政府との協力関係をどうしたいか決めてもらいます。上からの指示などというものは一切ありませんが、ジョディさんは多くの国を訪問しました。外国から人にきってもらえば一般の人々や政府の注目が高まります。ジョディさんはいつものようにその国の運動主宰者やNGOはもちろん、外務大臣、首相、議会の議長、国防大臣などと会談しました。そして「これが世界の人々がやっていることであり、これがぜひあなたからご支援いただきたいことです」と説明するのです。

これは人道法が将来発展するための新たな（小さくて影響力が弱い国やNGOをも巻き込む）外交術でしょうか？

それはすでにいろいろな場面で利用されているのが現実です。（たとえば18才未満の少年兵廃絶運動）地雷廃絶運動には他の問題に直接適用できない多くの教訓がありますが、それらのいくつかは人道法の将来を形成するために役立つことは確実です。

では、この新しい外交術は何を達成しましたか？

そうですね、条約は1997年12月にカナダのオタワで署名が可能となり、122カ国が署名しました。その後署名国は139カ国に上っています。つまりこの国際条約を軌道に乗せるにはまだ50カ国ほどが必要ということです。しかしこの139カ国の中にはかつての地雷生産国や対人地雷の大量使用国が多数含まれており、締約国が地雷を使用し続けているとの証拠はこれまで発見されていません。締約国は今後4年間で対人地雷の備蓄を廃棄しなければならない、という希望のもてる期限が設けられています。

いま推定2億5,000万個の対人地雷が約105カ国に備蓄されています。これは廃棄するには大変な数であり、その多くは非調印国にあります。（中国は1億1,000万個、ロシアは6,000万～7,000万個、アメリカは1,200万個）。しかし調印国の備蓄は廃棄が進んでいます。

出典：個人インタビュー、2000年10月

地雷・クラスター弾の影響

どのくらいの人被害を受けているのですか？

戦争が終わった後、戦場に残された地雷、不発弾などにより毎月 550 人から 620 人がその犠牲になっています。一般的に、生き残った人は四肢切断と、いくつかの手術、長期にわたる身体的リハビリが必要となります。今日、世界中で 40 万から 50 万の人々が地雷、不発弾の犠牲者といわれています。

被害の影響にはどんなものがありますか？

四肢が切断された人の多くが、交通の便、その費用的な理由で、身体的なリハビリサービスをうけることができていません。そのようなサービスをうけることができた人でも、義肢にかかる費用はその人たちの支払い能力を超えるものです。たとえば、子どもの義肢装置は 6 ヶ月ごとに、大人であれば 3 年から 5 年ごとに取り替える必要があります。10 歳で負傷した子どもは 50 歳に達するまでに少なくとも 25 の義肢が必要になります。義肢は一つ当たり約 250 ドルであり、平均的な収入が月 15 ドルから 20 ドルの国では、松葉杖（約 10 ドル）を購入するだけで精一杯です。ある調査では、地雷の犠牲者の 3 分の 2 以上が、利用できれば借金をして医療サービスをうけ、生活のやりくりをしています。

さらに、地雷や不発弾で生じた身体的な傷は、犠牲者にとって深刻な心理的結果をもたらします。子ども、若者、そして大人にとってさえもこの身体的なハンディキャップを克服することは大変困難なことです。家族にとっても同様です。犠牲者が追った傷、それが一生の障がいであれば、教育的機会、結婚や生活手段も奪われることとなります。

地雷・クラスター弾はまた、多くの国の発展においても深刻な障害となります。つまり、道路や橋といった重要なインフラに地雷・クラスター弾が埋設、散布され、紛争の結果として、広大な農業エリアや都市部でさえも不発弾により焼き払われてしまうこともあります。地雷・クラスター弾は難民問題も引き起こします。潜在的な農業用地の何千ヘクタールもが荒廃地と化し、交通や通信が阻害されます。生存のための他の手段がなければ、多くの人々がこうした兵器が埋設された土地で、畑を耕す、薪を集めるといった危険な状況にさらされることになります。これに加え、地雷・クラスター弾の除去には、本来であれば紛争後の復興のためにあてられる大切な資源の相当量が費やされます。こうしたことから社会と経済の再建が非常に困難なものになります。

出典: Landmines and international humanitarian law, ICRC.

Anti-personnel landmines and explosive remnants of war, ICRC.

地雷・クラスター弾に関する人道法

対人地雷に関する人道法のルール（1997年の対人地雷禁止条約）

政府には次の義務があります：

- ・対人地雷の使用、開発、製造、貯蔵、移転の禁止
- ・条約に加入して4年以内に貯蔵している地雷をすべて廃棄する
- ・条約に加入して10年以内に国内のすべての対人地雷を除去し、それまでに、市民の保護のための措置をとる。（例）地雷地帯を表示する、囲い込む
- ・（他の締約国におけるものも含め）地雷除去、地雷リスクの教育、地雷犠牲者のケア、リハビリへの取り組みを支援する

クラスター弾に関する人道法のルール（2010年のクラスター弾に関する条約）

政府には次の義務があります：

- ・クラスター弾の使用、開発、製造、貯蔵、移転の禁止
- ・条約に加入して8年以内に貯蔵しているクラスター弾をすべて廃棄する。
- ・条約に加入して10年以内に国内のすべてのクラスター弾を除去し、それまでに、市民の保護のための措置をとる。（例）不発弾がある地帯を表示する、囲い込む
- ・条約に加入して10年以内に国内の不発弾を除去し、廃棄する。
- ・（他の締約国におけるものも含め）クラスター弾除去、クラスター弾犠牲者のケア、リハビリへの取り組みを支援する。

注：この条文は普及目的のために記載されたものであり、条約の本文に代替するものではありません。

兵器と人道法

人道法上、紛争時に兵士が使用できる兵器には制限、禁止されているものがあります。禁止される兵器には一般市民と軍事目標を区別できないもの、軍事物を直接目標に設定できないもの、その影響が限定できない（予想以上に影響がひろまってしまう）ものが含まれます。こうした兵器は“無差別な兵器”といわれます。さらに、攻撃を停止させるために必要な措置以上に、兵士に苦痛を与えるような兵器の使用を制限しており、このための特定の兵器の使用を禁止、制限するいくつかの条約が採択されてきました。例として生物兵器、化学兵器、失明をもたらすレーザー兵器、焼夷兵器（火災、火傷を引き起こす兵器）に関する条約があります。

生物化学兵器

化学、生物兵器の使用は1925年のジュネーブ議定書（窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書）で禁じられています。この条約は兵器の開発、製造、貯蔵、移転、使用を禁じた1972年の生物兵器禁止条約、1993年の化学兵器禁止条約により補完され、強化されています。条約ではすでに保有している貯蔵分の兵器の廃棄も求めています。生物兵器禁止条約の下では条約加入後9か月以内に、政府はすべての兵器を廃棄し、平和的目的に転用しなければなりません。化学兵器禁止条約は政府に条約加入後10年以内にすべての化学兵器を廃棄するよう求めています。

失明をもたらすレーザー兵器

失明をもたらす兵器の使用、移転は1995年の特定通常兵器禁止制限条約の第IV議定書により禁止されています。この条約は、他のレーザーシステムを使用する際に回復不可能な失明をもたらすことを避けるためのすべての実行可能な予防措置をとるよう求めています。

焼夷兵器

1980年の特定通常兵器禁止制限条約の第III議定書は、一般市民に対して焼夷兵器を使用すること、また、そうした兵器を、文民が居住するエリア付近に位置する軍事目標への攻撃に使用することを禁じています。議定書はまた、森林、植物群落に焼夷兵器を使用することを禁じています。

核兵器

現在の国際法では、核兵器の使用は包括的、一般的に禁止されていません。しかし、1996年、国際司法裁判所はその勧告的意見の中で、「核兵器の使用または脅威は一般的に人道法の諸原則と規則に反すること」を明らかにしました。（コラム「核兵器と人道法」参照）

紛争後も殺傷をもたらす兵器

不発弾のクラスター弾を含む、地雷、爆発性戦争残存物（Explosive Remnants of War）は、紛争後何年にもわたって文民に危険を与え続けます。そうした兵器の多くが地面に残り続けます。こうした兵器は付近に近づいた人を殺傷します。また、農業など生活に不可欠な活動の障害となり、復興への妨げにもなります。

新たな兵器

1977年のジュネーブ条約第一追加議定書の下、締約国政府はその新しい兵器の研究、開発、取得、または採用にあたって、その使用が人道法に違反していないことを確保する義務を負っています。このことはとりわけ、兵器技術の急速な進歩を考慮すれば大変重要なものです。技術的、科学的進歩はしばしば新たな兵器の製造に利用されてきました。人道法に違反する可能性のある兵器開発に科学技術の知識が利用されないために、常に警戒し、必要な防止措置をとることは、すべての関係者（政府、軍隊、科学者、医療の専門家、民間会社、NGO、関連する一般市民）の責任ともいえます。



人を殺し続ける地雷 映像資料集（付録）クリップ2台本

[病院で]

訪問客：どうしてそうなったの？

ヴァンナ：鶏に餌をやってたの。

訪問客：鶏の面倒をよく見てたっぴり餌をやればお金が貰えるんだね？

ヴァンナ：はい。

[家に帰る]

村人たち：おやまあ、ヴァンナ、帰ってきたね。元気を出して。他の子たちのように歩けるようになるからね。さあ、笑顔になってまわりをみてごらん。ヴァンナの足を見せてちょうだい。新しい皮膚ができつつあるわね。思ったより良いけど、傷跡は残るだろうよ。そしたら薬で消せばいい。皮膚はこのまま再生していくよ。

[水の中で他の子どもたちと]

ヴァンナを手助けしている少女：靴をとって。まだ泥がついてるわ。さあ、履いていいわよ。

ナレーター

ここカンボジアで手足を失った人の数は3万5千人を超えます。国民のうち230人に1人の割合です。負傷してすぐに亡くなる人も、適切な医療を受けられずに出血死する人も大勢います。

世界中でこれまでいくつの地雷が埋められたのか、その犠牲者が何人に上るのか、正確な数字は誰にも分かりません。この問題は中南米からアジアまで全ての大陸に及んでいます。

地雷の犠牲者はたいてい、手や腕、足先、足を失います。視力を奪われたりする人も多くいます。もとの生活様式を取り戻すことは難しく、社会復帰のための財政的・社会的コストは地域社会を圧迫しています。地雷の被害者はあとを絶ちません。25才で大腿部を失うと65才までに10本の義足を必要とし、子どもの場合は半年ごとに新しく作り変える必要があるでしょう。

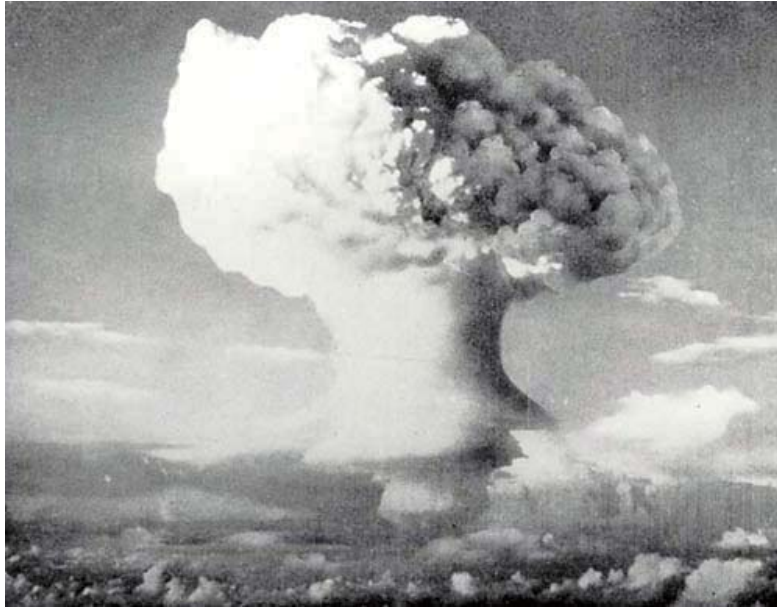
地雷は被害者の身体だけでなく日常生活にも影響を及ぼします。水場や農地へのアクセスが困難になり、最低限のニーズすら満たされません。

地雷は間違った技術の応用です。貧しい国にとってその人的、経済的コストは負担しきれないほど重いものです。地雷を除去するとき、金属探知機だと最新のプラスチック製地雷に反応しないため、2.5cm 間隔で地面を検査しなければなりません。3人のチームが1か月かけてやっとテニスコート一面分ほどの敷地に埋められた地雷を除去できるのです。

12歳のアメリカは目が見えず、体に障害を負いました。対人地雷による数えきれないほどの犠牲者の一人です。同い年の多くの子どもたち同様、彼女はいつものように台所用のまきを拾っていました。敵はそこに潜んでいたのです。アメリカの人生は一瞬にして打ち砕かれました。

再び歩くため、アメリカはいつものようにここへやってきて歩き方を学びます。

コラム 核兵器と人道法



1945年8月6日、広島に投下された原子爆弾©IFRC

2011年11月26日の国際赤十字・赤新月社運動代表者会議において、核兵器の使用禁止を訴える決議が採択されました。それ以前にも国際赤十字・赤新月運動は核兵器に関して長らく議論を重ねてきましたが、核兵器の問題は人道上、軍事上の問題だけでなく、政治的に微妙な問題をも含むため、具体的な啓発活動や諸政府との有効な対話に至ることはありませんでした。ここでは赤十字運動がこの問題に再び焦点をあてるようになった理由を見てみましょう。

第一の理由は、2010年のNPT（核兵器不拡散条約）再検討会議や、米・ロ間の新START（戦略核兵器削減条約）締結など、核兵器に関する国際社会の外交上の進展がみられたことがあります。赤十字運動はこれを機に、核兵器の使用が人々にもたらしうる計り知れない苦痛を再び訴えていくことにしました。上述のNPT再検討会議でも、広島と長崎の被爆者が核廃絶を訴える演説を行ったほか、「核兵器の無い世界」の実現を目指す市民社会からの新しい提案やイニシアチブが、会議の最終文書で注目されました。

その最終文書は期限こそ定めていないものの、核兵器の全廃を達成するための「明確な保証」を再確認しました。文書はさらに、「核兵器の使用がもたらす破滅的な人道上の問題に深い懸念」を表明し、「全ての政府が、国際人道法をはじめとする有効な国際法を常に遵守する必要性」を再確認しました。

現在の核軍縮に関する議論のなかで、赤十字国際委員会（ICRC）および各国の赤十字・赤新月社は、その見解を政府や市民社会から問われることが多くなってきました。

赤十字運動は、公式声明において次の点を強調しています：

1. 今日の世界においてさえ、核兵器または放射線兵器の犠牲者を支援するための十分な能力を誰も有しないこと、またそのための現実的な、または調整された国際的な計画すら存在しないこと。
2. あらゆる政府は、核兵器の使用にかかる法的解釈の相違に関わらず、人道主義の観点から核兵器が二度と使用されないよう保証すべきこと。

国際人道法と核兵器

核兵器の使用が国際法に違反するかどうかについての意見の一致は得られていません。しかし、1996年に国際司法裁判所（ICJ）は、「核兵器の使用や威嚇は、武力紛争に適用される国際法の規則、そして特に人道法の原則と規則に一般的に反する」という勧告的意見を出しました。

ここでは、国際人道法の次の規則が該当します：

- いかなる武力紛争においても、紛争当事者が戦闘の方法と手段を選ぶ権利は無制限ではない。
- 過度の傷害や不必要な苦痛を与える兵器または戦闘の方法を用いることを禁じる。
- 自然環境に対して広範、長期的かつ深刻な損害を及ぼしかねない戦闘の方法と手段を禁じる。（国際武力紛争の犠牲者の保護に関する 1977 年の追加議定書）

核兵器が私たちの生活をどう脅かすのか、考えてみましょう。

Q 原爆の犠牲になり、半世紀以上たった今もその影響に苦しんでいる人がいます。核兵器が実際に使われた場合、我々の生活にはどのような影響があるでしょうか？
（長期的／短期的、直接的／間接的）

考えの視点

分析レベル	影響				
	身体的	心理的	教育的	社会的	経済的
個人					
家族					
地域社会					
世界					

※ここで記載された条文は普及目的のために記載されたものであり、条約の本文に代替するものではありません。



第3章 ルールの違反に対処する

第3章 ルールの違反に対処する

この章の目的

紛争を経験した国に暮らす人々のルール（人道法）に対する意識調査を用いて、人道法が必要とされる背景と、それに違反した場合のいくつかの対応を学び、違反者の処罰をはじめ、犠牲者の救済と平和な社会の構築のための和解、対処の大切さを学びます。

T-1 人道法に対する人々の意識 ……………P45

T-2 人道法違反への対応：予防と処罰 ……P48

T-3 人道法違反への対応：和解と平和のために…P51

T-4 紛争の背景状況 ……………P53

1. ルールが守られなかったら…？

＞盗みや殺人といった罪を犯した人はどうなりますか？

犯罪者は裁判にかけられ、その行為の内容によっては法律に基づき処罰を受けることになります。

紛争地に生きる人々のルールに対する意識を考えます。添付資料 T-1「人道法に対する人々の意識」の質問を生徒に投げかけながら、クラスでアンケートを実施します。調査の結果を公表しながら、紛争地に生きる多くの人が、「ルールが存在することで、紛争の悪化を防ぐことができる」「人道法のルールに違反した人は処罰されるべきだ」と考えていることを解説します。

人道法のルールが存在する意義については、「Q&A 戦争をなくす努力と戦争の中のルール」も参照してください。

2. 処罰：裁判所による対応

添付資料 T-2「人道法違反への対応：予防と処罰」を使って、戦争犯罪と呼ばれる人道法の重大な違反行為があること、戦争犯罪は裁判により処罰されることを解説します。

また違反が起こらないように、兵士以外のさまざまな人たちも、人道法をまもらせる責任があることを説明します。

3. 和解：犠牲者の救済と平和のために

＞ルール違反には処罰以外に何が必要になりますか？

添付資料 T-3「人道法違反への対応：和解と平和のために」を使って、裁判以外にも、犠牲者の救済、紛争後の平和のために、さまざまな方法があることを説明します。その目的は次のようなものです。

- ・被害を受けた人の傷を癒すため
- ・被害者の家族を安心させるため
- ・敵同士だった人の和解のため
- ・平和な社会を築き上げるため

＞なぜ和解は必要ですか？

4. 発展的な学習

添付資料 T-4「紛争の背景状況」を使って、それぞれの裁判所や真相究明委員会などが設置された背景に、どんな違反があったのか調べてみましょう。

また、この章の学習を終えてもう一度考えてみましょう。日常的な状況に照らし合わせたとき、

- ・そもそもルールは必要ですか？
- ・ルールを守らなかったらどうなりますか？

学習のねらい

人道法のルールは紛争の悪化を防ぎ、それに違反した人は処罰しなければならないことを教えています。また、ルールの違反への対応には、違反した人、被害を受けた人への対応と、平和な社会の構築のためのいくつかの方法があります。

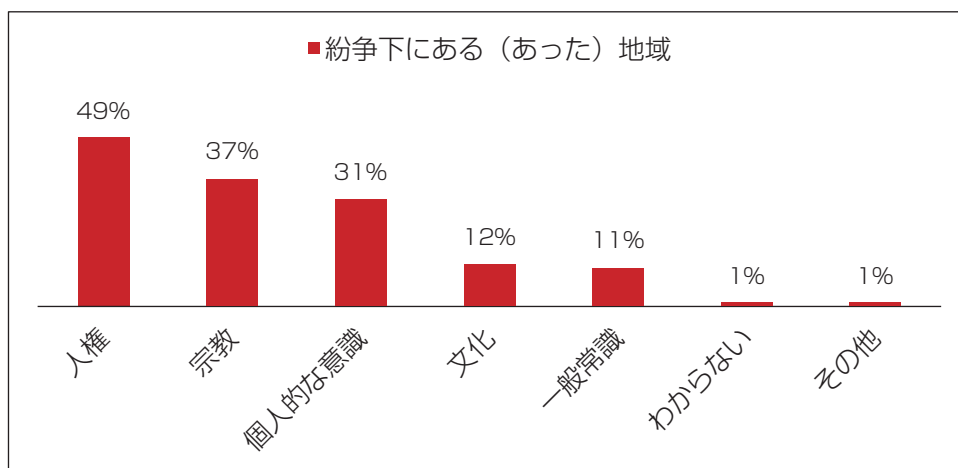
．．．．．

法（ルール）とは進入してくる波に対する防波堤のようなものです。打ち寄せる波は隙間を見つけては中に進入し、ときにその防波堤自体を流し去ることもあります。私たちが生きる世界の法でも違反が繰り返され、結果として無益だといえることがあるかもしれません。ですがこれは法律のもつ宿命です。ーデニス・デ・ベギロン（大学教授）

人道法に対する人々の意識 ～ The People on War Report¹ より～

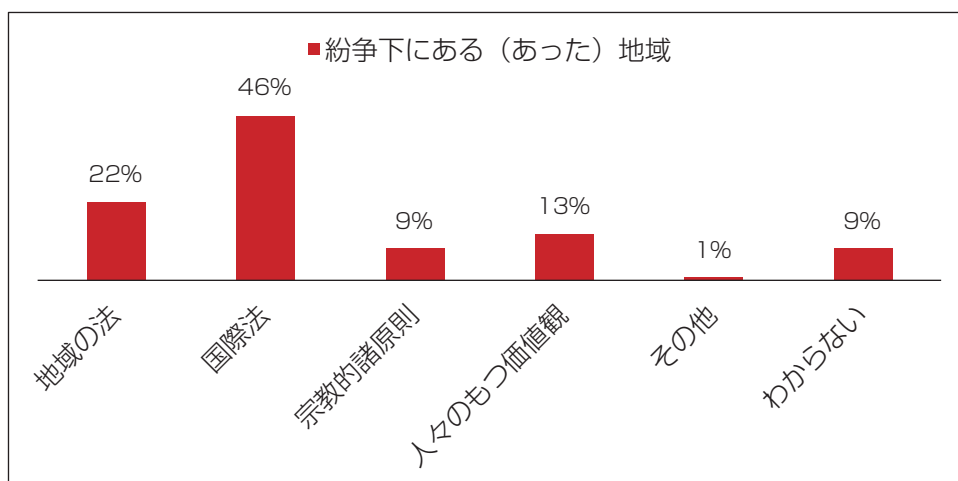
人道法はしばしば守られないことがあります。しかし、人々は本当に「戦争であれば何をやっても許される」と考えているのでしょうか。戦争ではなくとも日常的な感覚として、“それは許されない”と感じることはありませんか。

Q あなたが何かについて“間違っている”と言うとき、何を理由にそう言いますか？



＞戦争において人々が“間違っている”という根拠にはどんなものがあるのでしょうか。

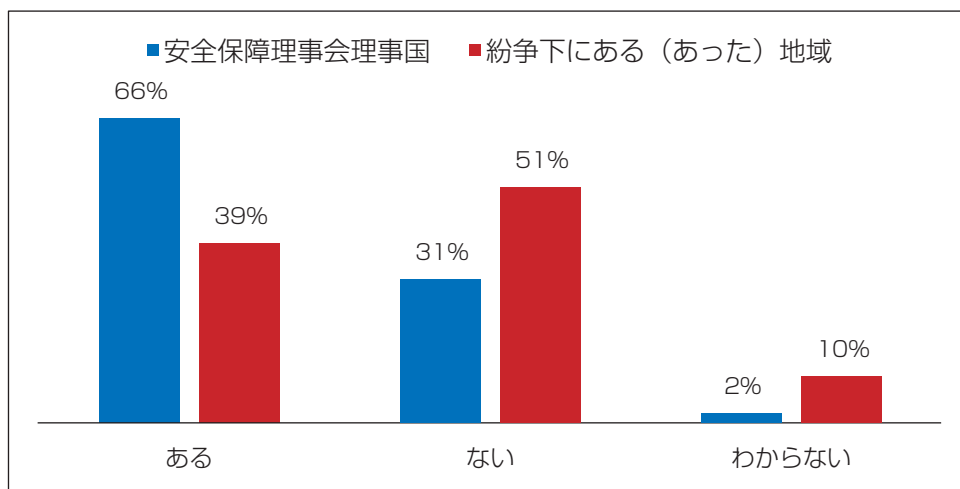
Q 戦争中に違反した人が罰せられるほど重要なルールや法はありますか？
あるとしたらそれは何ですか？



¹ 1999年にICRCと世論調査を専門とするグリーンバーク社が実施した人道法に関する世界的な意識調査。12の紛争下にある（あった）（アフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、コロンビア、エルサルバドル、グルジア、イスラエル、レバノン、ナイジェリア、フィリピン、ソマリア、南アフリカ）を中心に、比較のために安全保障理事会理事国およびスイスも対象とされた。一般人に対する意見聴取のほか、集団討論、インタビューなどを通じて実施された。

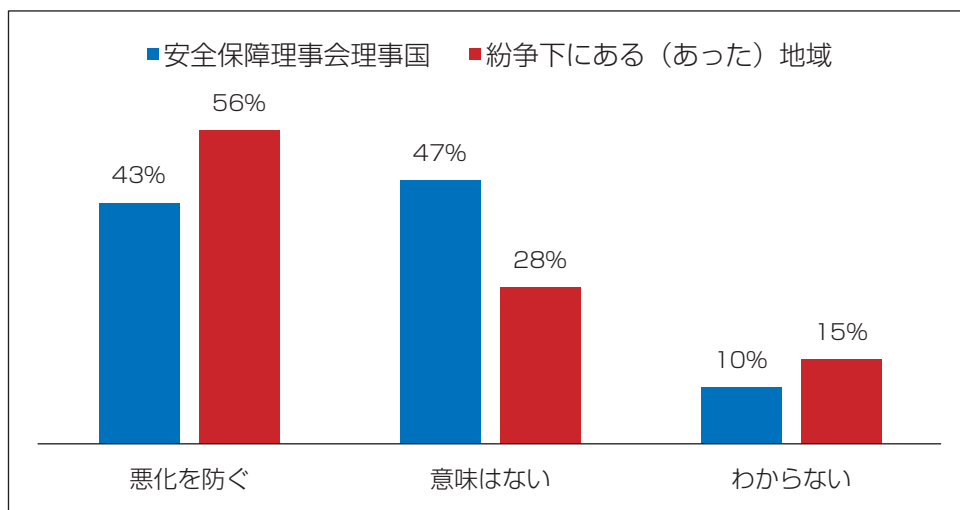
多くの人が、国際社会のルールとしての国際法（人道法）を根拠に、戦争という極限状態にあっても許されない行為がある、という意識を持っています。では、どれくらいの人々が人道法（それを構成するジュネーブ条約）のことを知っているのでしょうか。

Q ジュネーブ条約という条約を聞いたことがありますか？



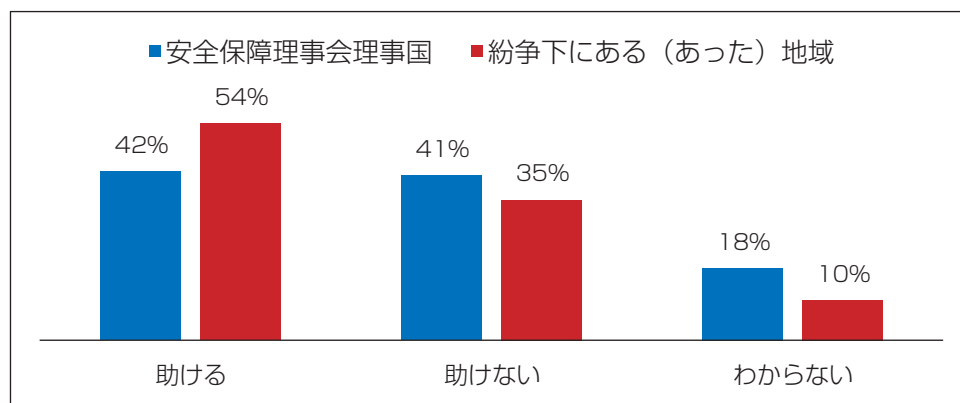
上のグラフでは戦争を経験している国ほど人道法（ジュネーブ条約）を知っている人が少ないことがわかります。しかし、紛争地に生きる人々が“人道法は役に立たない”と考えているわけではありません。

Q ジュネーブ条約の存在は戦争の悪化を防ぎますか、それとも意味はないのでしょうか？



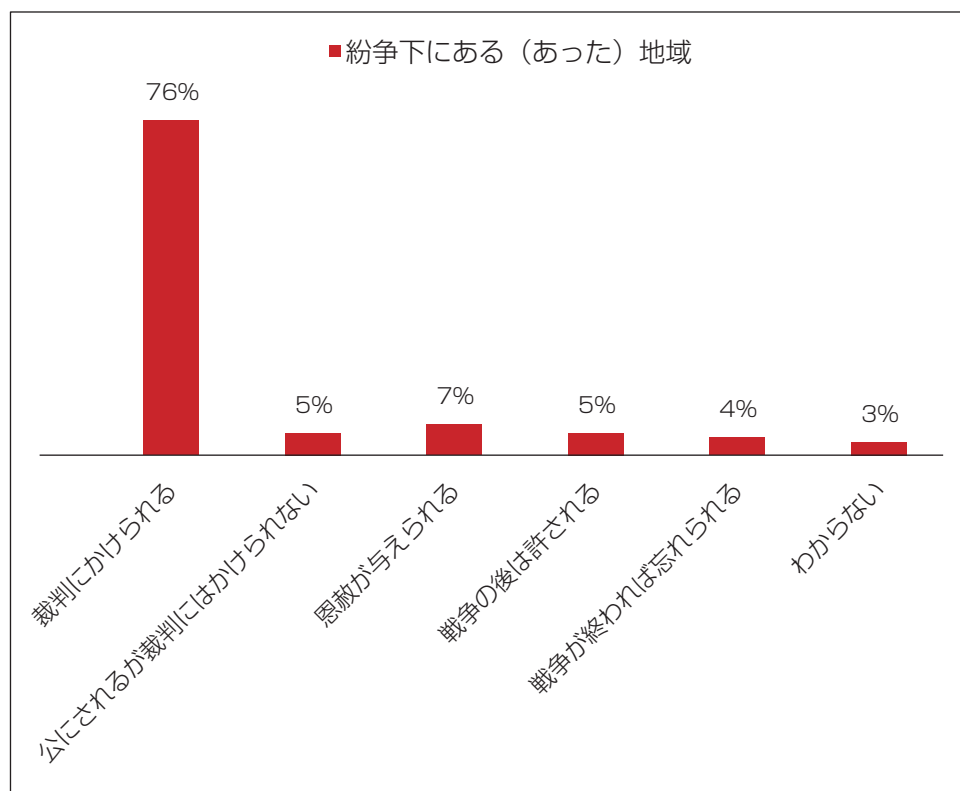
むしろ戦争を経験した国の人々ほど、人道法（ジュネーブ条約）に信頼を寄せていること、また、敵であっても助けなければならないと感じていることがわかります。

Q あなたの親しい人を殺害した敵の兵士が助けを求めてきたらどうしますか？



多くの人が、“紛争後、人道法に違反した人は処罰されるべき”だと考えています。人道法のルールを知らなかったことが、しばしば重大な結果に結びつくことになります。人道法のルールを普及していくことが非常に重要です。

Q 戦争が終わった後、人道法に違反した人々はどうされるべきですか？



人道法違反への対応：予防と処罰

人道法の重大な違反行為を「戦争犯罪」と呼びます。これには、意図的な殺害、拷問、非人道的な取り扱い、人質をとること、捕虜（自由を奪われた人）の殺害、軍事目標ではない都市の攻撃や、一般市民や人道的支援団体への攻撃などが含まれます。15歳未満の子どもを兵士として利用することもまた重大な違反行為です。この違反を予防し、またその結果に対処するために様々な措置がとられます。

■ 予防：違反を未然に防ぐための措置

違反を防止するためには次のような取り組みも必要になります。

軍隊もしくは武装集団の司令官は、人道法が守られていることを監視する責任があり、その違反をとめなければなりません。すべての違反行為は司令官に報告され、規律ある措置がとられなければなりません。また、重大な違反行為を犯した人を裁判にかける責任があります。

政府は、重大な違反を禁止し、処罰するための法律をつくらなければなりません。最終的には重大な違反を犯した人を捜索し、裁判にかける責任があります。また、国内で人道法のルールを多くの人に広めなければなりません。

裁判所は、重大な違反を犯したものを裁判にかけ、処罰する責任があります。

■ 処罰：裁判所による対応

人道法の違反行為は、犯罪行為と同様、裁判にかけられ、処罰されます。そのためのさまざまな裁判所が存在します。

国内の裁判所

国（政府）は、人道法のルール違反を防止しなければなりません。また、違反した人を捜索し、裁判にかけ、処罰するための法律をつくらなければなりません。一般的に国の刑法はその国の国民による行為、または、その国の領域内での犯罪行為に適用されますが、人道法は国境の範囲を超えます。つまり、国は加害者・被害者の国籍や犯罪が行われた場所に関係なく、すべての違反者を捜索し、処罰しなければなりません。

国際的な裁判所

人道法の違反者の捜索、処罰は国（政府）が行います。しかし、しばしば国内の裁判所の能力の限界から、国際社会がそれかわりに行うことがあります。

ニュルンベルグ裁判と東京裁判の例

第二次世界大戦後、ナチスドイツと日本の戦争犯罪者は世界中の国内裁判所で裁かれました。国内裁判所を補完し、すべての重大な違反行為を犯した戦争犯罪者を裁判にかけ、戦争に勝利した四大国（英、仏、ソ連、米）は、1945年、ドイツのニュルンベルグに国際軍事裁判所ニュルンベルグ裁判を設置し、22人のナチス高官に対して裁判を行いました。その1年後、それに似た形で極東国際軍事裁判所（東京裁判）が東京に設置され、28人の日本人が重大な戦争犯罪人として裁判にかけられました。この裁判所の裁判官、検察官は、勝利した連合国の出身者から主に構成されていました。

ニュルンベルグ裁判では19人が有罪、3人が無罪となり、東京裁判では裁判にかけられた人のすべてが有罪となりました。こうした法廷は「勝者による裁判」と揶揄され、勝利した連合国の中にも同様の罪を犯した兵士がいたことが疑われ、その価値に疑問がもたれました。しかし、国家間の約束事である国際（人道）法の違反を、国ではなく個人に対してもその責任を追及し、そうした犯罪を容認しない、というこれまでは見られなかった姿勢を示したことで、人道法の発展に貢献したという見方もできます。

特別な国際刑事裁判所

ニュルンベルグ裁判、東京裁判から40年後、旧ユーゴスラビアとルワンダでおきた残虐行為に対して、再び、国際裁判所が設置されることになりました。旧ユーゴスラビアの国家権力者は、違反した人を裁判にかけ、処罰することを望まず、また、ルワンダも裁判所への多くの訴えがなされてしまったため、加害者を裁判にかけられませんでした。

そこで国連の安全保障理事会は、戦争犯罪、人道に対する罪、大量虐殺（ジェノサイド）の罪を犯した犯罪者を裁くため、旧ユーゴスラビア、ルワンダそれぞれに国際刑事裁判所を設置し、国内裁判所よりも上位にたつ権限を与えました。

旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所は1993年にオランダのハーグに設置され、1991年以降に旧ユーゴスラビアで発生した犯罪を取り扱いました。ルワンダ国際刑事裁判所は翌年の1994年にタンザニアのアルーシャに設置され、1994年以降、ルワンダ国内また隣国でルワンダ人により実行された犯罪が取り扱われました。

常設の国際刑事裁判所

常設の（個別の紛争ごとに設置するのではない）国際刑事裁判所を設置するというアイデアは、ニュルンベルグ裁判、東京裁判以降、何度も検討されてきました。ニュルンベルグや東京での裁判は人道法の発展において画期的な出来事でしたが、こうした裁判所は時間的、場所的な制約を持つものでした。

いくつかの国は常設の国際刑事裁判所の設置に反対しました。その理由は、そうした裁判所が権限を持つことで、政治的な目的に悪用されかねないこと、また、海外に派遣された自分の国の軍隊が、自国の国内裁判所による保護が与えられず、国際裁判所によって裁かれてしまう、といったことでした。こうした長い準備検討の末、1998年に採択された国際刑事裁判所ローマ規程に基づき、2003年、オランダのハーグに常設国際刑事裁判所（International Criminal Court, ICC）が設置されました。

国際刑事裁判所での裁判は、ジェノサイドや人道に対する罪、戦争犯罪を対象とします。その権限は国内裁判所を補完する立場にあります。

混合裁判所

混合裁判所は、国際、国内の二つの要素を組み合わせ、両者の利点を最大限生かすことが試みられています。例として、シエラレオネ特別法廷、カンボジア特別法廷、東ティモール重大犯罪特別パネルなどがあります。

そのメリットとして、国際的な専門家の知識や国際公務員としての公平・中立な立場、財源などの経済的な支援などがあります。また、犯罪が行われた場所や言語、現地の法制度や文化的、社会的背景などの知識を、その国の裁判官や検察官に頼ることができ、国際的な裁判所と国内の裁判所の両方の利点を取り込むことができます。



オランダ・ハーグの国際刑事裁判所

人道法違反への対応：和解と平和のために

裁判の主な目的は、違反した人の責任の追及と必要に応じてその人を処罰することです。しかし同時に、その被害を受けた人の救済と、戦後の平和を取り戻すための対応も重要になります。加害者（違反行為）への対応から、被害者の救済、平和の構築のための仕組みが今、世界中で取り入れられるようになっています。

■ 傷ついたり失われたりしたものの回復 賠償機能

賠償の試みとして、たとえば次のようなことが行われました。

- ・ボスニア・ヘルツェゴビナおよびコソボの紛争の後、土地争いを解決し、不当に没収された資産をすべてもとの所有者に戻すために委員会が設立されました。（返還）
- ・ドイツでは、ナチスの強制収容所の生存者および収容所で死亡した人の遺族に賠償金が支払われました。（賠償）
- ・チリでは、アウグスト・ピノチエット軍事独裁政権下で行方不明になってしまった人、また、殺害された人の遺族に対して、政府は月々の手当てを支払っています。（賠償）
- ・国連は、1990～1991年のイラクによるクウェート侵攻と占領の被害者を補償する目的で、賠償請求委員会を立ち上げました。（賠償）

■ 公式な謝罪

公式謝罪も、敵同士だった関係の修復を試みる一つの方法です。例えば、

- ・1970年に当時西ドイツのヴィリー・ブラント首相が、ポーランドのワルシャワにある1943年のゲットー蜂起の慰霊碑前でひざまずいたことにより、強い謝罪のメッセージを発信しました。それから35年後、ドイツのゲアハルト・シュレーダー首相は、ナチス収容所の生存者に対し、ホロコーストに関して自責の念を表しました。
- ・1999年には、コフィ・アナン国連事務総長が、旧ユーゴスラビアおよびルワンダの人々を国連が守れなかったことを謝罪しました。
- ・多くの旧ソ連の構成国、アルバニア、ブルガリア、チェコ、ドイツ、ハンガリー、ポーランドとスロバキアでは、さらに別の方法で過去の残虐行為と向き合っています。容疑者を裁判にかけてはいませんが、旧共産党役員や協力者を公職から追放、または公職に就く権利を失効させる法律を制定しています。

また、記念碑（館）や博物館を立てたり、公的

記録を自由に閲覧できるようにしたり、歴史の教科書を改訂することを決めた国もあります。

■ 紛争の惨劇が繰り返されないために 真相究明機能

裁判でも違反行為の証拠や事実関係が調べられたりすることがありますが、その目的は違反者を処罰することにあります。それとは対照的に、“真相を究明する”ということは、人道法違反と人権侵害がなぜ起こったのかを調査して原因を明らかにし、そうした行為が二度と繰り返されないことを目的としています。

そのための役割を担うのが真相究明委員会です。真相究明委員会は、通常国（政府）がつくりませんが、民間の組織が立ち上げることもあります。委員会は、人道法違反や人権侵害の被害者、目撃者および加害者からの証言を集め、公開討論の場を設けます。そこでの討論をもとにして、紛争後、国（政府）が行うべき対応についての報告書を作成します。

委員会はこれまで、アルゼンチン、チャド、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ナイジェリア、パナマやウガンダなどの国で設立されてきました。

アルゼンチンでは、1976年から1983年までの軍事独裁政権下で失踪した数千人の国民を調査し、事実を解明するため、最初の真相究明委員会（国内行方不明者調査委員会）が1983年に設立されました。50,000ページを超える証拠を集めた後、真相究明委員会は1984年に“Nunca Mas”（「二度と繰り返さない」）と題する報告書を発表し、340カ所の秘密収容所及び8,900人以上の「失踪」事件を記録しました。報告書は、被害者が非人道的な環境下で拘束され、屈辱的で人間の尊厳を傷つける扱いを受けたことを明らかにしました。

真相究明委員会は政府に対して、事実の調査

をはじめとして、被害者およびその家族が受けた被害を回復し、二度とこのような人権侵害を起こさないことの約束を求めました。

■ 敵同士だった関係の修復のために 和解機能

真相究明委員会はまた、加害者と被害者およびその家族との和解もそのねらいとしています。和解のための試みは、チリ、東ティモール、ガーナ、リベリア、モロッコ、北アイルランド、ペルー、シエラレオネ、南アフリカ、韓国などで行われました。

南アフリカの「真実と和解委員会」は、1960年から1994年までのアパルトヘイト政権下で起きた深刻な人権侵害を調査し、記録するために1995年に設立されました。委員会は、南アフリカのアパルトヘイト政権メンバーおよびアフリカ民族会議等、反政府グループの犯罪も調査しました。

委員会の「真実と引き換えに恩赦」政策のもと、個々の加害者は、政治的動機による犯罪を包み隠さずに告白した場合、裁判にかけられることはありませんでした。しかし、政治的動機の犯罪の詳細を隠した場合、または犯罪が個人的動機による場合、恩赦の対象からは外され、南アフリカの法律により裁判にかけられました。

23,000人以上の被害者と目撃者から証言が集められました。7,000件以上の恩赦が申請されましたが、委員会が恩赦を付与したのは849人でした。

東ティモールでは、2002年に国連東ティモール暫定行政機構により「受容真実和解委員会」が設立され、インドネシア統治下の1974年から1999年までの間に起きた人権侵害を調査しました。委員会は、和解を促し、自白した軽犯罪者の社会復帰および犯罪の再発を未然に防ぎ、被害者の回復に必要なことを明らかにするために設立されました。

2005年、委員会は、7,000人以上の被害者の証言に基づく報告書を公開しました。報告書の中では、103,000人近いティモール人の死—たとえば餓死、拷問死—は、24年にわたる

インドネシアの支配との関係があることが指摘されました。

シエラレオネでは、2002年に「真実と和解委員会」が活動を開始し、1991年から1999年に国内で起きた武力紛争の最中に起きた人道法違反や人権侵害の歴史記録を作成しました。被害者のニーズに対応し、回復と和解を促し、将来の人権侵害を未然に防ぐことも委員会の主要な目的です。

2004年に公開された5,000ページの報告書は、7,000人の供述に基づき作成されています。紛争中、子どもたちが暴力行為の被害者および加害者になったことから、子どもについての報告書も作成されています。報告書は、広範囲にわたる重大な人道法違反と人権侵害を明らかにし、とくに子どもと女性の保護を強化すること、そのための司法、政治、行政改革を求めています。

裁判以外の解決法は、平和を取り戻す道のりを明らかにし、過去の紛争に区切りをつけることへの社会全体の願いのあらわれです。こうした解決法は、国家が残虐行為をもう一度振り返り、加害者の処罰よりも被害者の損失に焦点を当てています。将来の悲劇を未然に防ぎ、過去の教訓を学び取ることが、その目的といえます。

紛争の背景状況

それぞれの裁判所や真相究明委員会が設置された背景にどんな違反があったのか調べてみましょう。

○ カンボジアの背景状況

1975年4月17日、カンボジアの首都プノンペンにクメールルージュというカンボジア共産党により占領されました。クメールルージュの背後では「オンカー」と呼ばれる幹部が権力をふるい、外国人と特権階級者の支配からの解放をとなえ、親米のロンノル政権の打倒を掲げました。クメールルージュが政権を握った1975年から1979年までの間、カンボジアの人々は人道法と人権法の重大な違反行為に苦しみました。多くの人が地方の強制労働所に収容され、飢餓、過剰な労働、病気などで数えきれないほどの人が亡くなりました。

1979年1月6日、クメールルージュ政権はベトナム軍との衝突の結果、崩壊します。クメールルージュが政権を握ったこの期間中、1975年時点の人口（約730～750万人）の約20%の人が命を失ったといわれています。

ローランド・ジュフィ監督「キリング・フィールド」（1984）では、1970年代のカンボジアで取材活動を行うアメリカ人ジャーナリストとカンボジア人通訳を主人公に、クメールルージュ（映画の中では“赤いクメール”）と政府軍との数々の凄惨な戦場の様子が描かれています。映画は次のようなメッセージで幕を閉じます。“Cambodia's torment has not yet ended. The refugee camps on the Thai border are still crowded with the children of the killings fields（カンボジアの苦悩は終わっていない。難民キャンプは虐殺の野を逃れて来た子どもであふれている。）”今のカンボジアはどうでしょうか？

○ 東ティモールの背景状況

東ティモールは16世紀以来ずっとポルトガルの植民地で、1975年には、独立を求める人々と、東ティモールがインドネシアの一部になることを望む人々との間で、激しい衝突が起きました。この間に、ポルトガルは東ティモールを去り、インドネシアは東ティモールを統治しました。東ティモールの人々が1999年に住民投票で独立を支持した後、インドネシア陸軍とインドネシア支持のティモールの民兵により、約1,400人が殺害され、約40万人が家から離れることを余儀なくされました。彼らが犯した残虐行為には、大量殺人、性犯罪および一般市民の財産の破壊などがあります。

○ 旧ユーゴスラビアの背景状況

ボスニア・ヘルツェゴビナで行われた1992年春の国民投票では、ボスニアのイスラム教徒とクロアチア人がユーゴスラビア連邦共和国からの独立を支持し、同時に国民投票をボイコットしたボスニアのセルビア人は独自の政府を樹立しました。こうした一連の出来事の結果、（クロアチアの支援を受けた）ボスニアのイスラム教徒・クロアチア人勢力と、（セルビアからの軍隊の支援を受けた）ボスニアのセルビア人勢力との間に紛争が発生しました。紛争中には人道法の重大な違反が頻発し、大虐殺、拷問、性犯罪、一般市民の強制的な追放および強制収容所が設置されるといった事態が発生しました。

ユーゴスラビア連邦共和国においてこうした人道法の重大な違反行為は既に周知の事実でしたが、同国政府は長い間、犯罪者を裁判にかけることをしませんでした。

マルセル・シュバツ監督「カルラのリスト」（2006）は、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所で戦争犯罪人逮捕のため世界中の国家首脳との交渉に奮闘する検察官カルラ・デル・ポンテと、その国際法廷の舞台裏を描いたドキュメンタリー映画です。映画が放映された2006年時点ではまだ6人の戦犯の行方が不明のままで、その中でも特に逮捕が切望されていたのがカラジッチとムラジッチでした。しかし、カラジッチは2008年8月に、ムラジッチは2011年5月に逮捕され、同裁判所に移送されました。訴えを起こされた犯罪人はこれですべて逮捕されたことになりました。

○ ルワンダの背景状況

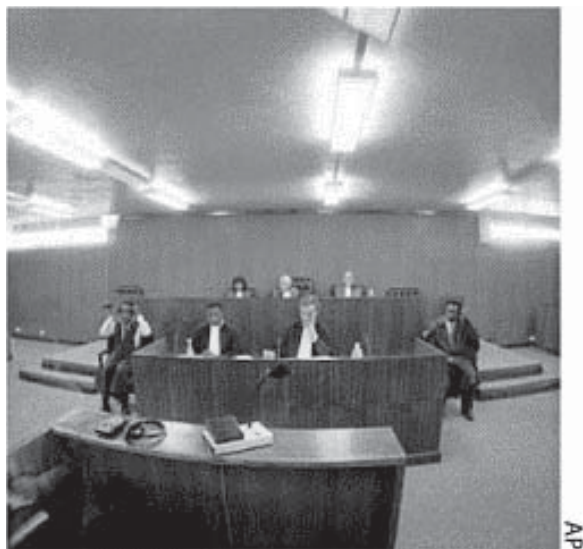
ルワンダの紛争の起源は植民地時代からのフツとツチとの民族グループ間の緊張状態にまで遡ります。当時、少数派のツチはフツより高い社会的身分を享受しており、この状況がフツの間で多くの怒りを引き起こしました。

ベルギーから独立する1962年以前の数年間、多数派のフツが政権を握った際、何千ものツチが殺され、近隣の国々への避難を強いられました。追放されたツチの子どもたちは反乱軍（ルワンダ愛国戦線（RPF））を組織し、1990年にルワンダを侵略、内戦が発生しました。この紛争は、いくつかの政治危機や経済恐慌とともに、グループ間の緊張をより悪化させ、1994年4月には約80万人のツチおよび穏健派フツが殺害され、約200万人のフツ難民が近隣諸国へ逃れました。新しいツチ政府は、大量虐殺に加担したことで裁判所に訴えられた11万人以上の人々を逮捕し、投獄しましたが、国の司法制度が崩壊していたので、国内の裁判所を再建し裁判官も再訓練しなければなりませんでした。裁判を待つ人々の数は圧倒的に多く、対応できる能力は十分ではありませんでした。

テリー・ジョージ監督「ホテル ルワンダ」（2004）は、ルワンダの内戦を舞台に、一人のフツのホテルオーナー ポール・ルセサバギナが約1,200人の一般市民を自分のホテルにかくまい、命を救った実話を映画化した作品です。作品中に登場する政府軍のビジムング将軍は、フツの襲撃からの助けを請うポールに対して、賄賂を強要しますが、ポールが「あなたは戦争犯罪人で訴えられる」と反論すると、態度を一変。ポールの願いを受け入れます。しかし、2011年5月、ビジムング将軍にはジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪の罪で、禁固30年の刑が下されています。ホテルルワンダのエピローグは、犯罪行為は必ず処罰されなければならない、というメッセージを発しています。



旧ユーゴ国際刑事裁判所



ルワンダ国際刑事裁判所

Q&A ～戦争をなくす努力と戦争中のルール～

Q 人道法は武力紛争をなくすことを目指していないのですか？

A 「人道法は、武力紛争に備えるためのものだ、どうして武力紛争をなくすことを目指さないのか」と言われることがあります。これに対し、ICRC 元副総裁ジャン・ピクテ氏は、「人道法の発展は、戦争は常に起こりうるという前提に立っている」とした上で、著書の中で次のように述べています。

「各国政府がたとえ自衛のためであるとしても強力な軍事力を保持し、戦争がなくなることなどありえないと考えている以上、戦争の惨禍を軽減することに思いを寄せる人々は、まだ時間のあるうちに保護規範を採択するという絶対的な義務を負っている。この義務は、武力紛争の可能性があるかないかではなく、たとえ起こりそうにないとしても最悪の可能性について考え、それに備えなければならないのである。もちろん私たちは戦争に立ち向かい、それを抑止する努力をしなければならない。しかし同時に、実際に戦争が起きた場合、その惨禍を軽減するためのあらゆる努力が必要である。戦争が完全になくなるまでは、それに規制を加えねばならず、実際の戦争時にその惨禍を軽減しようとすることは、極めて理論的なことである。」

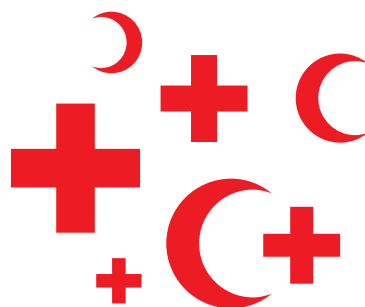
ピクテは人道法を消防隊に例え、「誰もがみな、消防隊の必要性を認めている。でもそれは、私たちが火災好きで放火を奨励しているわけではない」と結んでいます。言い換えれば、武力紛争はあってはならないが、それでも起こってしまった場合に備えて、人道法を準備している、ということなのです。そして、防災活動がすなわち人道法の普及活動なのです。

Q 人道法は本当に役に立っているのですか？

A 世界中の武力紛争では、人道法が守られないケースが頻発し、人道法は役に立っていないように見えてしまい、「人道法なんていない」という声も聞かれます。

しかし、身近な例「道路交通法」で考えてみると、日常的にスピード違反、飲酒運転などの道路交通法違反が行われていますが、違反行為があるから「道路交通法は不要だ」ということにはなりません。この法により、事故などの被害者を減らすことが期待できるからです。

人道法も同じです。確かに武力紛争という極限の状況下では、人道法が尊重されにくく、戦闘に参加しない人々が実際に被害を受けています。しかし、人道法があることによって、「少しでも被害者を減らす」ことが期待できます。





第4章 人間の尊厳を取り戻す

- ベーシック・ヒューマン・ニーズ
- 自由を奪われた人の保護
- 離ればなれになった家族の支援

この章の目的

紛争や災害などの理由で自分の故郷、住まいから離れざるを得なくなった人々がおかれる状況を知り、人が生きるための必要最低限のニーズ（ベーシック・ヒューマン・ニーズ）が何なのかを学びます。

S-1 もし、あなたが災害に遭遇したら …	P59
S-2 ベーシック・ヒューマン・ニーズ …	P61
S-3 写真 ………………	P64
S-4 東日本大震災 避難所での経験 ……	P65
S-5 砂漠の避難所 ………………	P67
T-1 避難所運営に必要な視点 ………………	P69

1. もし、あなたが災害に遭遇したら

添付資料 S-1「もし、あなたが災害に遭遇したら」を使い、災害に遭遇した状況を想定して、避難をする際に何が必要になるかをシミュレーションしてみましょう。

2. ベーシック・ヒューマン・ニーズを考える

添付資料 S-2「ベーシック・ヒューマン・ニーズ」を使って、自分自身のベーシック・ヒューマン・ニーズ（Basic Human Needs, BHN）を考えます。なぜそれが重要なのかも考えます。たとえば次のようなものが挙げられます。

- ・避難所：雨やどり、風よけ、睡眠のための場所の確保
- ・安全：危険からの保護
- ・あなただけのニーズ（めがね、車いす…）
- …など

3. 避難所の生活

人々が避難所での生活を余儀なくされる場合、どのようなニーズが生じるのでしょうか？ 添付資料 S-3「写真」、資料 S-4「東日本大震災避難所での経験」、資料 S-5「砂漠の避難所」を参考に考えてみましょう。

また、次のような特別なニーズが必要とされる人たちのことも考えてみましょう。

- ・子ども
- ・高齢者
- ・女性
- ・外国人
- ・障がい者

>災害弱者と呼ばれる人は他にどんな人がいますか？

4. 発展的な学習

これまでに国内で発生した災害で、それに被災した人たちが、その後、どのような生活を送っているのかを調べてみましょう。また、自分たちにできることがないか、話し合ってみましょう。

．．．．．

学習のねらい

紛争や災害で避難民（被災者）になってしまった人の対応には、人として生きる基本的なニーズ（BHN）が満たされることが必要です。また、その人それぞれの特別なニーズが必要になることがあります。

難民キャンプにいる人々や子どもにとって、退屈な時間、倦怠感、教育を受けられない状況の組み合わせは大変危険です。トラウマを思い出させる時間、不安を覚える時間、暴力を生み出す時間となりかねないからです。

—マーク・ソマー, Emergency Education for Children

もし、あなたが災害に遭遇したら

〔このシミュレーションについて〕

- ・下の〔設定状況〕を生徒に読ませます。生徒は“所持品”を切り取って“バッグ”に貼り付けます。すべての所持品を貼り付けるスペースはありません。このことはすべてを持ち運びすることはできないという考えを生徒に示唆するものです。生徒は現実的に持ち運びできるものが何かを考えなければなりません。
- ・状況が緊急時にあることを印象付けるため、この活動のタイムリミットはわずかな時間に設定します。生徒たちが切迫した状況下にあること、何が必要なのかを考える時間が常にあるとは限らないことを示唆するため、作業が終了してしまう前には中断させます。

〔設定状況〕

- ・あなたが今、家にいる状況を考えてみましょう。災害が発生し、避難のためにあなたは今すぐに家を出なければなりません。また戻って来ることができるかどうかはわかりません。あなたは自分のバッグに収納できるものだけを持っていくことができます。避難中、そして目的地に到着してから生活するために必要なものは何ですか？ 持っていく物を決める時間はわずかしかありません。

“あなたの所持品”



出典：イギリス赤十字社 Justice and Fairness Module2

“あなたのバッグ”



出典：イギリス赤十字社 Justice and Fairness Module2

ベーシック・ヒューマン・ニーズ (BHN)

資料「写真」の中に映っている人たちは2011年3月に発生した東日本大震災で被災した人たちと支援にあたる人たちの様子です。あなたがその被災者の一人だと想像して考えてみましょう。あなたは今、どんな気持ちですか？

- ・安全になり、安心した気持ち
- ・独り立ちできず、誰かの助けなしでは家族も養えない、情けない気持ち
- ・将来のことを不安に思う気持ち
- ・行方不明になった家族、友人のことを思い、動揺した気持ち

人が生きていくために不可欠なもの(BHN)があります。たとえば、そのひとつの「住居」。もう一度想像してみましょう。あなたは今、避難所になった学校の体育館にいます。避難場所と安全を除いて、ほかにどんなものが必要になりますか？

あなたのベーシック・ヒューマン・ニーズ

考えのヒントとして、あなた自身の生活習慣を振り返ってみましょう。それをリストに書き出し、なぜそれが重要なのかを考えてみましょう。避難所と安全がなぜ重要なのか、まず理由を考えてみましょう。

- ・避難所（重要な理由）

- ・安全（重要な理由）

〔参考：ベーシック・ヒューマン・ニーズのヒント〕

身体的なニーズのヒント



凡例

赤

最低限これだけは用意しておきたい物

黄

できるだけ用意しておきたい物

緑

あると便利な物

人道法からのヒント

1949年の捕虜の待遇に関する条約では、次のようなルールが定められています。

身体的なニーズ

- ・建物、湿気を完全に防止し、十分に保温し、照明を備えなければなりません。日没から消灯までの照明は必須です。火災の危険に対して万全の措置をとらなければなりません。(25条)
- ・良好な健康状態を保つため、毎日の食糧配給の量、質、種類を十分確保し、体重の減少、栄養失調を予防しなければなりません。(26条)
- ・地域の気候に配慮した衣服が供給されます。(27条)
- ・浴場、シャワーのほか、体の清潔を保つための水、石鹸が供給されます。(29条)

精神的なニーズのヒント

身体的なニーズと同時に精神的なニーズもまた、自分自身の生存のために（自分を見失わないために）必要不可欠なものです。

- ・暴行、脅迫、侮辱、公衆の好奇心からは保護されなければなりません。(13条)
- ・女性は女性として必要とされる配慮をもって待遇をうけます。(14条)
- ・その人の個人的又は感情的価値を有する所持品(例 家族の写真等)は取り上げてはいけません。(18条)
- ・宗教的な儀式を行うための場所が提供されます。(34条)
- ・その人それぞれの趣味を尊重して、知的、教育的、娯楽的活動や戸外でのスポーツを行うことが奨励されます。(38条)
- ・身体、精神の状態を良好に保つため、その人に応じた労働を与えることができます。毎日の労働時間には少なくとも1時間の休憩、1週間には1日の休暇、1年間には連続8日間の休暇が与えられます。(53条)
- ・手紙、はがきを送付し、受け取ることができます。(71条)
- ・食糧、衣服、医療品、宗教に関連する物品、娯楽用物品(図書、楽器、運道具、研究または文化活動のための用品)を受領できます。(72条)

スフィアスタンダード（人道憲章と災害援助に関する最低基準）からのヒント

1997年、人道援助を行うNGOのグループと国際赤十字・赤新月運動によって作成された災害援助の際に達成すべき最低基準です。最低基準は、5つのセクター「給水と衛生」「食糧の確保と栄養」「食糧援助」「シェルター、居留地、ノンフードアイテム」「保健サービス」などの章から構成され、自然災害や武力紛争など、救援が必要とされる様々な状況で活用されることを想定しています。

出典：スフィアプロジェクト ウェブサイト『スフィア・ハンドブック 2011年度』
(<http://www.sphereproject.org/>)

写真



1	2
3	
4	5

1. 2011年3月12日、宮城県庁に避難してきた人たち。
2. 2011年3月22日 陸前高田市第一小学校の体育館の様子。
3. 2011年4月15日 石巻市の避難所での給水のバケツリレーの様子。
4. 2011年3月18日、岩手県山田町の救護所に並ぶ人たち。
5. 2011年3月18日、山形県の赤十字ボランティアによる仙台市での炊出し。



東日本大震災避難所での経験 ～岩手県大槌町～

大槌町役場職員 個人インタビュー書き起こし(2012年)

日本赤十字社 青少年・ボランティア課

大槌町はじめ岩手県沿岸部は、明治20年の三陸大津波を経験した地域でしたが、まさかそれを上回るほどの津波が町を襲うことになるとは思いませんでした。事前の備えとして図上での訓練や毛布などの備蓄はありましたが、結果として、今回の津波への備えとしてそれは十分なものではなかったことがわかりました。

今回の地震が発生してから避難場所となったのは、事前に指定されていたもの（公的なもの）と、そうではない自然発生的にできたもの、計40か所くらいです。

発災直後、役場（行政）の力だけで町全体の避難所を把握、運営するだけの余裕はとてありませんでした。もともとリアス式海岸の入り組んだ地形で、地縁、血縁の結びつきが強い地域です。避難所ではなく知り合いの家に身を寄せたり、そのまま自宅にとどまった人もいますし、私たち（行政）が知らないところで自然発生的に避難所となったところもあります。そのため、在宅の被災者からも要望がありますし、避難所間でも物資のばらつきが生じ、連絡会議を開いて融通、連携しあう必要もありました。情報発信としてチラシを作成して配付しました。

その避難所の一つ、大槌町中央公民館には災害対策本部も同時に設置されました。中央公民館の場合、約1,000人の被災者に対応しました。当初はとにかく水の確保と暖をとることが至急必要でした。暖をとるといっても当初はカーテンなどありあわせのもので対応するしかありません。トイレは3階建ての建物各階に備え付けてある分だけです。水洗トイレですので、飲料水とはまた別の汚物処理のための水、また暖を取るための灯油などが必要でした。

寝食のための場所が最も基本的な部分ですが、それ以外にも炊き出し、支援物資の保管、遺体安置などのためのスペースが必要でした。



大槌町中央公民館

ある程度衣食住の基本的なところが安定してくると－それでも1か月くらいはかかりましたが－、ボランティアなどを通じて新たなニーズが浮かび上がってきました。寝るためのダンボールやお風呂をはじめ、女性のためのスペースや、高齢者が日常服用している薬の処方箋のニーズも浮かび上がってきました。例えばペットを飼っている被災者の場合、もちろんその人たちはペットも家族の一員として考えていますが、同じスペースで他の被災者と一緒に生活する環境下で、気をつかって薄暗い離れたところに寝起きしていたことも見られました。また、子どもたちについては気持ちが萎縮してしまって、食事をとらないこともありました。生きていくだけで必死だった時期から、細かいニーズの状況が少しずつ明らかになってきました。

医療の面では他の医療機関、団体による支援に支えられるところが大きかったです。例えば透析を必要とする被災者－想像以上に多くの人が透析を必要としていたことが今回の出来事ではじめてわかったのですが－の場合、それができなければすぐに命に関わることになります。支援のために巡回診療している医療団体や自衛隊のヘリコプターなど、他の支援団体による連携も欠かせないものでした。

役場（行政）の職員に対してはいろんな要望があげられますが、それにすべて応えることはできませんでした。役場の職員は同時に災害対策本部の業務として、国や県などの他の行政機関、医療やボランティアなどの支援団体などの対外的な連絡調整に対応を迫られていました。そうした状況下で頼りになるのは、やはり、地元のネットワークとそのコミュニティー（町内会、消防団、民生委員など）の中心的な役割を担う地元のリーダーたちです。そのうちの何人かは、住民の避難を誘導している際に命を落としてしまったのですが、そうしたリーダーたち、そしてまた、役場のOBの人たちも、この事態において大きな力を発揮してくれました。避難所の被災者の命を支える部分は、やはり人の力が大きなものになります。

今、避難所はすべて撤収し、被災者は仮設住宅に移りました。しかし被災者の中には、このまま避難所にとどまることを希望する人もいました。長期的な避難所生活の中で、被災者の間にも仲間意識が生まれたのかもしれませんが。仮設住宅での居住は抽選で選ばれます。そこにはまた別の地域（避難所）からやってくる人もいます。



高台から見た大槌町

砂漠の避難所 ～湾岸戦争での経験～

1990年8月の湾岸危機により、クウェートとイラクで働いていた数百人から数千人の外国人、エジプト人、インド人、パキスタン人、バングラデシュ人、スリランカ人、フィリピン人、タイ人が国外退避を強いられました。ヨルダンの国境には、大量の車、バス、トラックが駆け込んできたため、渋滞が発生しました。多くの家族が明日はどのようなかわからない状態のまま、ただひたすら座りながら待ち続けていました。何千人もの人々が突然、ヨルダンとイラクの国境にある砂漠で、食糧も水もない状態に陥っていました。

緊急対応：

国境を管轄していた政府当局は、ヨルダンとイラクの国境の無人地帯に、一時的なシェルターを建設しました。

ヨルダン赤新月社とICRCはただちに、緊急支援として飲料水、シェルター、医療の提供を実施しました。広範囲にわたるニーズに対応するため、いくつかのNGOと協働して支援活動が行われました。応急診療所が設置され、疾患が重い場合は病院へ搬送されました。日中は50度近くまで気温が上昇し、焦がすような日差しを遮るものはなく、水は不足していききました。

生存に不可欠な最も重要なものは水です。人々は家族のための水を確保するために何時間も列に並びました。水の配給が適切に進まないと、人々の間でちょっとした衝突が生じました。食糧も同じく不足していました。

住み慣れた家から避難した人のうち、シェルターに入ることができたのはその内のたった30%でした。他の人々は当座しのぎのもので太陽の日差しを遮っていました。しかし、多くの人がなにもない状態で、また、強い吹きつける風や、埃が舞う状態は、さらに環境を悪化させていきました。

国境の場所は、キャンプを設置するには不適な環境でした。水分補給用のタンクは一日40回、約35kmの距離を往復しなければなりません。毎回、水は収縮可能なタンクに移され、水道のパイプに繋がれ、人々へ供給されました。

水道の蛇口は可能な限り多く設置され、人々が長蛇の列にならばなくてすむように工夫されました。

状況の改善のために：

避難所にもっと適切な場所が必要だとエンジニアたちは考えていました。ヨルダン当局は30,000人の避難民のためのキャンプの設置を許可しました。テント設置のための準備が始まり、このための特別チームの訓練が始まりました。



ヨルダンとイラクの国境沿いのシェルター © ICRC/ Schroeder, Michel

避難所の責任者はその任務の様子を次のように語ります。

この避難所設営においてもっとも困難なことは、われわれの任務完了までに許された時間が非常に限られていたことでした。

まずわれわれは場所を選ばなければなりませんでした。適度な傾斜とトイレの悪臭がキャンプ内に漂わないような風が吹く場所を。

また、水道を敷設する必要がありました。主要道路から2キロメートルにわたってパイプを引き、それを管理しました。ヨルダンから引かれた水はわれわれが設置したタンクに貯水されました。水は39万リットルを貯水可能タンクから坂道を下って30か所のポイントに流れ落ちます。われわれはまた排水溝を掘りました。建物がわずかな傾斜地にあることで、排水がキャンプから下ったところに掘られた排水溝に流れ落ちるようになります。

キャンプは30,000人の人々を収容する必要があり、いくつかの区画に分けられました。それぞれの区画はいくつかの正方形で構成され、それぞれのシェルターが500人収容可能です。われわれは、ごみの回収や設備修理のための通行、配給場所への食糧輸送に備え、それぞれの区画の周辺に道路を設けました。トイレはキャンプの人口に応じて設置され、夜間でも使用できるようにするため、照明を取り付けました。

出典：ICRC「難民キャンプを設置する」（ジュネーブ、1991年）

Q 避難所の運営にはどんなニーズが生じますか？

避難所運営に必要な視点

避難所設営には次のことが必要になります：

- ・場所の選定と設計
- ・アクセスと倉庫の確保
- ・建設資材と設備の確保
- ・日常生活に必要なサービス

主なサービスには以下のようなものがあります：

- ・水の供給と排水
- ・シェルター
- ・食糧供給
- ・ゴミと排泄物の処理
- ・医療設備
- ・照明と電源
- ・警備
- ・通信



ヨルダンとイラクの国境沿いのシェルター
© ICRC/Sidler, Roland



ヨルダンとイラクの国境沿いのシェルター © ICRC/ Schroeder, Michel

第4章ー2 自由を奪われた人の保護

この章の目的

刑務所や収容所などに収容されている人（自由を奪われた人）がどのような危険に直面しているかを知り、必要とされる保護を人道法のルールから学びます。

S-1 自由を奪われた人	……P71
S-2 人道法による自由を奪われた人の保護	……P72
S-3 捕虜：日本の事例	……P73
S-4 ICRCの刑務所訪問活動	……P74
S-5 訪問活動の成果	……P76
S-6 守秘の原則	……P77
T-1 闇の中の光	……P78

1. “自由を奪われた人”とは？

添付資料 S-1「自由を奪われた人」を用い、様々な理由で身柄を捕らえられた人のことについて解説します。

2. なぜ、自由を奪われた人は保護を必要とするのか？

＞紛争の関係で自由を奪われた人はなぜ特別な危険にさらされるのでしょうか？

例えば、閉鎖された空間、重要な情報を握っているという疑い、敵であるという疑い、敵や犯罪人は人道的に待遇するに値しないという刑務所・収容所の管理者の態度等により起こりうる危険があります。

＞どのような危険に直面しますか？

例えば、強制的に行方をわからなくさせること（失踪）、尋問中の拷問、自白の強要、不十分または不適切な食糧・水・衣服・住居・衛生環境、屋外での活動禁止、不十分な医療ケア、家族との通信連絡の断絶、家族の生存・運命への不安、特定の思想・宗教を支持することの強要、人質としてのトラウマ等があります。

3. 自由を奪われた人の保護のためのルール

添付資料 S-2「人道法による自由を奪われた人の保護」をもとに、人道法のルールでは自由を奪われた人がどのように保護されているかを説明します。

4. 日本の事例

添付資料 S-3「捕虜：日本の事例」を紹介します。

＞二つの事例の違いは何ですか？

人道法の無知はしばしば重大な結果を招くこととなります。（ことばの解説・リンク集「人道法の普及」参照）

5. ICRCの活動



映像資料集（付録）クリップ5「闇の中の光」を見ます。（添付資料 T-1「闇の中の光」台本）

添付資料 S-4「ICRCの刑務所訪問活動～ジンバブエの例～」S-5「訪問活動の成果」をもとに、ICRCの訪問活動を説明します。

＞訪問をする赤十字の職員には、収容所で見たこと、聞いたこと、たとえそれが公にすれば非難されるべき内容のことでも、一切秘密にしておくことが義務付けられています。なぜ、そうする必要があるのでしょうか？

添付資料 S-6「守秘の原則」をもとに、説明します。

．．．．．

まとめ

紛争などの理由で自由を奪われた人はさまざまな危険にさらされています。ICRCはその保護のために訪問活動を行っています。

2001年の終わりごろから続けられているアフガニスタンでの訪問活動で、ICRCは43,483人の自由を奪われた人を訪問、その名前を登録し、120,780通の赤十字通信のやり取りを仲介しました。赤十字通信の大半は家族とのやり取りでした。

自由を奪われた人

捕虜（Prisoners of war）とは、「戦争などで敵に捕らえられた人」のことを言いますが、現代では、戦争に限らず政治犯やテロリスト（またはその容疑者）として多くの人が捕らえられており、広く「自由を奪われた人」と呼ばれています。

ICRC による自由を奪われた人々への訪問活動は、古くは 1870 年の普仏戦争までさかのぼります。活動内容は物資の配分、手紙の配達、収容所の訪問などです。第二次世界大戦から冷戦の時代にかけては捕虜に限らず、政治犯としてとらえられた一般市民からテロリストなども自由を奪われた人々に含まれます。当初の訪問活動からその内容も拡大し、訪問とあわせた政府への働きかけ、衛生・居住環境の改善支援など様々な分野にわたるようになっていきます。



イラク、バスラのキャンプ。収容されている父親に会いに母親と一緒に来た子ども © ICRC/Hassan, Hicham



ネパール、ポカラのカスキ刑務所。収容されている女性の子ども © ICRC/Acharya, Aparajita



アフガニスタン、カンダハルの中央刑務所。ICRC の代表と監守との対話 © ICRC/Kokic, Marko



コロンビア、女性のためのエル・ブエン・パストル（El Buen Pasto）刑務所。ICRC の代表と収容されている女性との対話 © ICRC/Von Toggenburg, Christoph.

人道法による自由を奪われた人の保護

1949年の捕虜の待遇に関するジュネーブ条約が、戦争捕虜の保護についてのルールを定めているのははじめ、紛争により自由を奪われた人々は人道法により保護されています。

禁止事項
・殺人 ・残虐で非人道的、品位を傷つけるような待遇または処罰 ・性的暴力 ・強制労働 ・裁判なしの有罪判決
最低限の必需品、待遇
・適切な食糧、水 ・適切な医療ケア ・安全で適切な住居 ・適切な衣類とベッド ・個人的な所持品のセキュリティ ・個人情報の登録 ・家族との連絡 ・ICRC との接触 ・宗教的、文化的慣行の尊重 ・個人の衛生に対する適切な設備 ・運動 ・娯楽的活動 ・自分の待遇に関して訴えを申し出る権利と、独立した団体による監査
女性に対する特別な保護
・女性の監視の下での、男性との宿泊施設の分離（家族と同居していない限り） ・女性によるボディチェック ・性的暴力からの絶対的保護
子どもに対する特別な保護
・家族と同居していない限り、大人との宿泊施設の分離 ・年齢に適した食糧、衛生、医療ケア ・教育の提供（通学の継続）

捕虜：日本の事例

板東俘虜収容所

1914年から1918年にかけて世界的規模で繰り広げられた第一次世界大戦。当時日本は、敵対していたドイツとの戦いの結果、多くのドイツ兵を捕虜として捕らえました。そのうち約1,000人のドイツ兵が、1917年から1920年まで現在の徳島県鳴門市にあった板東俘虜収容所に収容されました。ここに収容されたドイツ兵は、所長をつとめた陸軍中佐 松江 豊寿の方針により、ジュネーブ条約（人道法）に基づく人道的、友好的な待遇を受けたことで知られています。

収容されたドイツ人の多くが元民間人でした。収容所内では、その技能を生かしての製パン、食肉加工、靴、衣服の仕立、時計、理髪、養鶏が盛んに行われ、収容所の敷地内には、そのための作業所、商店が設置されました。新聞の発行も行われ、そのための印刷所も併設されました。

またビリヤードやドイツ式ボーリング、スポーツのグループや劇団なども結成されました。中でも音楽活動が盛んで、オーケストラ、管弦楽団、吹奏楽団などの楽団が4つ結成され、ベートーベンの交響曲第9番を日本で初めて演奏したことで知られます。

ドイツ人の技術を生かした橋の建設やパンの製造技術の講義、またこうした技術を生かして作成された工芸品の展覧会などの文化活動を通じて、地域の日本人との交流も盛んに行われました。ドイツ人は“ドイツさん”と呼ばれて、親しみをもって地域に受け入れられました。偏見をもつことなく互いの文化に関心を持ったことで、収容所閉鎖後も多くのドイツ人が日本に留まり、ドイツと日本の友好関係に大きく貢献しました。松江所長は「日本兵とドイツ兵は国家のために戦ったのであって、互いに憎みあって戦ったのではない」とよく語っていたといわれています。

カウラ事件

第二次世界大戦当時、オーストラリアのニューサウスウェールズ州カウラの捕虜収容所には、約1,000人の日本人をはじめ、イタリア人、インドネシア人、オランダ人の捕虜など計4,000人が収容されていました。カウラ事件は同収容所で発生した日本人捕虜の脱走事件です。

収容所ではジュネーブ条約（人道法）に基づき、日本人のための食事やレクリエーション活動などの待遇が講じられていました。しかし、当時の日本人は同条約への理解がなく、捕虜は不名誉なことと考えさせられ、収容所の生活に溶け込むことはありませんでした。こうしたことが背景にあり、1944年8月に日本人捕虜が脱走、その多くが収容所に連れ戻されることを望まず、約230人が自殺などにより死亡、100人以上が負傷したといわれています。

〔参考文献〕

- ・ 冨田弘『板東捕虜収容所 日独戦争と在日ドイツ捕虜』（1991年、法政大学出版局）
- ・ 2006年に公開された映画『バルトの楽園』はこの板東収容所をテーマにしており、当時の様子を詳しく知ることができます。
- ・ ドイツ日本研究所「板東収容所のバーチャルツアー」（ウェブサイト）では、当時の収容所内の施設を、写真と解説付で閲覧することができます。http://bando.dijtokyo.org/?page=theme_detail.php&p_id=3&menu=1 last visited at 31 Jan 2012
- ・ オーストラリア退役軍人省『Australian prisoners of war』（2009年）

ICRCの刑務所訪問活動 ～ジンバブエの例～

ジンバブエでの刑務所支援活動：

1959年から活動を行うジンバブエのICRCハラレ地域代表部。同代表部に日本赤十字社からICRCに出向中の職員が、刑務所支援チームの一員として、受刑者の待遇改善のための活動を行っています。

なぜ訪問活動が必要とされるようになったのですか？

ジンバブエは2008年に経済状況や食糧事情が深刻化し、刑務所内の受刑者の待遇も悪化しました。受刑者の中から餓死者が発生する事態にまでいたり、このことがメディアを通じて世界中に公開され、ジンバブエは国際社会からの非難をあびます。このことがきっかけとなって、同国政府はICRCの介入を許可し、刑務所の訪問活動が行われるようになりました。

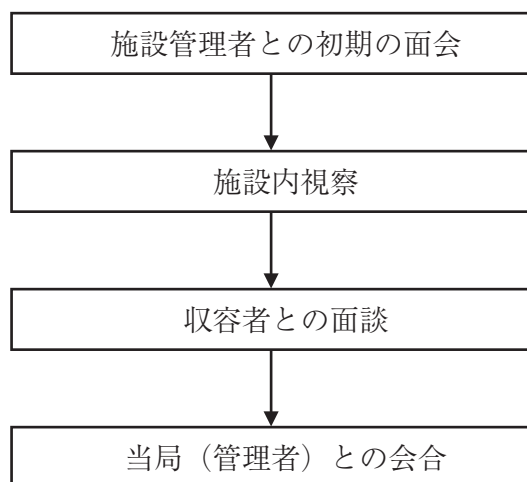


約1年のうち国内9刑務所のべ60回を訪問



移動用の車両© ICRC

訪問の手順：



訪問活動の内容は何ですか？：

- ・ 訪問先の施設長との面会からはじまり、前回の訪問の際に伝えられたICRCによる勧告（改善の要請）が実施されたのかどうかを確認します。
- ・ 施設の巡回が行われます。（宿舎、トイレ、浴室、運動場、調理場、独房、診療室、食糧庫の在庫状況の確認等）
- ・ 生活環境について、収容されている人たちと会話を交わします。（水・食糧・浴室・トイレの利用、医療ケア、運動、新鮮な空気、レクリエーション活動が保証されているか等）石鹸、毛布、衣服などの生活必需品を配給することもあります。
- ・ 収容所内の待遇や尋問中の取り扱いなどに問題がないかどうか、収容されている人たちと個別に面談します（監守の振る舞い、他の収容されている人の取り扱い、他の人からの虐待の有無、家族との連絡、医療的・個人的な問題）
- ・ ICRCの訪問の結果を施設長に報告します。



刑務所訪問時の必需品（状況が改善されているか確認するための前回の報告書、身分証、バッジ、名刺、ノート、ペン、アルコール消毒、強力虫よけ、水、適切な量の食事が配給されているかを測るためのはかり）© ICRC



入所者と面談するICRC職員（日本赤十字社から出向中）© ICRC

活動のゴールは何ですか？：

刑務所や収容所にとらわれた自由を奪われた人たちの待遇の改善は、ICRCの重要な任務の一つです。このことはICRCの活動の法的根拠である人道法（ジュネーブ条約）に記されています。任務のゴールの一つとしては、刑務所の環境が、この国際的ルールである人道法の水準に達し、収容された人自身がその待遇などについて第三者の機関に相談できる状態が確立できることと言えます。

（以上、ICRCに出向中の日本赤十字社職員からの報告）

訪問活動の成果

2010 年の ICRC の訪問活動：

- ・ 70 以上の国にわたる世界 1,800 か所全体で 50 万人以上の人々を収容の施設に 5,000 回以上訪問
- ・ 約 18,000 人の自由を奪われた人とその家族との再会を実現



ジブチ共和国のゴボレ中央刑務所で収容者と面談中の ICRC 職員。©ICRC/Heger, Boris



フィリピンでは刑務所内で結核にかかるリスクが 5 倍ほど高いため、ICRC は収容されている人たちへのワクチン接種を政府と協力して提供 © ICRC/Zamora, Rem

ICRC は訪問活動を通じて刑務所、収容所にどのようなことを求めているのですか？：

- ・ 収容されているすべての人への必要な物資を確保すること。
- ・ 一日に少なくとも 2 時間は新鮮な（屋外の）空気に触れる機会をもつこと。
- ・ バランスの取れた食事を用意し、少なくとも一日に二回は食事を提供すること。
- ・ 清潔な水の供給とその利用の機会を増やすこと。
- ・ 医療ケアへのアクセスを改善すること。
- ・ 監守に対して、自由を奪われた人を尊厳をもって待遇するように指示し、虐待の疑いに対しては調査を行い、適切な措置をとること。

訪問活動にはどのような効果が期待できますか？：

- ・ 自由を奪われた人の個人情報記録することで、失踪（行方不明）や略式（裁判なしでの）処刑を防止できます。
- ・ 自由を奪われた人が抱える諸問題（拷問を受けた経験を含む、収容中の取り扱い、その人がかかえている恐怖、個人的な必要物資）を個別の面談で自由に打ち明けてもらうことができます。こうした対話は、その人の心理的負担を和らげ、場合によっては、拷問の見えない影響に対する恐怖心を晴らすことの助けにもなります。また、どのような待遇を受けているのかについての実際の情報を得ることができます。
- ・ 収容された人は自分の生存と所在を知らせる赤十字通信（第 4 章-3 添付資料「赤十字通信」参照）を家族に送付することができます。また、返信を受け取ることもできます。場合によっては、自由を奪われた人の家族が刑務所、収容所に訪問することを ICRC が調整することもあります。
- ・ 必要があれば、ベッド、食糧、医薬品、衛生・余暇のための道具など、直接的な支援を提供することもあります。

守秘の原則

2001年からの2年間、ICRCはネパールにある収容所を訪問し、600人以上の収容された人たちと面会をしました。その多くはマオイスト¹運動にかかわりを持った人たちでした。訪問したICRCが、収容所の状況、また、拷問の疑いがあったのかどうかについて問われたとき、ICRCの代表はそれについてコメントすることを断り、こう発言しました。「そのことについて発言することは、ICRCの任務における守秘の原則に反することになります。それを公にすることはできませんが、訪問した結果は政府に報告しています。」

マオイスト団体がこれまで政府に何度も求めてきた60人以上の行方不明者の情報。それをICRCが知っているかどうかについて代表が問われたとき、彼はこう答えました。「情報はおそらくあります。」しかし、ICRCはそれを公表することはしませんでした。

アムネスティ・インターナショナルやヒューマン・ライツ・ウォッチといったいくつかの人権団体は、収容所の状況や虐待の事実について把握した情報を公表しています。このことはそれに関係する政府や武装集団といった当事者にとって状況の改善が期待できる圧力として機能することもあります。しかし、こうした行為はまた、人道的活動団体が活動の対象としている自由を奪われた人々やその収容所、刑務所の責任者に対して、コンタクトをとることができなくなる危険性もはらんでいるのです。

守秘（Confidentiality、活動の中で得た情報を公にしないこと）の原則により、ICRCの信頼性は支えられています。

¹ ネパール共産党毛沢東主義派により繰り広げられた王制廃止を目指す運動
(URL 参照 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol48/index.html>)



闇の中の光 映像資料集（付録）クリップ5 台本

声 1—男性

外部から面会者がやってきた。はじめてのことだ。貧しい人や虐げられた人々を助けている組織が、ジュネーブにあるということは漠然と知っていた。でもそれだけだ。彼らが収容所の中まで入ってこられるなんて、知らなかった。

声 2—男性

とにかく彼らはあらゆるところを見ていった。収容所の役人が見せたがるところだけじゃなく、隅から隅まで、余すところなく彼らは見ていった。収容所のすべてを知ろうとするその姿を見て、私たちは信頼を寄せた。

声 1—男性

彼らは力を有し、その振る舞いには分別があった。私たちからも役人からも、信頼を得ていた。役人は通常なら、人を通さないようなところまで彼らを連れて行った。ここにとらわれていた人々は、皆彼らのことを、「闇の中の一筋の光」と言っていた。収容所にいたのは半年。赤十字は何度も私たちに会いに来てくれた。彼らが私たちを失望させたことはただの一度もない。彼らがやってくるのは週に二回、それより多いときもあった。彼らはわれわれの名前を聞き、リストを作った。収容所には常に新参者がやってくる。新入りをリストに加えるため、私たちはいつも、できる限りのことを素早く行った。なぜなら、そのリストは私たちを守ってくれる、本当に大切なものだったからだ。

声 3—男性

私は、今も生きている。それはほかでもなく、ICRC の職員に、自分の名前を伝えることができたからだ。

声 4—男性

訪問を受けた時のことは一生忘れない。ICRC は私に自信と心置きなく話せる安心感を与えてくれた。私のこと、私が置かれている状況、家族のこと、たくさん聞かれた。人に意見することなく、ただ黙って聞いてくれるんだ。

声 1—男性

私たちは収容所に入れられ、苦しんでいた。赤十字にはそのことを世界中のメディアに伝えてもらいたかった。そうしたら私たちはもろ手を挙げて喜んだに違いない。でも目にしたものを赤十字が暴露してしまったら、役人は、赤十字が私たちのところに来られないように仕向けるかもしれない。そんなことになっていたら、私たちはとっくに人生をあきらめていただろう。

出典：沈黙の記憶、ICRC、ジュネーブ、1993

この章の目的

紛争や災害で離ればなれになった家族がどんな苦しみに直面するのかを知り、そのために必要な活動の内容を学びます。

S-1 写真	P80
S-2 赤十字通信	P81
S-3 家族の絆の回復	P82
S-4 安否調査票	P83
S-5 写真 東日本大震災 家族を探して	...P87
S-6 私たちの備え 話し合いのポイント	...P88
T-1 行方不明者：知る権利	P89

1. 紛争や災害による離散

- > 迷子になったことはありますか？そのときのことを覚えていますか？何歳でしたか？どうやってみつけられましたか？
- > 家族が離ればなれになってしまうことで生じる問題はなんですか？子どもにとっては？高齢者にとっては？

今日、世界中の約 5,000 万人の難民、国内避難民の半数以上が子ども、10 代の若者であること、200 万人以上が家族と離ればなれになった子どもであること、孤立した子どもはとりわけ極度の貧困、育児放棄、虐待、搾取に脆弱であること、子ども兵士として利用される恐れがあることを生徒に説明します。

紛争や災害時にどのようにして離ればなれになってしまうのかを考えさせましょう。たとえば、親、保護者が殺害ないし身柄を拘束されてしまった（紛争）、避難中に見失った（災害）、突然強制的に家から追い出された、迷子になった、誘拐された等があげられます。

2. 家族との再会のために



映像資料集（付録）クリップ7「行方不明者：知る権利」を視聴、もしくは、生徒に添付資料 S-1「写真」を見せます。（添付資料 T-1「行方不明者：知る権利」台本）

> 写真には何が写っていますか？

通常の連絡手段（電話、メール）が利用できない状況で、どうやって家族と再会を果たすのかを生徒に考えさせます。

添付資料 S-2「赤十字通信」を用いて、赤十字が用いている連絡手段の一つの方法を紹介します。添付資料 S-3「家族の絆の回復」を用いて、ICRC の活動を説明します。

3. 行方不明者の搜索

消息がわからなくなった人には更なる取り組みが必要とされます。

> 搜索のためにはどんな情報が必要になりますか？

日本赤十字社が実際に使用した添付資料 S-4「安否調査票」を用いて、行方不明者の搜索のためにどんな情報が必要になるのかを確認しましょう。

4. 震災の経験から

生徒に添付資料 S-5「写真 東日本大震災 家族を探して」を見せます。

> 写真には何が写っていますか？

紛争に限らず、災害多発国の日本でも、いつ、家族と連絡がとれなくなってしまうかわかりません。災害時にどうすればよいか、家族が離ればなれになったときにどうするかを事前に家族で話し合っておきましょう。（添付資料 S-6「私たちの備え 話し合いのポイント」参照）

.....

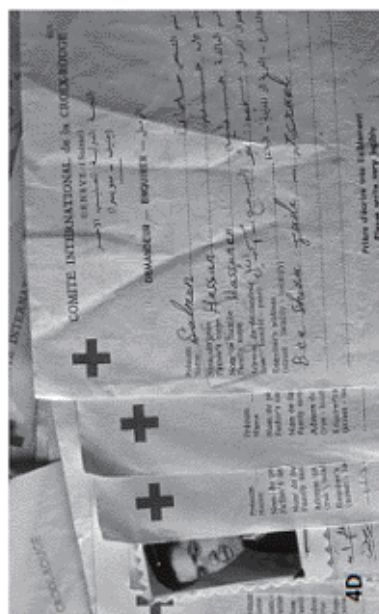
まとめ

自然災害・紛争では多くの家族（とりわけ子ども）が離ればなれになり、大きな苦痛・悲しみをもたらします。それを未然に防ぎ、また、離ればなれになってしまったときの対応など様々な取り組みが必要とされます。

東日本大震災直後、携帯電話事業者によっては、最大で平常時の約 50 倍以上の通話が一時的に集中...災害伝言ダイヤルは約 346 万件、災害用伝言板は約 1,362 万件利用された。—総務省

写真

第4章
人間の尊厳を取り戻す



1D ICRCの中央捜査機関, サイトBキャンプ, タイ, 1988, 2D ICRC代表との議論, バグダッド, イラク, 1991, 3D 娘との再会, 母親は失踪していた子どもの面倒を見てくれた女性に感謝している, ルワンダ, 1994, 4D 捜索のための様式・登録カード・赤十字通信, イスラエル, 1973, 5D 捕虜の帰還, 南レバノン, 1998, 6D 読み上げられる赤十字通信に耳を傾ける女性, ポスニア, 1994, 7D ICRCによる難民家族支援, ルワンダ, 1997

赤十字通信

MESSAGE <i>(Normales de caviatins familiatitius paracant - Family aridlar private mess)</i> <!-- Empty space for message content --> Le destinataire est toujours <i>The addressee is my</i> Date Signature	 MESSAGE CROIX-ROUGE RED CROSS MESSAGE <!-- Empty space for message content --> EXPEDITEUR / SENDER No. CICR/ICRC No: Nom complet (selon l'usage local) Full name (as expressed locally) Date et lieu de naissance Sexe/Sex : M/F Date and place of birth Nom complet de père Father's full name Nom complet de la mère Mother's full name Adresse postale complète Full postal address Code postal Téléphone Postal code Telephone DESTINATAIRE / ADDRESSEE No. CICR/ ICRC No: Nom complet (selon l'usage local) Full name (as expressed locally) Date et lieu de naissance Sexe/Sex : M/F Date and place of birth Nom complet de père Father's full name Nom complet de la mère Mother's full name Adresse postale complète Full postal address Code postal Téléphone Postal code Telephone COMITÉ INTERNATIONAL DE LA CROIX-ROUGE INTERNATIONAL COMMITTEE OF THE RED CROSS 19, AVENUE DE LA PAIX - CH - 1202 GENEVE
---	---

2MCRF-EV05 © IACR

[illegible]

家族の絆の回復

問題は何ですか？

離ればなれになった家族、親をなくした子ども、自由を奪われてしまった両親、消息のわからない家族—紛争や自然災害により引き起こされるこうした事態で、連絡手段が欠落してしまうことは、計り知れない苦しみをもたらします。

家族の再会のための人道法のルールにはどんなものがありますか？

すべてのひとは、家族の消息を知り、その家族が所在する場所を問わず、その通信を受け取る権利を持ちます。(1949年の文民条約第25条の要旨)

すべてのひとはその家族の消息を知る権利を持ちます。紛争当事国は“行方不明”と報告された人々の搜索のためのすべての実施可能な措置をとり、その消息に関するあらゆる情報を家族に提供しなければなりません。(1949年の文民条約第26条、1977年の第一追加議定書第32、33条の要旨)

紛争当事国は武力紛争の結果として離散した家族の再会のためのすべての実施可能な措置を取らなければなりません。(1977年の第一追加議定書第74条の要旨)

ICRCの取り組みにはどんなものがありますか？

- ・ 赤十字通信、携帯／衛星電話、ラジオなどのあらゆる通信機器の活用。インターネット上でのウェブサイト（www.familylinks.icrc.org）を用いた赤十字・赤新月コミュニケーションネットワークを構築
- ・ 紛争などにより家族と離ればなれになった子どもなど行方不明者の情報収集
- ・ 行方不明者の搜索のための紛争当事者と家族との間の仲介
- ・ 戦争の前線や国境をまたがる家族の再会の調整、仲介
- ・ 紛争の結果として身分証明書を失った人のためのICRC旅券の発行

ICRCが所有しているおよそ90のデータベースには、規模の大きなものとして次の国のものが含まれます。(カッコ内は情報が登録されている人数)：イスラエル、占領地域と自治地区(206,000)；ルワンダ(187,000)；旧ユーゴスラビア(167,000)；2003年のイラク戦争(81,000)；エチオピア(68,000)；エリトリア(61,000)；スリランカ(52,000)；コロンビア(51,000)；アフガニスタン(44,000)；アンゴラ(31,000)；ペルー(30,000)；コンゴ民主共和国(27,000)

関連する事実と数字—2010年の活動報告

- ・ 305,000通以上の赤十字通信が交換されました。そのうち約51,000通は、収容所や刑務所に収容された人から発送、また、その人あてに送付されたものでした。
- ・ 21,000件の家族間の電話連絡を調整しました。
- ・ 家族と離ればなれになった、または、保護者のいない2,000人以上の子どもがデータベースに登録されました。そのうち627人が元子ども兵士でした。
- ・ 1,600人以上の子どもが家族との再会を果たしました。
- ・ 搜索のため、64,000人以上の人の名前がウェブサイト上に公開されました。
- ・ 搜索依頼に基づく調査の結果、11,569人の人々の所在が判明しました。

家族の安否調査の関係で世界中で832,000人以上の人からICRCに照会がありました。

安否調査票


TRACING REQUEST FORM
 安否調査票

Date	(Date) (Month) (Year)
Our Ref	JRCS Case No. (ケース番号)
Your Ref	

Please write CLEARLY in ENGLISH. 以下の項目についてご記入ください。

PERSON SOUGHT 被調査者 (あなたが捜している人)				
Full Name 氏名 (Please write CLEARLY in BLOCK CAPITALS in ENGLISH.)		(Family Name 姓)		
		(Given Name(s) 名)		
Also known as 別名				
Sex 性別		Male 男 / Female 女		
Country of birth 出生地 (国)				
Place of birth 出生地 (市町村)				
Nationality 国籍				
Date of Birth (or age) 生年月日		(Date)	日 (Month)	月 (Year)
		年		
Marital Status 配偶者の有無				
Maiden Name 旧姓				
Ethnicity 民族				
Religion 宗教				
Occupations 職業				
Father's Full Name 父の氏名				
Mother's Full Name 母の氏名				
Persons accompanying the Sought Person				
現在 (またはかつて) 行動をとともにしていると思われる人				
<i>First Name</i> (名)	<i>Family Name</i> (姓)	<i>Relationship wit the S/P</i> (被調査者との関係)	<i>Sex</i> (性別)	<i>Date of Birth or Age</i> (生年月日または年齢)
.....				
.....				
Date and kind of Last News 最後の通信日・方法				
Exact circumstances that led to the loss of contact 連絡が途絶えた状況・事情				
Last Known Address 最後の住所				

Telephone/Fax 電話／FAX 番号	
Handphone 携帯電話	
Email メールアドレス	
Other Useful Information その他調査の手掛かりになると 思われる情報	
Name and address of persons able to supply information 情報提供できる人の氏名・連絡先	
Special Vulnerability 健康上の心配など特記事項	
Avenues of Search Attempted これまでに試みた連絡方法	

INQUIRER 調査依頼者（あなた自身について）	
Full Name 氏名 (Please write CLEARLY in BLOCK CAPITALS in ENGLISH.)	(Family Name 姓) (Given Name(s) 名)
Also known as 別名	
Sex 性別	Male 男 / Female 女
Country of birth 出生地（国）	
Place of birth 出生地（市町村）	
Nationality 国籍	
Date of Birth (or age) 生年月日	(Date) 日 (Month) 月 (Year) 年
Address 現住所	
Telephone/Fax 電話／FAX 番号	
Email メールアドレス	
Relationship to the Person Sought 被調査者との関係	The sought person is my ()
The Media may be used if necessary for the search マスコミ利用の可否について	☐ Yes はい ☐ No いいえ

I, the undersigned, accept that this request be transmitted to the authorities concerned with/without my name
(関係当局への照会の可否) : ☐ Yes はい ☐ No いいえ

I, the undersigned, authorize the release of my contact details to the Sought Person(s), next of kin or their
closest relative(s), if they are traced (被調査者等への依頼者住所等の提供の可否) :

☐ Yes はい ☐ No いいえ

Inquirer's signature :

調査依頼者の署名

Date and Place of Inquiry :

依頼年月日・場所

上記について、私（調査依頼者）は、日本赤十字社を通して、●●●赤十字社に
情報を提供し、安否調査を依頼することに同意します。

Inquirer's signature:

調査依頼者の署名

Date and Place of Inquiry :

依頼年月日・場所

※個人情報の取扱いについて

日本赤十字社では、赤十字運動が皆様の多大なご支援ご協力のもとに成り立っていることを深く認識し、個人の人格を尊重する理念の下、業務上知り得た全ての個人情報を、個人情報保護法および社内規程（「日本赤十字社の保有する個人情報保護規程」）に則り、厳重に管理し、法令などに基づく場合を除き、ご本人の承諾がない限り、利用目的以外に使用したり、第三者に提供したりすることはありません。個人情報保護の方針、その取り扱いの詳細については、<http://www.jrc.or.jp/privacy/index.html> をご参照ください。

【安否調査票返送先・お問合せ先】

〒105-8521

東京都港区芝大門 1-1-3

日本赤十字社 国際部 企画課

TEL: 03-3437-7087（直通）

FAX: 03-3435-8509

Email: kokusai@jrc.or.jp

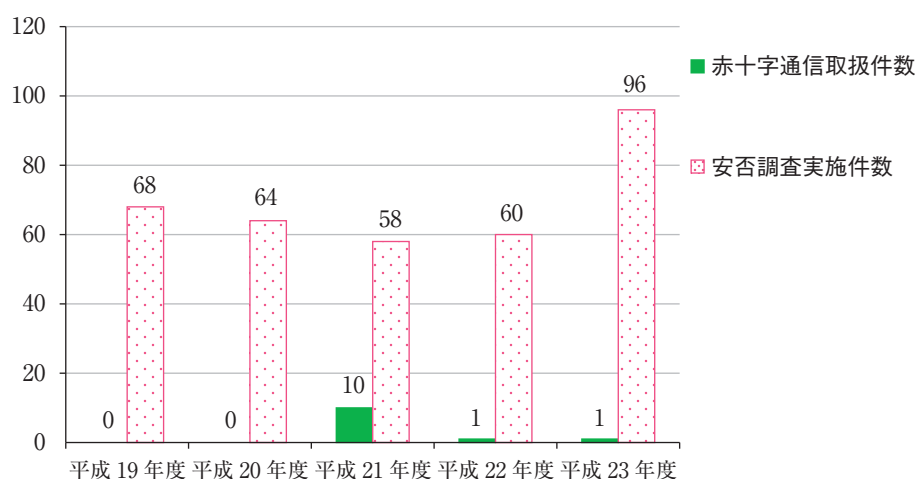
<http://www.jrc.or.jp>

【参考：日本での安否調査】

日本での安否調査

日本赤十字社でも、離ればなれになった家族の再会を支援する活動を行っています。

過去5年間に日本赤十字社が新たに実施した安否調査は次の表のとおりです。大部分が、国交のない朝鮮民主主義人民共和国との間のものです。（この他に、捕虜や抑留者、難民などが家族と連絡をとるための方法として「赤十字通信」と呼ばれる往復書簡があります。）

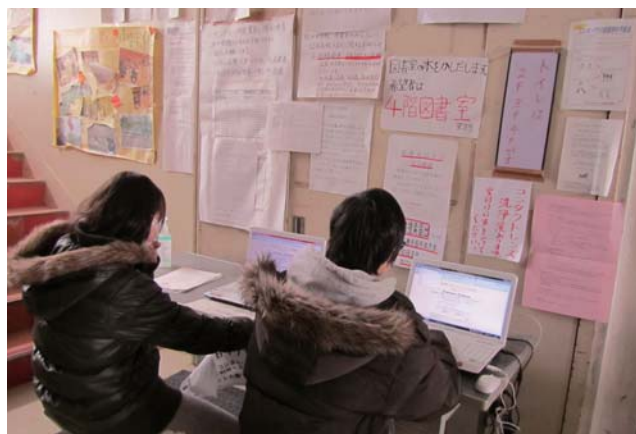


東日本大震災の際に日本赤十字社が実施した安否調査

日本赤十字社は発災翌日には、ICRC の協力を得て、ファミリーリンクのウェブサイトを開設しました。また、安否調査の担当者を被災地に派遣し、安否調査のニーズ調査を行ったり、安否調査を行うボランティアの研修会を実施したりしました。さらに、職員・ボランティアを宮城県に派遣し、ファミリーリンクにアクセスすることが難しい方の支援などを実施しました。

※ファミリーリンクのウェブサイトとは、インターネットサイトを通じて被災地の家族、友人の安否を知りたい方と被災地で自分の生存を知らせたい方とを結びつけるもので、約6,000件の登録がありました。日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語で国内外からのアクセスが可能で、東日本大震災から6か月間開設されました。

写真 東日本大震災 家族を探して



1	2
3	4

1. 災害時の特設電話 大船渡市
2. 2011年3月15日 宮古市 体育館 壁に張り出された安否を知らせる・求めるメッセージ
3. 2011年3月19日 赤十字職員による安否確認の聞き取り調査
4. 2011年4月18日 石巻市 インターネットを使って消息をたどる

私たちの備え 話し合いのポイント

自宅や学校の周辺の緊急避難場所を把握しておき、被災時に落ち合う場所を定めておきます。自分の地域ではどんな場所が考えられるか話し合ってみましょう。

家族全員が利用できる安否確認方法を把握しておきましょう。

例：

電話を利用した伝言サービス

インターネットを利用した伝言板サービス

地方公共団体等が管理・提供する安否情報システム

家族・地域で利用できるサービスを調べ、実際に体験利用してみましょう。



行方不明者：知る権利 映像資料集（付録）クリップ7台本

声1—女性

夫と息子たちの行方がわからなくなって6年がたちました。こんな風に何千人もの人が行方不明のままです。私たちには死者を尊びながら葬る権利があります。私に限らず、家族の死を悼む母親全員にとって大切なことです。夫と子どもに何が起こったのか。真実を求めるため、私は戦います。彼らは私の記憶の中に生き続け、その声は今も私の胸の中にあるのです。

声2—男性

村に警察がきて家にもやってきたんだ。警察は、息子ら働き盛りの男だけを2階に連れて行って、女性や子ども、年寄りも家から出ていくよう指図した。出がけに窓を見上げたら、息子たちが手を振っていたよ。うちに戻ると中は荒れ果て、誰もいなくなっていた。毎日不安な気持ちで息子たちを待ち続けているよ。監獄の中なのか、もうこの世にいないのか、それだけでいいから知りたい。でも、何もわからないんだよ。

声3—女性

私の夫は2年間行方不明です。夫がいなくなってから、私は生きる意味を失ってしまいました。私と夫は将来の計画を立てていたけれど、それも一瞬のうちに消え失せました。夫は生きているかもしれないし、死んだのかもしれない。どちらにしろ、私は真実を知りたいんです。発見されたズボンやシャツ、下着を見たとき、私にはすぐ彼のものだわかりました。彼の身に着けていたものが見つかってよかったって思いました。うれしくもあつたし、でも夫自身が見つからない限り、この死ぬほどの苦しみからは抜け出せないのです。

声4—男性

兄は友達二人と国境をパトロールしていた時に、誘拐されました。7か月たった今も、釈放されないまま、どうなっているのかさえ、わかりません。兄は私たちにとってかけがえのない存在です。兄がいなくても、家族が崩壊してしまうような気がするんです。僕は初めて父が泣いたのを見ました。兵士の死は家族に報告されるし、傷を負っても知らせが届きます。でも、誘拐された人のことは、何一つわからない。兄を取り戻すためにできる限りのことをするつもりです。

声5—女性

武装した男数人が息子たちをトラックに押し込みました。いろんなところで数人ずつ捕まえて、トラックの荷台をいっぱいにして走り去ったのです。もう何年も前になりますが、あれ以来、子どもたちには会っていません。一番つらいのは、何もわからないこと。彼らの身に起こったことがわかれば、受け止めようもある。私に残されたものは何もありません。死んでいるなら遺体を返して、生きているなら子どもたちを返して、刑務所にいるなら面会に行かせて一あの日から私には何の楽しみもない。ただむなしいだけの人生です。

ナレーター

沈黙に終止符を打てた人もいます。しかし、苦しみ続けている人はもっとたくさんいるのです。家族には知る権利があります。

出典：失踪：知る権利，ICRC，2003



学習のまとめと評価

学んだことを生かす

生徒が学んだことを生かす最も有効な方法は、学んだことを応用するための機会を与えることです。生徒たちは他の人に教えることで自分たちの学びの内容を振り返り、人々と共有するための資料をつくり、計画をたて、実行することで学んだことを応用します。

この教材において学んだこと、つまり人道的な感性は、教室を超えて、家族、友人、地域社会にまでの影響を広げることができます。生徒たちは、年上、年下の子どもたちと相互に影響しあい、これまで集めてきた事例を他の人に話し、社会的に弱い立場にある人々を支援するためのボランティア活動など人道的活動に参加することが期待されます。

目的

これまで学んできたことを活用して、人間の尊厳を尊重するための計画を立て、実行する。

地域での活動

たとえば次のような活動が考えられます。

- ・国際人道法について他人に教える。
- ・地域の人道的ニーズに取り組む。

実行の方法

たとえば次のような方法が考えられます。

- ・広く人々に広がる伝達手段を考える。
〔例：本、マンガ、寸劇、展示、プレゼン、メディアへの手紙、ラジオ番組〕
- ・既存の団体でのボランティア活動に参加する。
〔例：ホームレス、病人、高齢者の支援〕

計画の実現性を評価する視点

- ・その計画は人道の目的（人間の尊厳）の実現のための行動を促すものか
- ・その計画は人道法についての情報を広めることにつながるか
- ・その計画の受益者は誰か
- ・その目標は何か
- ・目標を達するために必要なことは何か

プロジェクトの計画：

- ＞その計画の受益者は誰ですか？
- ＞目標は何ですか？
- ＞その目標の実現のために必要なことは何ですか？

プロジェクトの実施：

- ＞スケジュール管理はできていますか？日ごとの到達目標は設定されていますか？
- ＞計画実施中に修正が必要になることはありますか？なぜですか？

実施後の振り返り：

- ＞結果はどうでしたか？
- ＞どういう反応がありましたか？
- ＞それは自分にどういった影響を与えましたか？
- ＞次は何をしたいと思いますか？

生徒にこのプロセスを（作文などを用いて）記録させ、経験した内容を議論し、達成感を感じさせます。

国際赤十字・赤新月運動は、地域社会と活動を共にするためのガイドラインを策定しています。

- ・計画をとともに実行する人、地域社会の強みを特定しておく。
- ・問題、必要性、リスクを特定するために地域社会の人とともに活動する。
- ・最も支援を必要としている人、優先順位が高い人に支援がいつでも受けられる状態にしておく。
- ・最も脆弱な人々の状況を改善するため地域社会の人と行動を共にする。

まとめ

人間の尊厳を推進していくために個人ができる様々なことがあります。また、自分のスキル、関心を最も発揮できる計画に参加することがポイントです。

他の人々に代わって活動する際には、その人の立場を考慮し、その活動の結果に関与させることが不可欠です。

計画の進捗管理として、それを定期的に評価し、今後の計画を見直していくことが大切です。

単元ごとの評価

生徒たちが何を学び、何を理解しているのかを知る機会は、クラスでの議論、小グループでの作業、ブレインストーミングなどを通じて知ることができます。

授業の終わり 5 分を使って、生徒に以下の質問に対する 2、3 行ほどの作文をさせます。

- > 今日何を学びましたか？
- > わからなかった点は何でしたか？

その反応を見て、次の授業に向けてわからなかった点、誤解している点を明らかにしておきます。

生徒の学びを“作品”に

それぞれの章で、生徒は人道的な行動や、人道法のルールについて理解を深めていきます。それぞれの学びを芸術作品や、特定のテーマに対する作文などの活動を実施します。

それぞれの生徒には作文や芸術作品、調べ学習で集めたニュースのクリップなど、授業で収集したものなどを保管させておきます。定期的に生徒の理解度の進捗を確認します。

掲示できるものは、見えるところに生徒の作品を掲示しておきます。

参考

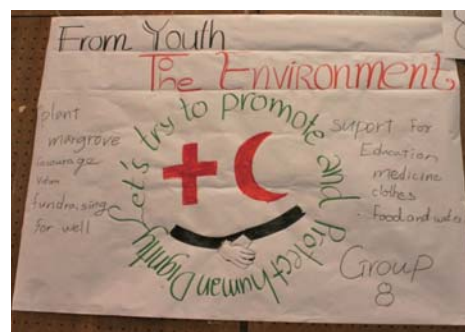
クリップ 8

映像資料集（付録）クリップ 8「演劇を通じた戦争体験」を視聴。

実践例

「“人間の尊厳”を絵で表現してみよう。」 (日本赤十字社主催国際交流集会ポスターコンペティション)

人間の尊厳を守るためにあなたができることは何ですか？



「人間の尊厳」を絵で表現（広島県の中学校）



韓国の青少年赤十字加盟校の高校生が EHL で学んだ「人間の尊厳」を絵で表現し、交流先の広島県の中学校に寄贈したもの。両校では EHL を共通の学習教材として交流を続けている。

「人道法について学んだことを劇にしてみよう。」 (大阪府阪南市立桃の木台小学校)



「自分たちにできることはなにか、考えて行動せなあかな」

ことばの解説・リンク集

〔赤十字に関すること〕

- ・ 国際赤十字・赤新月運動
- ・ 赤十字国際委員会
- ・ 各国赤十字・赤新月社
- ・ 国際赤十字・赤新月社連盟

〔国際人道法に関すること〕

- ・ 国際人道法
- ・ ジュネーブ条約
- ・ 2つの追加議定書
- ・ 国際人道法の適用
- ・ 国際人権法
- ・ 戦争・武力紛争
- ・ 兵士
- ・ 一般市民
- ・ 軍事物・軍事目標
- ・ 民間施設
- ・ 区別の原則
- ・ 比例性の原則
- ・ 平和に対する罪
- ・ 人道に対する罪
- ・ ジェノサイド
- ・ 人道法の普及
- ・ 赤十字標章
- ・ 赤十字・赤新月・赤いクリスタル

〔その他〕

- ・ NGO
- ・ アムネスティ・インターナショナル
- ・ ヒューマン・ライツ・ウォッチ
- ・ 人道法の探究／人道法教育のための指導者の手引き

赤十字に関すること

国際赤十字・赤新月運動

現在「赤十字」として活動する以下の3つの機関が、赤十字の理想と目的を共有する集団として、その目的達成のために活動しています。これを「国際赤十字・赤新月運動」(国際赤十字)と呼んでいます。この3機関は、紛争時だけでなく、災害時、平時においても協力しながら、世界中で人道活動を展開しています。

赤十字国際委員会(ICRC, International Committee of the Red Cross)

戦時救護を目的として1863年に設立された最初の赤十字機関です。2012年現在、世界で約1万2千人以上の職員が活躍しています。主な任務は次のとおりです。

- ・紛争時に、中立機関として犠牲者の保護と救済にあたること。
- ・赤十字の基本原則が守られるようにすること。
- ・新しい赤十字社・赤新月社の承認を行うこと。
- ・国際人道法の研究と普及を推進し、人道法が守られるようにすること。

各国赤十字・赤新月社 (National Red Cross / Red Crescent Societies)

赤十字の理念を掲げて、各国で人道的活動をする組織です。2012年現在、世界187社があります。赤十字の基本原則により、1カ国に1つの赤十字社しか存在できません。赤新月とは、イスラム圏の国々が赤い十字の代わりに用いている赤い三日月のマークです。2006年(平成

18年)には、3つ目のマークとして赤いクリスタル(日本語訳未定)が採用されました。

国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC, International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies)

1919年に設立された、各国の赤十字社・赤新月社の連合体です。独自の憲章を持つ独立した国際機関で、ジュネーブの事務局のほか、世界60カ国以上に代表部を置いています。2012年現在、全世界で約600人の職員(各国赤十字・赤新月社から出向している職員を含む。)が活躍しています。主な任務は次のとおりです。

- ・各国赤十字・赤新月社の人道的な活動を支援、推進すること。
- ・各国赤十字・赤新月社の連絡調整、研究を行うこと。
- ・各国赤十字・赤新月社の設立、発展を促進すること。

赤十字の国際的なネットワーク



国際人道法に関すること

国際人道法

国際人道法は、戦争の影響による苦痛、破壊を予防し、軽減するため、また、紛争中の人間の尊厳を尊重するための国際法です。

国際人道法は、武力紛争時に戦闘行為に従事していない、あるいは、もはや従事しない人々を保護し、また、戦争の手段や方法に関し制限を与えることを目的とした様々な条約、慣習法（国家の慣行が法となったもの）から成り立っています。国際人道法を構成する条約にはたとえば次のようなものがあります。

- 1864年：戦地にある軍隊の傷者の状態の改善に関するジュネーブ条約
- 1868年：サンクトペテルブルク宣言（戦時における特定の投射物の使用を禁止）
- 1899年：ハーグ条約（陸戦の法規慣例に関する条約および1864年ジュネーブ条約の原則を海戦に適用する条約）
- 1906年：戦地にある軍隊の傷者および病者の状態の改善に関する条約（1864年のジュネーブ条約を改定し発展させたもの）
- 1907年：1899年のハーグ条約を見直し、1907年ハーグ条約として新たに採択
- 1925年：窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガスおよび、細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関するジュネーブ議定書
- 1929年：戦地にある軍隊の傷者および病者の状態の改善に関する条約（1864年のジュネーブ条約を改定し発展させたもの）
- 1929年：捕虜の待遇に関するジュネーブ条約
- 1949年：ジュネーブ四条約（1929年のジュネーブ条約を改定し発展させたもの）
 - ・戦地にある軍隊の傷者および病者の状態の改善
 - ・海上にある軍隊の傷者、病者および難船者の状態の改善
 - ・捕虜の待遇
 - ・戦時における文民の保護
- 1954年：武力紛争の際の文化財の保護に関するハーグ条約（とその議定書）
- 1972年：細菌兵器（生物兵器）および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約
- 1977年：1949年ジュネーブ諸条約の二つの追加議定書（1949年のジュネーブ諸条約を補完するもの）
 - ・国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する第一追加議定書
 - ・非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する第二追加議定書
- 1980年：過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約（1980年の特定通常兵器使用禁止制限条約）。以下の内容が含まれる。
 - ・検出不可能な破片を利用する兵器に関する第一議定書
 - ・地雷、ブービートラップ等の使用の禁止又は制限に関する第二議定書
 - ・焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する第三議定書
- 1993年：化学兵器の開発、生産、貯蔵および使用の禁止並びに廃棄に関する条約

- 1995年：失明をもたらすレーザー兵器に関する1980年特定通常兵器使用禁止制限条約の第四議定書
- 1996年：地雷、ブービートラップ等の使用の禁止又は制限に関する1980年特定通常兵器使用禁止制限条約の第二議定書の改定
- 1997年：対人地雷の使用、貯蔵、生産および移譲の禁止並びに廃棄に関する条約
- 1998年：国際刑事裁判所に関するローマ規程
- 1999年：武力紛争の際の文化財の保護に関する1954年ハーグ条約の第二議定書
- 2000年：武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書
- 2003年：爆発性戦争残存物に関する1980年特定通常兵器使用禁止制限条約の第五議定書
- 2005年：追加の識別紋章の採用に関する1949年ジュネーブ諸条約の第三追加議定書

ジュネーブ条約

人道法を構成する主な条約の一つで、1949年の4つのジュネーブ条約（戦地にある軍隊の傷者および病者の状態の改善、海上にある軍隊の傷者病者および難船者の状態の改善、捕虜の待遇、文民の保護）のことを指します。

2つの追加議定書

1977年に採択された4つのジュネーブ条約を補完する、人道法を構成する主な条約の一つです。第一追加議定書は国際的な武力紛争に、第二追加議定書は非国際的な武力紛争（内戦など）に適用されます。

国際人道法の適用

国際人道法は、正式な宣戦布告がない場合や、一方の当事者が戦争状態の存在を否定している場合においても、敵対行為が発生したという事実があれば適用されます。一方で、デモ、騒乱、暴動、国内的緊張等の国内における暴力的状況には適用されません。しかし、非国際的な武力紛争（内戦）とこれらの状況を明確に区別することが困難な場合も多くあります。

国際人権法

人権法は、人権の促進と保護に関する国際法で、世界中の全ての人々に適用されます。人道法と人権法は相互に補完する関係にあります。両者とも個人の保護を目的としていますが、保護がなされる状況や方法はそれぞれ違います。人道法は武力紛争に適用されますが、人権法は基本的には、戦時、平時どちらにおいても個人を保護します。以下は、暴力が伴う状況において特に重要な人権文書の抜粋リストです。

- 1948年：世界人権宣言
- 1948年：集団殺害罪（ジェノサイド）の防止および処罰に関する条約

1951年：難民の地位に関する条約
 1966年：あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
 1966年：市民のおよび政治的権利に関する国際規約
 1966年：経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約
 1966年：難民の地位に関する議定書
 1973年：アパルトヘイト犯罪の抑圧および処罰に関する国際条約
 1979年：女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
 1984年：拷問および他の残虐、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約
 1989年：児童の権利に関する条約
 2000年：武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書
 2008年：強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約

人道法と人権法の適用の関係

武力紛争時	国内騒乱時	平時
国際人道法（ジュネーブ条約・ハーグ条約など）		国際人権法（世界人権宣言・国際人権規約など）

■ は国際人道法の適用範囲
 ■ は国際人権法の適用範囲

実際には武力紛争時と平時の区別が明確でない状況があります。

戦争・武力紛争

「戦争」という言葉は通常、2カ国以上の間での武力紛争を指し、「武力紛争」という言葉はさらに一般的で、内戦のような国内の武力紛争状態も含んでいます。この教材では、これら2つの言葉を同じ意味で使用しています。

兵士

軍隊の一員、あるいは紛争当事者の命令に従い行動する軍事グループの一員をさします。戦闘員と同じ意味で使われます。

一般市民

戦闘員以外のすべての人々。一般市民が直接戦闘に参加した場合、その人は敵の攻撃からの保護を失います。（個々人の身分について疑いがある場合はその人は一般市民とみなされます。）

軍事物・軍事目標

その性質、立地、使用目的あるいは使用そのものが軍事行動に効果的に貢献しており、それを破壊することにより、敵側が明らかに軍事上の利益を得るものをさします。

民間施設

軍事目標以外のすべての施設。民間施設が軍事行動の支援に利用される場合、その施設は保護を失い、合法的な軍事目標となります。（民間

施設が実際に軍事行動に使われているかどうか疑問のある場合は、民間施設とみなされます。）

区別の原則

攻撃を計画し、実行するときは、兵士と一般市民、また軍事物と民間施設を常に区別しなければなりません。

比例性の原則

予測される一般市民の死傷者数、民間施設に対する損害数が、予期される軍事的利益に比べて過度であってはならず、攻撃の際に考慮されなければなりません。

平和に対する罪

1945年のニュルンベルグ国際軍事法廷憲章では、“国際法に違反する戦争の計画、準備、開始、遂行”と定義されています。このための共同の計画、謀議に参画する行為もまた、平和に対する罪とされます。

人道に対する罪

国際刑事裁判所のローマ規程では人道に対する罪を“住民に対して行われる広範かつ組織的な攻撃の一部として、そのような攻撃であると認識しつつ行う行為”と定義されています。この行為には、殺人、奴隷の状態に置くこと、一般市民の国外追放または強制移送、自由の剥奪、拷問、あらゆる形態の性的暴力、特定の集団または団体に対する迫害、強制失踪、アパルトヘイトなどが含まれます。人道に対する罪は、平和なとき戦争のときに関わらず、国際法上犯罪とされる行為を指します。

ジェノサイド

1948年の集団殺害罪の防止および処罰に関する条約及び国際刑事裁判所ローマ規程では、ジェノサイドを“国民的、民族的、人種的または宗教的な集団の全部または一部を集団それ自体として破壊する意図をもって行われる次のいずれかの行為”と定義しています。この行為には、その集団の構成員の殺害、重大な肉体的または精神的な危害を加えること、身体的破壊をもたらしことを目的とした生活条件を故意に集団に課すこと、集団の子どもを他の集団に強制的に移すことが含まれます。ジェノサイドは、平和なとき戦争のときに関わらず、国際法上犯罪とされる行為です。

人道法の普及

ジュネーブ条約の締約国に対する人道法の普及義務は次のとおり規定されています。

締約国は武力紛争が生じているか生じていないかを問わず、自国において、できる限り広い範囲において諸条約及びこの議定書の周知を図ること、とくに、諸条約及びこの議定書を軍隊及び文民たる住民に周知させるため軍隊の教育の課目にその学習を取り入れること並びに文民たる住民によるその学習を奨励することを約束する。(第一追加議定書第 83 条)

赤十字標章

赤十字標章には、保護と表示の二つの機能があります。保護目的の標章は、紛争時において衛生（医療業務のための）要員、衛生部隊および衛生上の輸送手段に用いられ、ジュネーブ条約による保護が付与されます。表示標章としての使用は、紛争時、平和時を問わず、人または物が国際赤十字・赤新月運動と関わりがあることを示します。ICRC は、保護および表示の目的のために、標章をいつでも使用することができます。

このように医療業務は赤十字標章により保護されていますが、実際の紛争地（特に内戦など）では、例えば病院に武器が持ち込まれたり、救急車が攻撃されたり、多くの医療従事者や設備が攻撃を受け、人々の生命と生活に甚大な影響を与えています。武装集団との対話による赤十字のアクセス強化や医療設備の保護をはじめ、赤十字標章の意義と人道法の普及を促進していくことが重要です。

赤十字・赤新月・赤いクリスタル

これら三つの標章は全て法的に認められたものであり、同じ意義を有し、同様の種類の保護を受けることができます。これらの標章が異なる点は採択をめぐる状況のみです。

1864 年に最初に採択された赤十字標章はスイス国旗の配色を逆にしたものです。その後、1867 年から 78 年の露土戦争では、オスマン帝国が赤十字の代わりに赤新月を標章として用いることを宣言し、一方で相手国が使用する赤十字を尊重することに合意しました。こうして赤新月が第二の保護標章となったのです。

その後、文化的、宗教的、政治的なニュアンスがこれら二つの標章に読み込まれるようになり、武力紛争の犠牲者ならびに軍の衛生部隊や人道要員に与えられる保護が危うくなってきました。また、赤十字・赤新月のいずれの使用も

望まなかったり、その両方を使用したいと希望したりする国家や各国赤十字社も出てきたことから、どの国家や各国赤十字社にも受け入れられるような新たな標章を追加しようという提案が行われました。

国際赤十字の強力な支持を得たこの提案は、2005 年 12 月の国際会議で赤いクリスタルが赤十字・赤新月と並んで特殊標章と設定されることで実現の運びとなったのです。

その他

NGO (Non Governmental Organization)

「非政府組織」と訳され、政府・行政との対比で、一般市民による民間の組織のことを指します。

アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International)

国際的な NGO で、人権侵害に対する調査と、政策提言を行う人権団体です。イギリスにある国際事務局を中心に、日本国内では、難民制度の改善や日本の死刑制度の是非に関する議論を活発化させる活動を展開しています。

ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch)

アムネスティ・インターナショナルと同じく、国際的な人権 NGO で、人権侵害の原因の調査や、加害者の責任を追及する調査、政策提言などの活動を世界的に展開しています。

人道法の探究／人道法教育のための指導者の手引き (EHL, Exploring Humanitarian Law)

ICRC とボストンの教育研究所が開発した 13 歳から 18 歳までの青少年を対象とした国際人道法普及教育プログラム。人道法のルールのみならず、人のいのちや人間の尊厳について、生徒の積極的な参加を求めながら写真や映像を用いて理解を深める教育モジュール。世界 90 か国以上で採用されています。

リンク集

第1章

「人道的な行動」を考える

人道的な行動

- The Albert Schweitzer Page (アルバー トシュバイツァーのページ)
(<http://www.pcisys.net/~jnf/>)
- A Teacher's Guide to the Holocaust: Rescuers (教師用ホロコーストへの手引き: 救助をした人たち)
(<http://fcit.coedu.usf.edu/holocaust/people/rescuer.htm>)
- Jewish Virtual Library: Holocaust/Rescuers (ユダヤ人バーチャル図書館: ホロコーストと救助をした人)
(<http://www.jewishvirtuallibrary.org/jsource/Holocaust/rescuetoc.html>)
- Peacemaker Heros (平和に貢献した人たち)
(<http://www.myhero.com/peacemakers>)
- The Nobel Peace Prize (ノーベル平和賞)
(<http://nobelpeaceprize.org>)

アンリー・デュナンについて

- *A Memory of Solferino* (ソルフェリーノの思い出)
(http://www.icrc.org/WEB/ENG/siteeng0.nsf/htmlall/p0361?OpenDocument&style=Custo_Final.4&View=defaultBody2)
- From the battle of Solferino to the eve of the First World War, International Committee of the Red Cross (ソルフェリーノの戦いから第一次世界大戦の前夜まで)
(<http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/html/57JNVQ>)
- Henry Dunant, International Committee of the Red Cross (アンリー・デュナン、ICRC)
(<http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/html/57JNVQ>)
- History of the International Committee of the Red Cross, (ICRCの歴史)
International Committee of the Red Cross
(<http://www.icrc.org/eng/history>)
- 「The Story of an idea〜赤十字誕生物語〜」赤十字国際委員会 (ICRC) 作成のコミック
英語版 ICRCホームページ (<http://www.icrc.org/eng/resources/documents/publication/p0939.htm>)
日本語版 神奈川県支部のホームページ (<http://www.kanagawa.jrc.or.jp/sizai/index.php>)

第2章

人道法 —人間の尊厳のためのルール

人権法と人道法

- IHL treaties and documents database, International Committee of the Red Cross
(国際人道法関連条約・文書データベース、ICRC)
(<http://www.icrc.org/ihl>)
- *Crimes of war: What the public should know*, Crimes of War Project
(戦争犯罪: 人々が知るべきこと、戦争犯罪プロジェクト)
(<http://www.crimesofwar.org/thebook/book.html>)
- International human rights law instruments, Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (国際人権法関連文書、国連人権高等弁務官事務所)
(<http://www.ohchr.org/english/law/index.htm>)
- Humanitarian law and human rights law, International Committee of the Red Cross (人道法と人権法、ICRC)
([http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/57JR8L/\\$File/IHL_and_IHRL.pdf](http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/57JR8L/$File/IHL_and_IHRL.pdf))

子ども兵士

- Children and international humanitarian law, International Committee of the Red Cross (子どもと国際人道法、ICRC)
(http://www.icrc.org/web/eng/siteeng0.nsf/htmlall/section_ihl_children_in_war?opendocument)
- Convention on the Rights of the Child (子どもの権利条約)
(<http://www.ohchr.org/english/law/crc.htm>)

- Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the involvement of children in armed conflict (武力紛争への児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書)
(<http://www.ohchr.org/english/law/crc-conflict.htm>)
- Coalition to Stop the Use of Child Soldiers (子ども兵士の廃止を求める連合)
(<http://www.child-soldiers.org>)
- Children and armed conflict, United Nations Children's Fund (子どもと武力紛争、UNICEF)
(http://www.unicef.org/emerg/index_childsoldiers.html)
- Child soldiers, Amnesty International (子ども兵士、アムネスティ・インターナショナル)
(<http://web.amnesty.org/pages/childsoldiers-index-eng>)
- Child soldiers, Human Rights Watch (子ども兵士、ヒューマン・ライツ・ウォッチ)
(<http://hrw.org/campaigns/crp/index.htm>)
- Office of the Special Representative of the United Nations Secretary General for Children and Armed Conflict (子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表)
(<http://www.un.org/children/conflict/english/home6.html>)
- Children of conflict, BBC World Service (紛争における子ども、BBC)
(<http://www.bbc.co.uk/worldservice/people/features/childrensrights/childrenofconflict>)

コラム

放射能の学習資料など

- 文部科学省 放射能等に関する副読本
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/attach/1313004.htm)

放射線の人体への影響など

- 日本放射線影響研究所
(http://www.rerf.or.jp/index_j.html)
- 広島平和記念資料館
(<http://www.pcf.city.hiroshima.jp/>)

第3章

ルールの違反と向き合う

裁判

- International criminal jurisdiction, International Committee of the Red Cross (国際刑事管轄権、ICRC)
(http://www.icrc.org/web/eng/siteeng0.nsf/htmlall/section_ihl_international_criminal_jurisdiction?opendocument)
- Prosecuting war criminals under international humanitarian law, International Committee of the Red Cross (国際人道法における戦争犯罪の訴追、ICRC)
(<http://www.icrc.org/web/eng/siteeng0.nsf/htmlall/5kzmnu?opendocument>)
- International justice, Amnesty International (国際正義、アムネスティ・インターナショナル)
(<http://web.amnesty.org/pages/jus-index-eng>)
- Nuremberg War Crimes Trials, Yale Law School (ニュルンベルグ戦争犯罪法廷、イエール大学ロースクール)
(<http://www.yale.edu/lawweb/avalon/imt/imt.htm>)
- International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia (旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所)
(<http://www.un.org/icty>)
- International Criminal Tribunal for Rwanda (ルワンダ国際刑事裁判所)
(<http://www.ict.rw>)
- International Criminal Court (国際刑事裁判所)
(<http://www.icc-cpi.int>)
- Special Court for Sierra Leone (シエラレオネ特別法廷)
(<http://www.sc-sl.org>)
- Court of Bosnia and Herzegovina (ボスニア・ヘルツェゴビナ法廷)
(<http://www.sudbih.gov.ba/?jezik=e>)

- Special Panels for Serious Crimes in Timor-Leste(東ティモールにおける重大犯罪特別パネル)
(<http://www.jsmp.minihub.org/courtmonitoring/spsc.htm>)
- Trial Watch(法廷ウォッチ)
(<http://www.trial-ch.org/en/trial-watch.html>)

犠牲者の救済とこれからの平和のための措置

- Timor-Leste: Commission for Reception, Truth and Reconciliation(東ティモール:受容真実和解委員会)
(<http://www.cavr-timorleste.org>)
- Sierra Leone: The Final Report of the Truth and Reconciliation Commission(シエラレオネ:真実和解委員会最終報告書)
(<http://trcsierraleone.org/drwebsite/publish/index.shtml>)
- Sierra Leone: Truth and Reconciliation Commission Report for the Children of Sierra Leone
(シエラレオネ:シエラレオネの子どものための真実和解委員会)
(<http://www.trcsierraleone.org/pdf/kids.pdf>)
- South Africa: Truth and Reconciliation Commission(南アフリカ:真実和解委員会)
(<http://www.doj.gov.za/trc>)
- Argentina: National Commission on the Disappearance of Persons Report—*Nunca Mas* (Never Again)—
(アルゼンチン:失踪者報告に関する国内委員会:二度と繰り返さない)
(http://www.nuncamas.org/english/library/neveragain/neveragain_001.htm)
- Peru: Final Report of the Truth and Reconciliation Commission(ペルー:真実和解委員会最終報告書)
(<http://www.cverdad.org.pe/ingles/pagina01.php>)
- International Centre for Transitional Justice(移行期における正義国際センター)
(<http://www.ictj.org/en/index.html>)

第4章

人間の尊厳を取り戻す

- Aid for people affected by war, International Committee of the Red Cross(紛争下の救援、ICRC)
(<http://www.icrc.org/web/eng/siteeng0.nsf/htmlall/assistance?opendocument>)
- Protecting civilians in wartime, International Committee of the Red Cross(紛争時における一般市民の保護、ICRC)
(http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/civilian_population?OpenDocument)
- Protecting refugees, United Nations High Commissioner for Refugees(難民の保護、国連難民高等弁務官)
(<http://www.unhcr.org/protect.html>)
- Refugees and migrants, Amnesty International(難民と移民、アムネスティ・インターナショナル)
(<http://www.amnesty.org/en/refugees-and-migrants>)
- Refugees, Human Rights Watch(難民、ヒューマン・ライツ・ウォッチ)
(http://www.hrw.org/doc/?t=refugees&document_limit=0,2)
- Representative of the United Nations Secretary General on the human rights of internally displaced persons(国内避難民の人権に関する国連事務総長代表)
(<http://www2.ohchr.org/english/issues/idp/index.htm>)
- Strengthening protection and respect for prisoners and detainees, International Committee of the Red Cross(捕虜と抑留者の保護と尊重の強化、ICRC)
(<http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/detention?OpenDocument>)
- Restoring contact between families separated by war, International Committee of the Red Cross(紛争による離散家族支援、ICRC)
(http://www.icrc.org/web/eng/siteeng0.nsf/htmlall/family_links?OpenDocument)
- Project Disappeared(失踪者プロジェクト)
(<http://www.desaparecidos.org/arg/eng.html>)
- The future of independent and neutral humanitarian action in the International Committee of the Red Cross(ICRCにおける人道的活動の独立と中立の未来)
(http://www.icrc.org/web/eng/siteeng0.nsf/htmlall/section_debate_on_humanitarian_action?OpenDocument)

人道的活動の関連団体

国際連合

- United Nations High Commissioner for Refugees (国連難民高等弁務官)
(<http://www.unhcr.org>)
- United Nations World Food Programme (世界食糧計画)
(<http://www.wfp.org>)
- United Nations Development Programme (国連開発計画)
(<http://www.undp.org>)
- United Nations Children's Fund (ユニセフ)
(<http://www.unicef.org>)
- United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (国連人道問題調整事務所)
(<http://ochaonline.un.org>)
- International Organization for Migration (国際移住機関)
(<http://www.iom.int>)

国際赤十字・赤新月運動

- International Committee of the Red Cross (赤十字国際委員会)
(<http://www.icrc.org>)
- International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies (国際赤十字・赤新月社連盟)
(<http://www.ifrc.org>)
- International Red Cross and Red Crescent Movement (国際赤十字・赤新月運動)
(<http://www.redcross.int>)

国際 NGO

- Doctors Without Borders/Medecins Sans Frontieres (国境なき医師団)
(<http://www.doctorswithoutborders.org>)
- Handicap International (ハンディキャップ・インターナショナル)
(<http://www.handicap-international.org>)
- International Rescue Committee (国際救援委員会)
(<http://www.theirc.org>)
- Norwegian Refugee Council (ノルウェー難民会議)
(<http://www.nrc.no>)
- Oxfam (オックスファム)
(<http://www.oxfam.org>)
- Save the Children (セーブザチルドレン)
(<http://www.savethechildren.com>)
- World Vision (ワールドビジョン)
(<http://www.worldvision.org>)

人権団体

- Amnesty International (アムネスティ・インターナショナル)
(<http://www.amnesty.org>)
- Human Rights Watch (ヒューマン・ライツ・ウォッチ)
(<http://www.hrw.org>)
- Refugees International (国際難民支援会)
(<http://www.refugeesinternational.org>)

青少年赤十字教材開発検討委員

坂本 宏明 (神奈川県立横浜国際高等学校 教諭)
永田 恵 (大阪府阪南市立桃の木台小学校 教諭)
田村 真一 (広島県広島市立吉島中学校 教諭)
井上 忠男 (日本赤十字秋田看護大学 教授)
角田 敦彦 (日本赤十字広島看護大学 教務学生課 課長補佐)
森 正尚 (日本赤十字社事業局国際部国際救援課 課長)

※所属平成25年2月12日現在

人道的価値観をはぐくむ国際人道法学習プログラム
誰もが人間らしく生きるために

平成25年2月12日初版発行

発行元 日本赤十字社 総務局 組織推進部
青少年・ボランティア課

住 所 〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3

電 話 03-3437-7082(ダイヤルイン)

映像資料集（付録）	本教材での使用
紹介ビデオ	－
生徒向けビデオ	
クリップ1 戻りたくない	第2章・1で使用
クリップ2 人を殺し続ける地雷	第2章・2で使用
クリップ3 私たちがソンミ村でやったこと	－
クリップ4 家を追われて	－
クリップ5 闇の中の光	第4章・2で使用
クリップ6 被拘束者の回想	－
クリップ7 行方不明者 知る権利	第4章・3で使用
クリップ8 演劇を通じた戦争体験	学習のまとめと評価で使用



〒105-8521 東京都港区芝大門1丁目1番3号 TEL 03-3437-7082 (ダイヤルイン) FAX 03-3432-5507